

# 第 3 回 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 9 日 (火) 開会

( 第 1 号 )

南 小 国 町 議 会

# 令和7年第3回南小国町議会定例会会議録（第1号）

令和7年9月9日  
於 議 場

## 1. 議事日程

### 開会宣言

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第47号 専決処分の報告について

（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号））

日程第5 議案第48号 専決処分の報告について

（令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号））

日程第6 議案第49号 専決処分の報告について

（令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号））

日程第7 議案第50号 令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書

日程第8 議案第51号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

日程第9 議案第52号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

日程第10 議案第53号 令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書

日程第11 議案第54号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書

日程第12 議案第55号 令和6年度南小国町下水道事業会計決算書

日程第13 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第14 代表監査報告

日程第15 議案第56号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）

日程第16 議案第57号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第17 議案第58号 令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）

日程第18 議案第59号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

日程第19 議案第60号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）

日程第20 議案第61号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）

日程第21 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第22 委員長報告 付託議案陳情第2号 経済建設常任委員会 令和7年付託

中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書

日程第23 議員派遣報告について  
日程第24 議員派遣の件について  
日程第25 閉会中の継続審査について  
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査  
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。 (9名)

1番	下 城 孔志郎	2番	北 里 桂 一
3番	佐 藤 穀	4番	森 永 一 美
5番	井 野 和 哉	6番	後 藤 六 男
7番	穴 井 秀 房	8番	穴 井 則 之
9番	井 上 則 臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。 (0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。 (2名)

議会事務局長 松 岡 洋 会計年度任用職員 室 原 明 子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町 長	高 橋 周 二	教 育 長	岩 切 昭 宏
総 务 課 長	朝 日 康 博	建 設 課 長	本 田 圭一郎
まちづくり課長	宮 崎 智 博	税 务 課 長 (会計管理者兼務)	河 本 孝 博
町 民 課 長	河 津 賴 子	農 林 課 長	穴 井 康 治
教育委員会事務局長	志 賀 美彩代	保 育 課 長	佐 藤 淳
福 祉 課 長	室 原 孝 平		

開会 午後 1 時 30 分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 皆さん、こんにちは。

本日の出席議員は 9 名です。定足数に達していますので、ただいまから令和 7 年第 3 回南小国町議会定例会を開会します。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

### 日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、8 番、穴井則之議員、1 番、下城孔志郎議員を指名します。

-----○-----

### 日程第 2 会期の決定

○議長（井上則臣君） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。

今定例会の会期につきましては、去る 8 月 29 日に議会運営委員会が開かれ、本日から 17 日までの 9 日間とし、その間の会議日は、本日、10 日、11 日、12 日、16 日、17 日に開くことに決定しておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、会期については、そのように決定されました。

一般質問につきましては、議会運営委員会で審議の結果、本日に決定されておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、一般質問の期日については、そのように決定しました。

なお、議会運営委員会におきまして、今定例会も一般質問をケーブルテレビにおいて放映することに決定しております。よって、撮影のため、ケーブルテレビ関係者の議場への入場を許可します。

-----○-----

### 日程第 3 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第 3、一般質問を行います。

3 番、佐藤毅議員。

○3 番（佐藤 毅君） 3 番、佐藤です。

質問を始める前に、先月 8 月に県下各地で起きました豪雨災害におきまして、犠

牲となられました方の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧を願うところであります。

また、災害ボランティアに参加協力いただいている町民の皆様、役場職員の皆様にも改めて感謝の意を申し上げます。ありがとうございます。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

今回は、町民の意思、意見や思いを取り入れた施策づくりについて質問をいたします。毎年、町の発展や課題解決に向けて新たな施策や取組、また数年にわたる継続的な取組が行われています。多様化する住民ニーズや変化を続ける社会環境等に対応していく必要があります。職員の皆さんのお苦労に感謝申し上げます。私たち議員も町民の声を聞き、現状を把握して、理想とする形、姿を認識して行政とつなげています。職員の皆様においても同様の思いだと思います。ただ、それ全てを施策として取り組み、形にするのは難しいことあります。

そこで、少しでも町民の声を取り入れた施策づくりをするために、今現在、町で新たに施策、取組を行おうとしたときの施策形成の過程がどのようなタイムスケジュールで、またどのような形で行われているのかお尋ねします。

それともう1点、町民や担当課局以外の職員からの要望や新たな施策、取組の提案等を取り入れる仕組みがあるのかもお尋ねいたします。答弁、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 3番議員の御質問にお答えをいたします。

御質問の施策形成過程につきましては、国・県、関連団体、自治会等の連絡調整を要する事業もあり、個々のケースにより異なりますが、町単独で取組を進めるような施策についてのスケジュール例を御紹介すると、次のような流れとなります。

まず、課題を把握・整理し、既存の事業で対応できないか、新たな事業に取り組むべきか等について、必要によっては私を含め、担当課局を中心に検討を行います。事業に取り組むこととした場合、10月頃までには必要経費の算出や実施要綱の案を作成いたします。次に、11月から12月頃に新年度予算要求案を作成し、翌年1月頃に予算査定を実施し、予算査定が終わりましたら、3月議会の新年度予算案に計上し、議決を経た場合には、実施要綱等を施行し、翌年度に事業を実施いたします。

以上が大まかな流れとなりますが、年度途中に早急な対応が求められる事案が発生した場合にもスケジュール感は変わりますが、同じようなプロセスを経て補正予算を計上させていただき、議会の議決をいただきましたら、年度途中でも必要な時期から事業を実施させていただいております。

また、町民の皆様からの御提案を取り入れる仕組みにつきましては、日常的に窓口や電話での御要望を承っておりますし、町政座談会や総合計画の町民アンケートなどで頂戴した御意見・御要望も、課題の把握と施策検討に活用させていただいております。

職員からの提案につきましても、各課局の所管事務に関する事業が効果的なものとなるよう、課局長の指示の下、日常的に事業の見直しや新規事業への取組の検討に活用しているほか、町の営業、子育て、業務効率化などの、課題解決に向けては幅広い意見を取り入れるために、課局を横断したプロジェクトチームを組織し、多様な視点から効果的な事業を実現できる体制づくりに努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。答弁、ありがとうございます。

今から9月、10月にかけては、職員の皆さんは既存の事業で対応するのか、また新たな事業を考えて実行していくのかという形で頭を悩ませる時期になっていくということでございますね。施策の形成過程において、まずその現状の把握や問題点の発見、洗い出しといったところ、また理想の形、姿を認識する上においては、やはり町民の声というものが大事になってくるのかなというふうに、私は思います。

そこで、先週、お出かけ知事室が行われました。木村知事は、現場主義を大切にされているということで、県民の声を直接聞く必要があるということで開催がされております。

そこで、最近、広報営業活動で、県外へお出かけが増えている町長におかれまして、例えば各町内自治会単位でのお出かけ町長室を実施するとか、改めて町民の声を直接聞く機会というものを設けてみてはいかがかなというふうに思います。

それと、座談会、令和6年度は4回行われました。参加者もそう多くはなかったと思います。総合計画のアンケートにつきましても、限定的な方のものになります。そこで、もう少し幅広く町民から意見・要望が届くような、例えば役場に行かなくても声が届けられるように、町長へ直行便みたいな意見箱ですとか、ホームページにあります町長室から直接メッセージが送られるようなシステムですとか、いつでも町民の声が直接町長に届けられるような形をつくってはどうかと思いますけども、御意見を聞かせてください。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ありがとうございます。

まず、座談会に関してでございますけれども、今度がちょっと時期を逸しまして、

今のところは11月の終わり辺りに開催を、今年はさせていただこうと思っております。といいますのも、ちょっと私のタイミングと、そういったところが合わなくて開催できなかつたということもございまして、新年度予算の要望も踏まえた中では11月の終わりぐらいがちょうど農繁期の繁忙期から少しずれるというようなこともありますし、新年度予算を形作っていく時期でもございますので、そういった時期にさせていただこうと考えております。今のところは、同じような形で4つの場所で開催をさせていただくということで予定はしておりますけれども、議員がおっしゃられたような、ホームページにおけるメールで直接来るだったりとか、そういう窓口において、何か紙で直行便みたいな感じの箱を設置するとか、そういったところはまたすぐ対応可能かと思いますので、そういったところで対応したいと思いますし、また同時に自治会の集まりというのが年1回、自治会長とかの集まりがございますけれども、その中でもし何か自治会ごとにいろんなイベント等があるときは、いつでも声かけいただければ、私のほうから出向きますのでということで、実際、そのときに行ったのは1か所からお声がかかって、行っただけではあつたんですけども、そういう機会も何かしら増やしていく必要はあろうかと思います。もちろん、例えば役場でお会いした方だったりとか、イベントでお会いした方とか、そういうところにいろいろな課題のお話だったりとか、そういうところはふだんから聞くようにはしておりますので、そういうところを踏まえながら、先ほど御意見いただいたような形での手法といったところも考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。令和6年度に続いて、また座談会をしていただける。これは幅広くお声掛けをして、多くの町民の方にぜひ参加していただけるような形を模索していただきたいと思います。

また、私の地元の話になりますけど、ここ数年、馬場の夏まつりに町長来ていただいて、お酒を酌み交わしながら、地域住民の方たちと楽しく談笑されている姿を見させていただいて、やはり住民といろんな話をしている姿、ここは町長の原点じゃないかなと、私は感じるところです。以前、町長と話をしたときに、女性の声を聞きたいと、町民の方の女性の声を聞きたいというような話をされたような記憶を、雑談の中でした覚えがあります。ぜひ町民と話す時間、機会をつくっていただいて、直接、どんな形でもいいですし、町民の声が聞き取れるような場、機会をつくっていただきたいと思います。

それともう1つ、事業策定の中、段階においてのお願いになります。今現在、課

局長の会議というのは月1回、定期的に行われると思っておりますが、審議員や係長クラスの会議というのは、多分されていないとお聞きしました。この辺、情報の共有や意見の交換の場として設けていただき、横の連携をした上で施策の提案等につなげていただければと思います。役場職員として次なる幹部となる人材育成にもつながりますし、町全体を考える良い機会になるんじゃないかなと思いますけれども、この辺り、役場内部の話ではございますけれども、いかがでしょうか、実施について。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 御質問、ありがとうございます。

係長、審議員の会議というのは、今現在は行っておりません。月1回の課局長会議というところになっております。職員の業務も多忙で、いろいろとございますけれども、実際は課の中で係長、審議員、この前、佐藤議員が言っていたように、係が違えば、別の係がしている仕事が分からないと、そういうことが確かにあるのは、やっぱりきちんと職員のほうはみんな分かっておかなければいけないというところがありますので、課の中できちっと係長、審議員、そして別の係の係長の中での情報共有というのは、きちんとしておかなければいけませんけれども、なかなかそこができるないところも確かにありますので、今後は各課の業務も多いですけれども、そういう係長、審議員の関与というか、情報共有の場というのは考えていくたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。一番現場をされている審議員とか係長クラスの方たちですので、毎月やるというのは厳しいのかも知れません。であれば、2か月に1回、3か月に1回、情報の共有の場というのは、もうぜひ必要だと思います。隣の課で何をやっているか、自分はこうやっているけど、同じことを隣の課で似たようなことをやっているというような話を聞きます。であれば、どこかで共通して同じものを作り上げたほうがいいんじゃないかというような話も、この間させていただきました。そのときに、そういう会議がないので、私たちは個別に行かないといけない、下りてこない部分もあるので。逆に下りてくるのが、もう計画している段階で下りたきたものだから、それをどう調整するのかというのが難しいという話をされておりましたので、これはぜひ機会を設けてもらって、これはもう人材の育成にもつながってくると思います。この町のかじ取りをしていただく役場職員さんですので、ぜひその辺もお願いをしていただきたいと思います。

最近、自分たちの町は自分たちの手で良くしたいというような意識をもっている

町民が多く増えたように、私個人的には感じます。やはり町民の意思を行政運営に反映させるためにも、情報の発信を積極的に行い、いろんな形で町民の声、意見を言えるような方法、形を考えていただきたいと思います。また、同時に多様な職員の意見も取り入れて、施策づくりにつなげていただきたいというふうに感じます。

次に、予算査定の前の段階で、予算要求案の作成について質問をさせてください。これはぜひ議会との連携、協議をする場というのを設けていただきたいと思います。現状、今までですと、議員が新年度予算の事業等を目にするのは3月定例会のときです。そのときに約170ページにもなる予算案を見て、審議・質疑を行いながら判断しなければなりません。正直、細かい施策、事業の中身まで把握することは非常に難しい状況にあります。もっと議員も町の施策づくりに関わり、責任を果たしていかないといけないというふうに、私は思っているところです。

そこで、適宜、常任委員会を開き、活動を行い、新年度事業や年度途中での事業についても、各課局からヒアリングを行い、執行部と議会と一緒にになって議論・検討をした上で、予算計上、査定へつなげられたらどうかなというふうに思います。議員の経験のある町長にも御意見を聞かせていただきたいと思います。お願いいいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

予算査定では、いろいろ執行部のほうが、財政係のほうが各課から上がってきた予算に対して、いろいろと状況を見ながら、その分を上げたり、次回に回したりとか、いろいろございます。今、佐藤議員が言われたように、議員の皆様、確かに3月にしか見ずに、そのときにこれはという話になることも確かにございますので、先にいろんなこういう事業が出てきたというところでお話をしても、お互い協力をして、それを組み立ててしていくというところは全然悪いところではないと、私個人としては確かに思いますけど、一応執行部側じゃないですけれども、一応その辺りは相談をしてから、お返事のほうはしたいとは思いますが、確かに3月議会でごたごたとなるより、やっぱりスムーズな議会運営ができるほうが、私たちとしてもそこは良いと思っておりますので、その辺りはちょっと考えていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。特に新年度予算に関しては、ページ数ももうございますし、ボリュームが一番あるというようなところもございますので、今、総務課長も答弁しましたけど、どこまでその前の段階でやれるのかというのは、正直、すみません、私のほうも今、即答はできませんけれども、例えば議会の開催の方法として、

開会をして、そのまま例えれば経済建設委員会とかに分かれてとか、総務文教は総務文教で分かれて、そういう予算のどういうふうなものが今年度予算化されているのかという、その委員会みたいな感じで、他の自治体ではやっているところもありますけれども、何かそういった手法も一つ取れるのかなというふうには感じたところでございますので、そこはまた改めて、こちらはこちらで相談しながら、また議会だったら議会運営委員会だったりとか、といったところでの協議をさせていただければと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 議長のお考えは聞くことができますか。

○議長（井上則臣君） はい。両委員会、常任がありますので、お互いに前向きな姿勢で、事前に、決定ではございません。あくまでも議論をし合うということは大事かと思いますので、そのような形が取れたらと思っております。

以上でございます。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

本町は本会議主義を取られているので、取っている関係上、全て議案として上程した後、この場で決めるというようなやり方だと思います。他の自治体は、委員会制を引いているところは、先ほど町長が言われたように、上程した後、委員会に付託して、その中で審議してというような形が取られていると思うんですけど、上程される前の話で、大きい事業案件とかを議会と一緒に作り上げていけないかという話をさせていただいたところです。ですから、これはもう通常の常任委員会を適宜開いて、各課との意見交換だとかヒアリングをしながら、これは新年度予算に上げますよとか、こういう取組をやっていきますよということをしていけば、予算化された後でも、これはあのときの話だねとか、こういう聞いた話だねというのが共有できればいいなというふうな思いです。ですから、全てを見るというのは、私たちも不可能というか、そこまで審議しなくても通常のものもあるでしょうし、事業化されたものに対して、これはどういう思いで今回、今年やるんだよとか、継続するんだよとか。継続するにも、去年はこうだったけど、今年はこういうふうにやり方を変えますよとか、そういう意見交換。それが当然、町民のためでもありますので、そういう形になればいいなという思いでお話をさせていただいているところです。議会として、しっかりと対応していくことも、それに執行部側も御協力をいただければというところで、この件に関してはいいかなと思います。

その町の課題解決に向けて、多くの町民の声を生かしながら、施策の計画、実行を行っていく必要というのがあるのかなと思います。その結果が行政サービスとし

て町民の期待にしっかりと応えるものであることが一番大事なことかなと思っております。

次に、予算査定後のことについて質問をさせてください。せっかく各課が協議・検討した上で施策、事業も財政係の予算査定の中で、見送られることが、ケースがあるかと思います。この見送りとなった施策、事業について、まず町長は全て把握されているのでしょうか。また、見送りとなった施策について、その後、復活して予算が再計上されて、事業の実施となったものがあるのかも教えてください。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。査定自体がやはり、まず担当課と財政部局の査定自体が、結構、数日間に渡ったりとかするものですから、私がその中にずっと入っていて、これはOK、これは駄目というところまでは見ておりませんので、全てを把握しているということはありません。一回査定で落とされたものが、また復活したとか、そういったところは、ちょっとこちらのほうでも調べないと分からないものですから、今、私が答えることができないというのが今現状でございます。

あとは、本当に担当課と財政部局が協議しながら、これはどうしても町長案件といったものが町長査定のときに上がってくるような状況もございますので、その前の担当部局と財政部局との査定のときには、なかなか公務の都合とか、そういったところによって入れていない。だから、全ては把握できていないというのが実情であるということで御認識いただければと思います。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。当然、予算額に枠がありますし、事業の中身については優先順位があるというのも当然承知しているところでございます。

そこで、またお聞きしたいのが、今年度、議会でデジタル化を推進するための予算要求がされました。査定で見送りとなっております。今定例会においても、紙の予算書の差し替えがありました。3月定例会においても同様の事案が起きております。差し替えにおいては、処分した紙の量は相当な枚数になっています。資源の無駄遣いと、職員の作業量を考えれば、早急に対応するべきものだと、私は思いますけれども、これがなぜ予算計上から見送られたのか、理由を教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ただ今の御質問にお答えをいたします。

そのときの予算の部分では、議会のほうから上がって、執行部側のほうからはまだ上げておらずに、急々に今すぐ、ほかの予算もそうなんですが、絶対これは今急々にしなければならないのかという辺りから、やはり落として予算査定をしてお

りましたので、そこで確か一度落としたと思います。今現在持っている、今役場が使っているもの、あれがちょっと使いにくいくらいではないかと。電波の状況、そして産山村でもそれを行っておりましたけれども、なかなかうまくいかないと。そういうところもありますので、その辺りを全部勘案して、一度落とさせていただいたというところが理由でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。後に森永議員さんからもありますけど、DX化とか、デジタル化、紙資源の有効活用だとか、そういうことを考えれば、予算額が300万円ちょっとだったですかね、要求したのはタブレットが十何台だったかな、それとシステム的な部分ですか。なかなか、でもやっぱりもう時代の流れですので、ここは進めていかないといけない部分じゃないかなと思います。執行部側のタブレットの問題であれば、そこは予算追加しても、共通の機械を導入すればいいだけのことですし、難しいことをしようとするわけじゃなく、ただ、この紙ベースのものをデータ化して紙の削減につなげていこうと。その差し替えがあったときも、データの入替えをすれば済むわけですから、何千枚も処分せずに、ただやり取りするだけで済むので、そういうふうに考えると、まだ抵抗がない私は、なぜできないのかなというのは非常に思うところでございます。ぜひ、あと任期も2年を切りましたけれども、早く入れていただきたいなと。そして、使えるようになって、もっと、今日傍聴に来ていただいている皆さんにも画面越しにいろんなものが出来るような、よその議会ではありますけど、そういう情報の提供だとかも見れるようにしていければ非常に議会も進むんじゃないかなだと思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

見送られた事業というのも、今言いましたように、しっかり協議する場というのも必要になってくるのではないかなと思います。実際、その見送りとなった事業について、必要に応じて情報公開をお願いしたいところでありますけれども、その中身というのはなぜ見送りとなったのか、もっと言うならば、次年度以降の継続審議ですよとか、いや、もうこの事業は中止になりましたとか、そういうような協議の中身が見えるようにしていただきたいと思いますけど、実際落とされた事業について、データ化されているものがあるのかないのか、そこら辺を教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。予算査定で行った分というのは一つずつ、ある程度理由を財政係のほうで付けております。余りに細かくは、どんどんどんどん各課加算されていきますので、1つについていろんな理由までは書き留めてはおりま

せんけれども、ある程度のことは書き留めて、その予算の中からその分を落とした分とか、そういう分を引き出して一覧にすることは可能でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。当初見送られた事業においても、年度途中で必要な時期が突然来るかも知れませんので、そういう意味においても情報として議会と共有できたらいいなというふうに、私個人的には思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

少し質問の趣旨とは離れますけれども、今行われている事業で、今後どのように町の発展につながっていくのか、非常に気になるところがありますので質問させていただきます。2つあります。

1つが、楽天との連携事業です。2023年11月に連携協定が締結されております。目的がデータを利活用した官民競争による地域経済、産業活性化に取り組むとなっております。具体的にどのようなデータが楽天から町に来て、そのデータをどう経済産業の活性化につなげているのか、またはつながっていくのか、既に実例として行われているものがあれば教えていただきたいと思います。

2つ目です。今年度、地方創生伴走支援対象自治体に選ばれています。本町の担当は、国交省、厚労省、農水省の方が担当になっておられます、具体的にどんなことについて伴走支援が行われているのか説明をいただきたいと思います。お願いします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

まず、楽天との連携協定でございますが、常に楽天からデータを無条件に共有いただけるというところではなくて、システムを活用しまして、楽天と協議をしながら、どういうデータが欲しいのかというところを、こちらも要望しながらというところになります。その中で、やはりデータが直接、町民の方に利益を及ぼすかといわれると、そういうわけではなく、やはり我々が計画、若しくは政策を立案する上で、その根拠となるデータを集め、それを基にやはり根気ある政策立案を進めるという部分においては、やはりそういう統計データ、プラス楽天が持っているようなデータを活用するというのは、非常に有効であるかと考えております。その中で、やはり観光基本計画を策定する上でも、やはりその計画の、こちらが推測というか、それぞれ仮説を立て、その中でやっていく上には、やはりデータを基に仮説を、正しいものなのか、ちょっとと思い違いをしているのかというところを判断するという上では、そのデータの活用というのは非常に有効であるかなと思っております。そ

の先に、じゃあ実際どういうものなのかということでアンケート調査を行ったり、そういった実際のデータ取りを行い、それをまた計画の策定に生かしていくという流れになるかと思います。その計画を作成する上での立ち上がりのところの基礎資料といいますか、大元となる部分におきましては、やはりあらゆるデータを駆使できるほうが、より有利でございますので、その点においては楽天との連携協定というものは有効に働いているかなと感じているところでございます。

また、地方創生伴走支援におきましては、現在、3名の国の方が協力をいただいて、チームとして支援をいただいております。その中で、1回来町いただきて、うちの町の状況等を把握いただきまして、その後、前後でオンライン会議で、月1、2回、頻繁に多いときは週ごとに会議をしたりというところで、現在会議を進めているところでございます。その中で、うちとしてはこの伴走支援に申し込んだ大元としましては、本町の地域公共交通をどうしていくかと、その方向性を考える上で、有効な交通施策をどうしていくかというところを、今、共に協議を進めているところでございます。既存の事業、今、小国町と合同でやっておりますにじバス、小国郷ライナーと、町がこれは交通施策というよりも、福祉的な側面もありますけれども、タクシー利用助成事業というところで事業を展開しておりますが、その事業において特にタクシー利用助成事業の方向性としては、これで間違っていないのかとか、もっと方向性としては違う方向性もあるのかといったところも議論に上げつつ、ほかの施策として交通空白地帯の交通をどうしていくか、また観光客の交通をどうしていくか等々、そういった側面で今、協議を進めているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

なかなか、新聞には伴走支援のほうですね、新聞には出ましたけれども、実際何をされているのかなというのが、非常に町民の方にも御理解というか、分からっていないところがあるのかなと思います。逐次、広報きよら等でもそんなことを国と一緒に考えていますよというようなお知らせもしていただければ、非常にありがたいのかなと思います。

町において、いろんな事業を行われております。私個人的には良いまちづくりに向けて大変いいことだと思っております。ただ、その施策の実施と同時に、実施後、実行後の結果もしっかりと検証することというのも大事かなと思います。今定例会も令和6年度の決算について審議がされますけれども、私個人的には金額も大事ですけど、事業の中身がもっと大事だなと考えています。

そこで、御提案という形になると思うんですけども、事業推進において、全て

の課局を横断する形で、例えば政策推進課みたいな部署を設けて、計画から実行、そして検証、評価、改善を行い、事業推進の効率化を図ってはどうかと思います。先ほど、楽天のデータの利活用についても言わされましたし、今後予測されますJA跡地の開発等において、専属のチーム編成というのも必要になってくるのかなと思います。人材的には民間の活用も含めて検討してみてはいかがかなと思います。また、そのことによって職員の負担軽減にもつながるのではないかと思いますけれども、このことについて、町長、いかがでしょうか。御意見をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

ちょっと、すぐ作りますと、そういったところは正直言えない部分はあるんですけども、先ほどお話があつてありますとおり、同じようなことをやつていながらも、結局は課がまたがっているとか、そういったところも正直ございます。後ほどの一般質問でもありますけれども、やっぱり住宅関係だつたりとかしますと、建設課もそうですし、今は結構空き家バンクとか、農地もセットのほうがいいとか、そういう話があれば農林課の話にもなりますし、農林課で所管している住宅もある、教育委員会で所管している住宅もあるとか、そういったところで結構、意外といろいろな課にまたがっている部分が、同じような似たようなことをやつていたりとかする部分もありますので、そういったところは今までやってきておりますようなプロジェクトチーム、課を横断したプロジェクトチームを作つていくのかとか、そういう話にもなる得るかと思います。また、この政策推進課のほうで、どういったことを担つていくのかというところも一つ考えなくてはいけない部分だろうと思いますので、それぞれの今ある課と、それとの役割分担といか、担うべき仕事というところを考えてみたいと、これは会議の中でとは思います。今のところは、取りあえずそこまでしか言えないかなと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

突然の提案でございますし、ただ、こういうチームがあると、やっぱりまちづくりの中において、核となる部署という形になつて、推進力というのは非常に増すんじやないかなというふうな、個人的な思いです。今、各課の担当課はいろいろやられていますけれども、なかなか、先ほども言いましたように、同じ方向性で、同じことをやられている部分というのも見受けられますので、何かやっぱりそこを各課を横断するような形でできたらというふうな思いで提案をさせていただきました。

最後になります。町民参加型の事業で1つ御提案させてください。彦根市が、彦根の中学生が地域社会を変えると銘打つて、生徒会長公約実現事業なるものをふる

さと納税を活用して実施されております。御存じないですか。彦根市が各中学校、7つの中学校の生徒会活動に対して補助金を交付し、生徒会長の公約実現を支援し、生徒の主体的な自治活動を促進することで、生徒が身近な課題や社会的課題を自分事として捉え、主体的に考え、協働的に取り組み、改善や解決に向けて行動する実践力の育成を目的としているということでございます、

本町においても、平成28年から、南中3年生を対象に、子ども会議を毎年開催しているところです。子供たちが提案から計画実行・実現までできるような取組、事業をしてみてはどうかと思います。地域の未来を担う若者の挑戦を応援するものもありますし、人材育成にもつながると思いますけれども、町長、教育長、御意見を聞かせていただければと思います。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　はい。ありがとうございます。

子ども会議も、ここ数年、多分5年ぐらいにはなると思うんですけれども、そういったことをやりながら、最近であれば、あそこのボスマートの設置とか、そういったところで形にしたというところはありますけれども、生徒自身の力を養うというか、そういった課題解決能力を育むといった意味では、何かしら自分たちが考えたことに予算付けして、それを実行してもらうとなれば、子供たちの自信にもつながるんじゃないかなと思います。

あと、私の身近でいえば、インターンシップで来た生徒さんが、ちょうどコロナ禍であったときに、疲弊している観光業だったりとか、農業といったものを盛り上げるためにどうすればいいのかというのを、担当課も交えながら考えたときに、商品券を発行して、それを飲食店で使えたりとか、お土産屋さんで使えたりとか、あとは何かそういった商品券を使って地域経済を回そうみたいな感じのアイデアが出て、それを予算を通していただいたような経緯もございましたので、そういうことによって、これから社会に出たとき、また高校だったりとか、大学だったりとか行ったときに、自分の中の自己実現力というか、そういった課題解決能力というのも自信につがるんじゃないかなというふうに、個人的に思っております。

ですので、いつも言っておりますけれども、やはり子供たちは我が町の宝でもございますので、そういうところに関しては、未来への投資といった意味合いで、何かしら予算化をすることは、私はあってもいいんじゃないかなと思っております。そこはまた教育委員会だったりとかとも協議しながら、何かできるのかというところを考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君）　岩切教育長。

○教育長（岩切昭宏君）　はい。佐藤議員さんの提案、大変ありがとうございます。

特に小学校・中学校を通して、キャリア教育ということを中心にしながら、地域を素材として自分たちが立案しながら、それを実際つくり上げ、そして最終的に販売をするという、そういう流れを小中学生の段階で経験できてくれれば、結局、あとあと南小国町の中での起業とか、そういったところにもつながるし、そこは大きな自信にもつながっていくだろうと思っています。

本年度の町インターンの中で、子供たちがファブラボの中で小国杉を使った扇子を作りました。これを薄く小国杉をスライスした感じで、それをうまく組み合わせて扇子にして、きよらカアサで販売すると。これは2,000円で販売をしているんですけども、子供たちのアイデアの中でそういったことが出来上がっていきますし、これまでも旅館に行って、必要としている、例えばテーブルが必要であれば、どういうテーブルが必要なのかとか、そういったのを聞き取りながら、テーブルを作って、その旅館に納品するとか、そういったことをやったり、また自分たちオリジナルの例えばお子様ランチを作るとか、そしてそれを販売してもらうとか、そういった経験をさせてもらっています。

今回、またケーブルテレビ等でもありますけれども、きよらっ子の歌というのを南中生徒会が中心になって、小学校の児童会とうまく連携しながら作り上げてきています。今後、ケーブルテレビとか、そういったまたきよら祭りあたりでも披露していくますけれども、そういった子供たちが自分たちで考えたものを実現させて、それを広く行き渡らせたり、販売したりしていく、こういった経験を今後ともしっかりと充実させていきたいと思っていますので、そのためにはやっぱり資金が必要な部分がありますし、ただ、南小国は非常に恵まれているところで、各学校で後援会がありまして、その後援会がかなりの額、各学校に寄附をしてくれているというところで、そういった扇子作りだったり、いろいろなものでお金が必要なときには、各学校、後援会費から出してもらっているというような現状ですので、そういった資金がもっともっとあれば、いろいろな子供たちのアイデアを実際に形にして、広く広められるかなと考えてはいるところですので、ぜひ何かそういうのが実現できるように、またいろいろ教えていただければありがたいなと思っています。

以上です。

○議長（井上則臣君）　3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤　毅君）　はい。数少なくなっている子供たちを、いかに南小国のために将来にわたって貢献できるような人材となっていくか、そういう意味合いにおいても、中学生、小学生まで落とすか分かりませんけど、中学生時代というのは、非常に重要な時期じゃないかなと思います。ビジネスの経験だとか、当然、物を作って

売る、利益を上げて、それをずっと継続して資金を回していくというようなことも、それができれば非常に恵まれた環境かなと思います。

もう1つは、私は小国高校も今いろいろと取組をされていますけれども、小国高校生にももっとそういう活動をぜひしていただきたいなと。職業選択の上においても、やはり高校卒業した後というのは、実社会に出ていく方もおられるので、そういう経験値を上げるというのも、非常に大事なことかなと思いますので、ぜひその予算、事業化できればそれが一番いいです、検討をしていただきたいと思います。

締めくくりになります。今回、施策づくりの進め方について、質問と提案をさせていただきました。社会環境や価値観の変化に伴い、行政に求められる住民ニーズというのは多様化・高度化しています。その住民ニーズを的確に把握して、町民が真に豊かさを感じられる地域社会実現のために、行政が一方的に政策を考え実行するのではなく、町民の知恵やエネルギーを引き出し、政策を共に作り、施策や取組につなげていく姿勢も求められているのではないかと思います。

令和8年度に向けて、政策協議がこれから始まります。職員の皆様におかれても、変わりゆく社会環境等を敏感に感じ取っていただき、問題を発見し、町民が真に求めるニーズを掘り起こし、自由な発想で解決策、企画・提案をしていただきたいと思います。

私議員としても、少しでも町民の声をつなげ、問題が解決できるよう知恵を出し、住み続けられる、住みよい町になるよう努力してまいります。政策実施の結果が行政サービスとなります。その結果を手にするのは地域住民、町民です。町民の信頼に応えるためにも、共に頑張っていきましょう。

一般質問を終わります。

○議長（井上則臣君） これにて、3番、佐藤毅議員の一般質問を終了します。

続きまして、一般質問に入ります。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 7番、穴井です。

まず、先月の豪雨災害でお亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様の一刻も早い復旧を祈念いたすものでございます。

それでは、通告に基づき、質問をさせていただきます。

移住定住希望者の住宅及び住宅用地の確保に対する対応状況と今後の対応についてということでございます。今年、令和7年3月議会で、今の質問に対しまして、町長より、早急に対応したい旨の回答があったところでございます。その後の対応状況を、7月22日に開催されました経済建設常任委員会の、まちづくり課に対す

る所管事業調査の折に問うたところでございますが、今のところ、対策らしいものはなされておらず、土地、賃貸住宅等は、以前同様ないという状態が続いているという回答でございました。

一方、町のほうでは、首都圏等で開催されます移住相談会には、随時参加されておると思いますが、その折に移住希望者を町のほうには求めるということでございます。しかし、移住要望があっても、現在の状況では移住先が見つからず、移住希望者に不信感を与えるのではないかと考えるところです。一朝一夕に解決できる問題とは考えておりませんが、移住希望者を求めるならば、それなりの対応は必要と考えます。今後の早急な対応を聞きたいと考えております。

3月議会の折に、町長が人口減少対策として、移住定住は重要な施策という回答をされておりました。また、町内の住宅事情のため、移住希望があっても、希望に沿えないケースがあるという回答もありました。

その中で、茨城県境町の住宅建設から賃貸状態を20年続ければ、その人への譲渡ができるような仕組みをつくる、そういった時期がきているとの認識も示されております。

また、町長がよく言われるんですが、PFIとかPPP、民間のお金を使った賃貸住宅の建設等でございますが、これが町長は実際町がするよりも良いんじゃないかというような言葉をときどきお聞きすることがございます。ただ、これは3月のときも回答がございましたが、戸建て住宅は望めないというような気持ちをしております。現実には、またこういう形でいくと、アパートを造る建築があるのでないかと考えており、アパートを造る折に町のほうが助成をしますけれども、1部屋100万円ですかね、この助成が出たとしても、アパートの賃料というのは相当高い賃料となっておるような気がいたしまして、移住者の方々にはそこを借りるということは非常に難しいのではないかと思われるところです。

こういうお話を3月に回答いただきまして、それから半年程度でございますが、その後、どういった検討がなされたかということを、まずはお聞かせ願いますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 7番議員の御質問にお答えをいたします。

令和7年3月議会の際に、土地の問題や、要望の多い賃貸物件として、戸建てにするのか、集合住宅にするのか、町単独で整備するのか、民間の力を借りるのかなど、様々な選択肢の中で何ができるのかを考えつつ、現状の取組も踏まえ、今後の対策を早急に考えていきたいと答弁したところです。

それを受け、先月から関係する課、局長とともに、現在の取組状況、管理してい

る住宅の現状、また抱えている課題などを共有し、今後の方向性を議論をしております。今後も継続的に協議しながら、現行制度の見直しや新たな制度の創設、宅地の確保や開発等を模索してまいります。併せて、民間のハウスメーカーなどとの意見交換を行い、南小国町に適した住宅確保の在り方を検討していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

検討はされておるということでございますので、半年ということで、そのくらいのことしか時間的には無理だろうと考えるところでございます。ただ、今後とも、それを続けていって、なるべく早く早いうちに実施の方向に続けていっていただきたいと思っているところです。

今回、非常に私的なことでございますが、身内が急に家族5人で当町に帰つてくるということとなりました。その折に借りられる住宅をいろんな方面から探しましたが、とうとう見つからずに、このままではほかの町への移住ということも検討の一部に入りましたですから、それはやめてくれという状態になったのが実情でございました。現在、我が家に同居している状態となっています。

この家を探す中で、3月議会の折にも、まちづくり課長からの回答にあったところでございますが、仏壇や荷物を置いている、現在は住んでいないけれども、荷物があるとか、仏壇があるということで、実際は住んでいないけれども貸せないんだというようなお話が何軒かの家主さんからお聞きすることができました。この仏壇や荷物の相談を町としましても、3月の回答の折に仏壇の話とかは出たわけでございます。今後どうしていくかということをいろいろ打ち合わせていくという回答を得たわけでございますが、それから半年、先ほどの中では、その詳細なところまでは入っていないということでございましたが、その辺り、どういうふうに考えているかということを、これはまちづくり課長のほうがいいですかね、お聞かせ願いたいと思いますが。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるように、空き家を所有しておられる方で、町外にお住まいでの実際、今こちらのお宅にはお住まいではない。でも、仏壇、荷物があって、所有者の方は貸したくない、売りたくないという御意向の方が大変多いというような状況でございます。

まちづくり課としましても、空き家の調査を、また今年度も行っておりまして、

移住定住コーディネーターと担当者で、それぞれの行政組長さんに御協力いただいて、情報を提供いただいた後、またそれぞれの地域で調査をかけているところでございます。その中で、やはり空き家があった場合、利用できる空き家、ちょっと古すぎて利用できない空き家、それぞれございますけれども、所有者の方への御意向というのは、また御確認をさせていただいているというところでもございます。

そのところで、こちらのほうとしても御理解・御協力をいただきたいというところは、その都度、お願ひしているところでございます。これをなかなか急激に、この状況を改善するというのは、非常に難しい問題ではありますけれども、そういったところで地道に、そういった調査をかけつつ、やはり所有者の方と対話をしつつ、御理解をいただけるように、こちらのほうも説得、理解しながら、取組は続けてまいりたいと考えておりますし、またの中でも数は少なくはありますけれども、賃貸に応じていただける方等も、中には出てきていただくというところもございますので、こういったところを地道に続けていきながら、移住定住、空き家活用住宅とか、若しくは空き家バンクに登録して賃貸物件として貸し出す、若しくは売買につなげていくというところを継続して取組を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

この仏壇等、非常にナイーブな問題ではございますけれども、1軒の住宅が空いたまま、その人には当然よるわけでございますが、家の管理というのは何か空気を入れ替えることが一番大事なものであるというようなことをよく聞くものですから、仏壇の管理について、町のほうから積極的に、お寺さん辺りともお話ををしていただいて、仏壇の管理を、例えばお寺のほうにお願いできるような状況とか、できないかなと思うところもあります。非常に個人的な問題ではあると思うんですけども、お寺さんのほうに、町のほうからそういう預かる場所とか、そういうのが何かできないものだろうか。そうすると、非常に数が増えてくるんじゃなかろうかと思います。

それから、荷物も同じことです。荷物を置く場所がないということで、1部屋だけを荷物にしておるというような、荷物部屋になっておるんだというようなことで、空気の入替えはないものですから、家自体は非常に傷んでおるというような話も、物件を探したときにお聞きしたところでございます。こういうのも何か、町でするべきかどうか分からぬんですけど、今、助成金が50万円ぐらい出ておるかと思しますけれども、そのお金で足りるかどうかは分からないなと考えながらも、いろんなそういう貸す側のほうの立場にたった施策というものも考えていくただけ

たらと思っております。よろしくお願ひいたします。

それから、先日、お出かけ知事室、この折に集落支援員さんの方からも同じように移住者向けの住宅対策の質問が知事に対してございました。支援員の方は、住宅事情から、空き家を更地にして新しく住宅建築をするために助成ができるのかという要旨で質問があったと思っております。知事のそれに対する回答は、解体更地にして、同じ事業者による同じような様式の賃貸物件ばかりではどうだろうか。古民家の再利用も考えるべきではとの意見があつたと思っております。県もそれに対して、いろいろ検討を重ねているということでございました。南小国町が住宅実情により、移住定住希望者を取りこぼしているのは残念だという言葉も、知事のほうからございました。この同じ賃貸物件というのは、町長がよく言われる、先ほども言われたPPPとかPFIですね。こういう業者の方々との協議の結果、今まで生まれてきているのと同じようなことが、今後も発生するのかという気もいたします。木村知事も同じ建築群ではなく、町独自のデザインで、町の特徴を生かした町のほうが魅力があるとの要旨の回答をしておられました。それにつきまして、町長はどう思われましたでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

まずは、空き家に関してでございますけれども、どうしても住まいとして使える空き家、もう使えない空き家、解体して撤去しなければ危険性も及ぶような空き家とか、そういったところがございますので、ちょっとこの辺りはまだまだ議論の余地があるんですが、何かしらの条件を付けながら、例えば町のほうで解体をして、その土地を今後譲っていただくとか、何かそういった方向性で考えられないかといったような議論も一つあるのは事実でございます。どうしても空き家のまま置いておかれても、なかなか近隣の住宅の方も不快な思いをする方もいらっしゃるかも知れませんし、危険性が及ぶということも考えられます。

しかし、一方では解体したら、またちょっと税金が上がってしまうとか、そういったところの話もございますので、それでは多分一向にこの空き家問題というのは解決しないんだろうなと考えているところでございますので、そういった意味では何かしらちょっといろいろなクリアしなくてはいけない壁はございますけれども、町のほうで解体しますので、あの土地の利用に関しては、ちょっと町のほうにお任せいただけないかというような形での条件付での、何か解体といったところも今後考えなくてはいけないのかなと思っているところでございます。

あと、住宅の南小国町らしい住宅という部分に関しましては、今度、農林課のほうでモバイル建築の建物を、まずは実証的に建てるようなことにしておりまして、

まずは住まいとしてではないんですけども、例えばチャレンジスペースみたいな感じで、ちょっとした物販だったりとか、お茶を飲めるとか、そういったスペースをまずはつくってみようというような話もございますので、そういったまずは南小国町で何か、小国杉を使ったような建物、そういったところも考えなくてはいけないのかなとは思っているところでございます。

一旦、私のほうからは以上でございます。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

今ちょっとモバイル建築の話が出たので、それについてちょっと聞かせてください。現在、予算化されて、モバイル建築の設計、建築が今年度予算化されましたが、現在どうなっているかをお教えください。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

今現在、制度設計というか、設計書のほうがおおむね出来上がってきたところで、10月辺りにプロポーザルのほうで開始できればといったところで準備を進めているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

ということは、もう場所等の決定ができたということで考えてよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。私たちの想定としましては、旧管理センター跡地、バス停の横のスペースを考えているところです。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。了解しました。

あそこであれば、町民の方々からもよく見えるところで、利用もいろいろ検討されると思いますが、運営のほうに関しましても、どうかよろしくお願ひいたします。

前回、3月議会の折に質問しましてから、まだ半年余りでございますが、この住宅問題、特に移住定住希望者の方に対しましては、その折にも何度も言いましたが、早い対応をしないと、あつという間に時間は流れてしまいます。移住希望者を住宅事情から取りこぼさないということを、町として早期に考えていただかないと、ほかの地区、取り合いということはよくないとは思いますが、人口減少はもうずっと続いておりまし、その中で南小国町の人口も当然減ってきておると。そこで生き残っていくためにどういうことをすればいいのかという、まず来たい人がいるのに、

それを取りこぼしてしまうというのは、本当に残念なことだと考えるところでございます。早期実現が望まれる施策ということで、なるべく早く実施に移していただきたいと切に願うものでございます。

1つ提案ですが、そういう施策、先ほど3番議員さんの質問にもございましたが、施策の実行、実現のために、タイムスケジュールという町長の考える重要な案件につきまして、タイムスケジュールを皆さんにお諮りできるようなところに発表するといいますか、それをやってもらえないかなと思うところでございます。今まで幾つか、早期にします、早期にしますという回答はいただいたところでございますが、一向にらちの明かないものもあるかと思っております。このスケジュールを作つて実施すると町長が宣言すれば、職員の方、議会、町民の皆様で情報を共有することができ、あれどうなってるのということができるんじやないかと思っております。厳しいことだとは思いますが、今のこのスピードアップされた中では、そのくらいのことをして、先に先に進んでいかないと、この人口問題というのも解決できないと思いますし、いろんな意味から難しいこともやっていただけたらと思います。事業実施の可視化ということも大変大事なものじやないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最後になりますが、ほかの地域の施策に後れをとることがないよう、早急な対応を希望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　はい。ありがとうございます。

住まいの確保に関しては、緊急の問題であるというか、早急に解決しなくてはいけない問題であるということは事実でございます。ただ、ちょっとそういったスケジュール化がどこまで示せるのかというのは、正直、私も難しいなと思っておりまして、まずすぐできることといえば、今の現行の制度の見直し、例えば今、課局で所管している住宅の、例えば利用者というか、使える方をちょっと広くするとか、そういうことは見直す点では可能なのか、不可能なのかというところは出せるのかなと思いますし、制度として例えば新築をする方に対する補助金の創設だったりとか、そういうところはできるかと思います。

しかしながら、一方で例えば土地を確保するといった話になってしまふと、どうしても相手方がいる問題であったりとか、そこが農地なのか宅地なのかとか、そういったところにも変わるでしょうしというところを考えると、どうしてもそういったスケジュール感がぱっとこれぐらいでやりますというようなことがなかなか言えないのも事実ではないかなと、私としては考えているところでございます。

しかしながら、冒頭申し上げましたとおり、今、課局をまたいで、そういった議

論を今やっているところでございますので、しっかりと進めてまいりたいと、私も思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） これにて、7番、穴井秀房議員の一般質問を終了します。

4番、森永議員といきたいんですけど、休憩よろしいですか。

休憩に入ります。15時から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時49分

再開 午後3時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開します。

一般質問を行います。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 質問に先立ちまして、7月に行われました商工会女性部の主張発表、九州大会におきましては、応援をいただきまして、ありがとうございました。10分間のスピーチを通して、町のPRにもつながればなと、また次の全国のステージにも立ちたいなと思い全力投球をしてきましたが、力不足で結果は届きませんでした。しかし、その後、各地からお問合せをいただいていたり、11月には福岡から団体で視察が来られることにもなっておりました。これからも、私は微力なんですけれども、後ろにいらっしゃる商工会女性部の大先輩方と共に、町を盛り上げるお手伝いができたらと思っておりますので、どうぞ引き続きよろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

それでは、通告に基づきまして、一般質問させていただきます。

持続可能な働き方と行政体制の構築に向けてということで質問をさせていただきます。本町で暮らす上で、役場が担う業務は、極めて多岐にわたります。生まれる前の赤ちゃんへの支援から、保育、教育、福祉、水道、道路、税務、産業振興、そして災害対応、挙げればきりがないほどに私たちの日々の暮らしの根幹を支えてくださっています。いつもありがとうございます。住民の暮らしを守り支える役場の存在は、なくてはならないものであります。そして、その行政サービスを実施するために、役場職員の皆さん的存在は不可欠です。

しかしながら、現在、全国的に労働人口の減少が進み、個々人の価値観や働き方も多様化する中で、職員の採用や定着をめぐる環境は、年々厳しさを増しています。実際に公務員志願者の減少、内定辞退率の上昇、若手職員の離職率の増大といった傾向は、全国各地で続いている、転職やほかの自治体への人材流動も一般的になりました。

こうした状況下において、従来通りの採用方法や働き方の仕組みだけでは限界があるのではないかでしょうか。積極的な採用広報の展開、入庁後も長く安心して働く職場環境の整備、そして職員数がたとえ限られたとしても、限られた人員の中で行政サービスを安定的に提供できる体制づくり、こうした取組がこれからの行政運営には求められていると感じています。

私は、これまで一般質問の機会をいただきまして、役場での仕事のやりがいや魅力を伝える情報発信の強化、副業解禁や男性職員さんの育児休暇取得促進など、生活スタイルに合わせた柔軟な働き方の推進、業務効率化を目的としたDXの推進など、質問をさせていただきました。

そこで、お尋ねをいたします。これまでの進捗状況において、町としてどのように捉えていらっしゃいますでしょうか。私自身、何年も前から必要性を訴え続けてきたつもりではありますが、いまだ大きな変化が見えていないように感じるところもございます。本町においても、改めて持続可能な働き方と行政体制の構築は、避けては通れない重要な課題だと考えます。これから時代にふさわしい組織の在り方とは何か、将来を見据えた行政運営の方向性について、町のお考えを伺います。

よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 4番、森永議員の御質問にお答えをいたします。

非常に厳しい採用市場が続く中、採用することができた貴重な人材の定着を図っていくことは、将来にわたる安定した行政運営を目指す上で非常に重要なことだと考えております。残念ながら、令和5年度、令和6年度と、立て続けに若手、中堅職員の自己都合退職があり、退職理由にはそれぞれの御家庭の事情があるものと推測されますが、町民の皆様に安定した行政サービスを提供し続けるためには、職員からこの職場で長く活躍したいと思ってもらえるような魅力ある職場をつくっていかなければなりません。

目下、私が人員管理において課題感をもって取り組んでいることは、定員管理計画に沿った安定した採用を毎年度行うこと、採用した職員に対しては人材育成方針に基づく指導・研修を行い、将来にわたって活躍できる職員を育成することの2点です。これらを実現しつつ、過去にも議員から御提案をいただいたような働き方改革や業務効率化の取組を並行して行っていくことが、持続可能な働き方と行政体制の構築につながるものと考えます。

現在の取組状況の一部を御紹介しますと、男性の育児休業取得の促進につきましては、新規に育児休業を取得することが可能となった男性職員のうち、令和6年度は80%の職員が取得し、令和7年度は現在把握できている範囲で100%の職員

が取得見込みとなっています。

近年の男性職員の育児休業取得率は、女性活躍推進法等に基づく特定事業主行動計画に定める目標値を大きく超えており、引き続き取得を促してまいりたいと考えております。

DX推進を含めた業務効率化などにつきましては、今年度に府内文書の電子決済システムの導入をはじめ、キントーン、ロゴフォーム、ロゴチャットなども導入し、職員の各種手続をされる町民の皆様も手間と時間が省ける形へと進めているところです。

その他の取組につきましても、必要に応じ職員組合との勤務条件などに関する協議を経て、実施可能な取組があれば、職員定着のために取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。御答弁、ありがとうございます。

いろんな施策を展開なさっているといった御答弁だったかと思っております。

まず、採用段階におきましてですけれども、こちらに関して、過去に、通告書でも出しておりますが、なぜ南小国で働くのかとか、南小国町役場のやりがい、南小国町だからできることみたいなのを、職員さんの口から語っていただく。それを例えばホームページなりに掲載することで、うちの町の役場ではどんなお仕事ができる、うちの町の保育園ではこんな仕事ができるんだというようなのを、受験の前段階から知らせていただきたいですということも、過去の一般質問でさせていただきました。こういった仕事のやりがいったり、魅力を伝えるという情報発信、1年半前にこちらはお尋ねをしておりますが、その際は町長も情報発信を考えていきましたということで答弁をいただいておりますが、特に今は見受けられないかと思いますので、ぜひ応募する前段階での情報発信の提供というのも、今後やっていただきたいと思っております。入庁された職員さんからも、やっぱり受けるまでどんなところか分からなかったと、来てみたらすごく良かったというようなお話をいただきましたので、そういうミスマッチを防ぐ意味でも、事前の情報発信というのをやっていただきたいと思っております。

また、DXも現在推進をなさっているということかと思います。先行してAIの活用を導入されている自治体の方に伺うと、もう常に定着をしている状態で、日常的にAIの活用もしていますということでした。むしろ、上司の方から積極的に活用するようにというふうに促されているというようなお声でした。AIが得意な分野が多々あるかと思いますので、文書作成だったり、調べ物など、そういったところからだけでも、まずは始めていただいて、業務の効率化に導入をいただけたらと

思っております。

先ほど、佐藤議員からもありました議会のDX化ですけれども、今回の議案書がこちらです。これが1人分です。これがこの議場の中に22名分は配付がされている状態です。今後、これはやはり紙資源もそうですし、作っていただく職員さんの手間なども考えていくと、議会でのDXというのも積極的に進めていく必要があると思いますので、ぜひこちらは御検討のほど、お願いいいたします。

併せて、男性職員さんの育児休暇取得促進というところについてです。令和5年度が80%、今年度は100%予定ということだったので、ぜひこちらは継続をしていただきたいと思っております。

また、逆に取得をされた方、取得をしなかった方、両方に伺うと、やはり収入の面での心配だったり、業務が別の方にお願いをしてしまうことになるというような心配もありましたので、そういう補填ができる仕組みというのも今後考えていく必要があるのかなと思っております。例えば、業務などを同僚の職員さんがサポートされることになるかと思いますが、そういうときの何か施策など、何か今お考えのことがあれば、お尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問、ありがとうございます。

まず最初に、先ほどホームページ等に先輩の声とか、そういう良いお話を聞いておりましたけれども、今現在、ちょっとまだ載せてはおりません。募集の令和6年度の求人サイトのほうには、そういう町の紹介、職場の雰囲気、特徴という情報を載せて募集しているところでございます。その後のホームページ等も今から考えていきたいと思います。

もう一つ、今の育児休暇の部分ですけれども、今幾つかの町村で肩代わり手当ですかね、ちょっと肩代わり手当という言葉もどうかという話も出ていますけれども、思いやり手当じゃないんですけど、育児休暇を取った職員の代わりをする職員が、その仕事分、幾らかの報酬をというところ、そこはもう各課で課長がある程度きちんと指名をして、この仕事はこの人とこの人で、この分づつ行えというような感じで、各課で見て手当を、代わりにその方に出すと。すると、育児休暇で休んだ職員も気持ち的には非常に楽になる。そういうのも今考えてはいるところでございます。すぐにどうという形ではないですけれども、そういうことができればと今考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） ちょっと補足にもなりますけれども、タブレットの導入に関し

ましては、今年度の当初予算に関しては計上していなかったというようなお話をございました。そこに関しては、今、こちらの執行部で使っているタブレットと、やはり議員の皆様方が使っていらっしゃるものを、やっぱり同じようなスペックにして同等のものにする必要があるだろうというような判断があつたということで、確かにそうだったと記憶をしているところでございます。あとは、議会の中でもまだまだいろいろな議論があるというようなお話を伺っておりましたものですから、そういうところから、一旦は取り下げているというような状況であるということで御認識いただければなと思っております。

また、議員がおっしゃるとおり、DXというのは、これから人的な資源が細っていく中で、避けては通れないというか、それをやっていかないと、なかなかこの行政は回らないような状況もございますし、これはもちろん住民の生活の中でもしかりであると思っております。

今回、実は御縁がございまして、グーグルのほうからチーフエバン杰リストで陣内裕樹さんという方がいらっしゃるんですが、前回ちょっと南小国町のほうに、当時は多分、地方創生関係でいろいろと頑張っていらっしゃる自治体を回っているというようなお話だったかと思います。来られまして、南小国町、私とちょっと面談をさせていただきながら、ぜひ役職さえいただければ、無償でサポートさせていただきたいというようなお話がございます。これは基本的には総合政策全般なんですけれども、その中でもやっぱりグーグルということもございまして、行政のDXが主なものでございます。

あと、小出先生という方がいらっしゃるんですけれども、その方は教育DXのほうの専門でございまして、そこに関しては役職さえいただければ、特段報酬はいらないということで、そういったお話がございますので、私たちとしてはぜひお願いしたいということで、来週、そういった委嘱状の交付というものをさせていただこうと思っておりまして、ぜひそういった中で行政のDXだったりとか、学校のDXというところを、いろいろとほかの自治体でも、この前ちょっと熊日新聞に載っていた、湯前町のほうでそういったところの委嘱状交付を行われていたんですけども、全国の逆に言えば、事例をお持ちの方でもございますので、そういったところを踏まえて、南小国町の行政DXを進めるためには、こういったことをやったほうがいいんじゃないとか、そういった紹介をしていただける。また、学校においても、先生の負担の軽減のために、そういったアドバイスをいただけるものと思っておりますので、御紹介をさせていただきました。

グーグルという民間企業に所属はしているんですけども、民間の事業者の立場としてではなくて、研究者の立場として私が関わるというようなこともおっしゃら

れておりますので、そういう意味ではこれからDXを推進するためには、ありがたいお話かなと思っているところでございますし、一緒にそういうDXを進めていければと考えております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

DXに関して、その道のプロの方が、今後、教育と行政効率化の分で関わっていただくということだったかと思います。心強く感じていますし、これからの変化がとても個人的にも楽しみなところですので、どうぞ引き続きよろしくお願ひをいたします。

続きましての質問に移らせていただきます。まず、今現在、既に整備されている制度、働く上での制度というのがあるかと思いますが、そういうものがしっかりと周知をされ、今ある制度を活用して職員の皆さんのが少しでも柔軟な働き方を選択できるようにしていくことが大切なのではないかと考えています。

例えば、時短勤務についてですけれども、周知がどの程度行き届いているか、確認をされたことがございますでしょうか。私自身、実際に子育て中の若い職員さんとお話をする際に、やはりフルタイムで子育てをしながらお仕事をされるというのは大変じゃないですかということでお尋ねをして、時短とか選ばれないんですかというふうに聞いたときに、時短勤務の制度があることを知らなかつたと答えられた方、また時短勤務の制度がないと思ってあきらめっていましたという方もいらっしゃいました。また、別のところでは、使いたいけれど、周りで誰も使ってないから言い出しづらいといった声もありました。

職員さん個々人でライフステージがありまして、ライフステージというのはどんどん変わっていくかと思います。ライフステージによって、働き方のニーズというのは大きく変わってきます。変化をします。例えば、独身で比較的自由に時間が使えるときと、例えば子育てや御家族の介護が必要になったときとかでは、同じような働き方ができるとは限りません。職場でも御家庭でも、一部の方に負担が偏ってしまうと、個々人の幸福度などにも影響が及ぶのではないかと考えます。ライフステージが変わったから職場を変えるのではなくて、ライフステージが変わっても職場の中で働き方を変えるという、そういう選択肢ができる柔軟な職場環境というのが必要ではないかと思います。

時短勤務以外にも、様々な制度があるかと思いますが、制度がしっかりと周知をされているのか、こうした課題に対して、どのような取組を行われているのか、また今後の考え方や、今後やっていこうと思われていることがありましたら、お答えい

ただければと思います。お願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

時短勤務については、育児、介護などの状況により、既に選択可能な形になっております。その職員が聞いたことがなかったのかどうか、ちょっと分からないですけれども、小学校就学の始まりまでに達するまでの子供さんがいる職員等は、短時間勤務ができるような形で今現在やっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） この4月から保育課ができたわけですけれども、その理由の1つとして、公務員保育士の職員の育成というものがございます。私、この4月から課長をさせていただいておりますけれども、やはり人材の確保とその離職を防ぐためというのは、柔軟な勤務体制、これが職員のモチベーションにつながると思っています。いわゆる仕事と育児の両立の部分ですね。

町立保育園が3園ございますけれども、それぞれやはり小さいお子さんをお持ちの方が結構多くいらっしゃいます。そのため、育児休暇明けの職員の方から、じかにそういった質問を受けたことがあります。私のほうで一通り、育児休業も含め、時短勤務と部分休業、そういった部分を表にして、対象となるような職員の方にはじかに説明をしております。

また、なかなか保育園の先生、現役時代の研修も受ける機会が非常に少のうございます。公務としての地方公務員法に準ずる町の条例、勤務、休暇条例であったり、規則であったり、そういった部分に関しましても、例規を見て覚えろというのは、なかなかちょっと時間がかかりますので、こちらも5月ぐらいだったと思いますけど、一通り表にしたものと、こちらはもう全職員に配付して周知をしている状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

今現在、保育課のほうでは、様々な勤務体制について、表にして職員さんにお配りして説明もされているという状況だったかと思います。これをぜひ保育園の先生だけではなく、全ての職員さんが知っておく必要があると思っています。仕事と暮らしの両立をかなえる職場であってほしいと願っています。

職員さん、先ほど保育課長がおっしゃいましたけれども、職員さんは専門の業務を抱えていらっしゃるかと思います。勤務もいろいろ複雑なものだったりするかと

思いますので、そこら辺をいちいち個々人がひも解いて読み解くというのは、難しいんじゃないかなと思いますので、ぜひ全ての職員さんに選択肢を知っていただけるような取組を、課局長の皆さんにお願いをしたいところです。よろしくお願ひいたします。

併せて、働き方というところで、1点お尋ねをいたします。私自身も過去に小中学生の平日の休みの取得を促進してはどうでしょうという一般質問をさせていただきました。別府のたびスタという事例を用いまして、1年間のうちに例えば3日間だけでも平日休んで、御家族と旅をする。そして、旅を通して学ぶというような、そういう取組もされていましたので、本町は約29%の方が観光従事者であります。うちの町、やはり観光業はどうしても土日がお仕事になりますので、平日のお休みのときには、やはり学校なんかがあると、子供さんと旅行などもしにくいということも聞いていますので、そういった別府市のたびスタじゃないんですけど、そういうものを導入してはいかがでしょうかという一般質問をさせていただきました。

また、こちらに関しては、熊本県の商工会と商工会議所と連名で、全ての県内の市町村に要望も上がっていたかと思います。その後、本町での検討状況はいかがだったかお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君）　志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君）　4番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

本町での小中学校におきましては、熊本県も実施しておりますくまなびの日、こちらにつきましては、現在検討中でございます。といいますのも、導入に当たりましての規定をどのように持っていくのか、こちらが課題になっていることによるものになります。例えば、家庭の事情で取得できる子とできない子の間で不公平が生じる場合もございます。こういったところへの格差への懸念がまず第1点にございます。

また、くまなびの日なんですかけれども、くまなびの日を取得することで、受けられない授業内容につきましては、自習ということになっております。こういったところで、高学年、また中学生になりますと、1日でものすごい授業を進めていくという形になります関係で、授業の遅れをどう取り戻すか、こちらのほうにも懸念するところと、課題がございまして、これらの課題につきましては、今後、学校現場とも十分また検討していく必要があります関係で、本町においてはまだ検討中というところになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

今現在、検討をいただいているということだったかと思います。この質問をした後に、町内の観光業の保護者さんから、ぜひ導入をしてほしいというような御意見もありました。やはり保護者さんが平日休みを取って、どこか家族で思い出づくりに行こうと話したところで、学校の休みがちょっとしにくいと。やはり子供さんのほうから拒否をされるということもあったので、観光業だから子供と旅行ができないというのではなくて、観光業でも1年に1回ぐらいはどこかに家族で時間をつくれるというような、そういう子育てとの両立、どんなお仕事でも子育ての楽しめるような施策というのは必要なのかと思っていますので、どうぞ引き続き、前向きに御検討いただけたらと思っております。

そして、今現在、長く安心して働いてもらうためにというところでお尋ねをさせていただきました。まだまだできることはあるかと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、今後、仮に職員数が減少したとしても、安定的に行政サービスを維持できる体制づくりということについて、お尋ねをいたします。日本総合研究所さんというところで、将来の公務員不足に対する推計が公表されております。これは2018年を100という基準にしたときに、その現行の水準の行政サービスを維持するために必要な職員の数と、実際に確保可能な人員の数と、この差から充足率というものを出されています。この推計によりますと、町村におきましては、2035年、あと10年後には、公務員の充足率が76%、また2045年には64%まで低下するとの見込みが出されております。特に小規模自治体ほど、人手不足が深刻化するという傾向にありました。これはまだあくまで推計で、将来のことなので推計ですけれども、約7割の充当率になるということでした。

こうした人員不足は、遠い未来の話ではなくて、既に現実となっている自治体もあるそうです。例えば県外の離島の自治体では、定数の約半分の職員体制となるということで、水道や窓口対応など、最低限の住民サービスに集中せざるを得ないという、そういう状況が報道されていました。こうした状況は本町でも同様の状況が起こる可能性というのは否定できないと思っています。

こうした変化に対して、悲観的に捉えるのではなくて、必要な行政サービスを持続可能な形で守るための手段として、前向きに何かしら対応していくことが必要だと考えています。そのためにも、まずは役場内における業務の効率化が急務だと思っています。

そこで、2点ほどお尋ねをさせていただきます。まず1点が、電話対応の自動化、

録音対応の導入の可能性についてです。近年、本町近辺の公共施設におきましても、電話対応のオートメーション化や通話内容の録音対応をされているところが増えて いるかと思います。実際に導入された施設の職員さんに伺うと、カスハラが減ったと。カスタマーハラスメントといわれるものが劇的に減ったというようなお話を伺いました。やはり電話対応は、職員さんの手間と時間を奪われやすく、業務のボトルネックにもなりがちな部分です。録音機能の導入をすることで、職員さんの精神的な負担軽減やトラブル防止にもつながるのではないかと考えます。

そして、2点目の質問です。これは窓口時間の短縮についてです。役場内での勤務時間と役場窓口の対応時間というのは、今現在、ほぼ同じかと思いますが、ほぼ同じということは、準備だったり、片付けという時間が考慮されておらず、残業を前提としているように見えてしまいます。もし、窓口時間を短縮できれば、窓口時間が終わってから集計や事務処理に着手ができ、時間外勤務の削減や政策立案など、付加価値の高い業務への時間の活用にもつながるのではないかでしょうか。

九州で初めて窓口時間を短縮されています福岡県の古賀市に、先月視察をさせていただきました。古賀市さんは、令和7年1月、今年の1月に窓口時間の短縮をされています。今までが8時半から17時の窓口時間だったのを、9時から16時と、前後合わせて1時間30分の短縮をされていました。短縮をしたことで、どうですかとお尋ねをしたら、特に大きい苦情もなく、大きな混乱もなかったとのことでした。逆に、窓口時間短縮による変化としまして、時間外の勤務が14%減少したと。また、DXや風土改革に取り組む姿勢が見えた。笑顔が増えた。また、各課内、係内での会議ができるようになり、コミュニケーションが増えた。また、採用試験の志望動機に、窓口時間の短縮の記載があったと。そういう想定していないような声とかもあったということでした。また、採用の倍率は変化はありましたかと聞いたときにも、非常にびっくりするぐらい大きく跳ね上がっていたというのがありました。もちろん、窓口時間の短縮以外にもDXの推進だったり、様々な取組をして、首長さんが積極的に情報発信もされていますので、一概にこれだけではないかも知れませんけれども、採用もすごく倍率も上がったということで、非常に良い効果が多かったということでした。一見、住民の方にしたら、やはり今までのサービスよりも、ちょっと短縮したり、効率化する分、住民の方に負担になるのかと思ったけれども、住民の方からは特に大きなクレームもなかったということでしたので、非常に今後参考になるのではないかなと思っています。

以上2点は、これからもし職員数が減少したとしてもという、そういうのを見据えつつ、現在の行政サービスを維持していくため、向上していくためということの提案として、2つ挙げさせていただきました。

こうした観点について、特に窓口時間の短縮について、現在のお考えをお知らせいただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ありがとうございます。

電話対応のオートマ化の部分に関しましては、確かにカスハラ関係が今でも職員のほうは疲弊する場面もございます。その辺りは、今そこをオートマ化するという話でやつてはおりませんけれども、その辺りは録音機能とか、いろんなところでは間違いなく考えていかなければならぬと、今現在は考えております。

それと、窓口時間の時短の部分です。御理解を町民の方にいただければ、もうそういうところでは職員も窓口が短くなれば、昼休みのところも関係してくるんですけれども、短くなれば、職員のいろんな、ほかに会議するとか、いろんな時間が取れるので、よろしいと思うんですけども、やはりこの南小国町でもしそうされたときに、町民の方が南小国町ではどうなのか、理解していただければよろしいんですけど、サービスの低下につながるのではないかというふうに、私たちのほうは今までちょっと考えておりましたので、導入をするに検討するというところには至っていないというところが現状でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

今まで検討はされていなかったということだと思いますけれども、もし今の職員さんが7割の人数になったときに、現状のまま、今まで大丈夫なのかということを、もう考えなきゃいけないんじゃないかなと思ってます。時間外残業も今期決算でも結構付いておりましたけれども、時間外残業ということは、職員さんの健康面にも影響が出ているところ、健康面だったり、御家族との時間なんかにも、いろんな面にも影響が出ていると思いますので、今まで考えていなくても、これからもし職員数が減ったときにというところを考えると、今後検討も必要なのではないかと思っております。

実際、古賀市さんのほうも、毎日のようにやはり各自治体から問合せが、連絡が来るというようなこともおっしゃっていましたので、今ではないかも知れませんが、今後というところで御検討もいただけたらと思っております。

それでは、最後の質問をさせていただきます。業務の広域化・共同化についてお尋ねをいたします。これもまた、もしもという話になりますが、職員数が限られた際には、近隣町村とさらに連携をして、共通する業務を共同で担っていくということも考えられるのではないかと思っています。それぞれの町村で使用しているシス

テムなんかは違うかと。システムだったり、業務の手順、やり方なんかも違っているかと思いますが、例えばうちの町でも同じことをやっている。でも、隣町でも同じ業務をしている。でも、どっちも人手が足りていないみたいな、そういった状況が重なったときには、どの自治体も本当に取り組みたいこと、しなきゃいけないこ<sub>ト</sub>じやなくて、取り組みたいことというのに注力できなくなるんじやないかと考えています。そういう事態を避けるためにも、例えば近隣、北部3町村など、近隣の自治体同士で連携をして、共通の事務作業を共同で処理するというような体制を構築していくというのも、今後は検討していく必要があるんじゃないかなと思っています。

その今今の話ではないので、想像しにくい面もあるかと思いますし、お答えいただくのも難しい面もあるかと思いますが、未来を見据えて、今から準備をしておく、話をしておくというのも必要があるんじやないかと思っているところです。今現在のお考えがありましたら、お聞かせください。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。現状、南小国町から、例えば阿蘇市に対して広域的な事務のどうのこうのという話は、今してはおりませんけれども、今、全国一斉で進められているシステム標準化、これがある程度、できてくれれば、これに付随していろんなことを、そういうことで広域的に一緒にやっていくとか、南小国であれば、小国町とか産山とか、そういう議員がおっしゃるとおり、一緒にすれば、もっとうまくやれるんじやないかと、そういうものも出てくると思いますので、そこら辺りはもう南小国町としても考えてやっていきたいと、細かいことも考えてやっていきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

システムの標準化も今、国のほうでも進められているかと思いますので、そういう面に期待もしつつ、ただ実務面で補っていくようなことも今後検討していく必要があるのかなと思っております。

これら、今回は全て「もしも」みたいなお話をさせていただきました。仮に職員数が7割になったときに、今の住民サービスは維持できるのだろうかと考えたときに、じゃあどうしたらいいんだろうというのを考えて、備えていく必要があるのかと思っています。これは備えでもありますし、挑戦でもあると思っています。まずは、職員さん、働いて町を支えてくださっている職員さんの多様な生き方を実現できるように、自由で柔軟性のある働き方を保障する必要があると思っております。

こうしたより良い職場環境づくり、また町全体として行政機能の持続可能性に向け、今後のさらなる御検討と実行に期待を申し上げ、私の一般質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） ありがとうございました。

これにて、4番、森永一美議員の一般質問を終了いたしました。

続きまして、5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 通告に基づきまして、1点質問をさせていただきます。

有害鳥獣対策、さらなる強化をということあります。遊休農地の増加や山林の荒廃に伴い、有害鳥獣が住みやすい環境が整い、駆除をしても繁殖増加を食い止めることが難しい状況が続いております。町も様々な補助金や助成金制度を設けて、対策を行っておりますが、なかなか成果が上がっていないのが実情であるように思います。

人家のそばまで出没して農作物を荒らしたり、車両との衝突事故を起こすなど、人々の暮らしに大きな影響を与えており現状の中、さらなる対策強化が必要であると思われますが、今後どのように対処をしていくかと考えておられるのか、町の対応を伺います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） 5番、井野議員の御質問にお答えいたします。

近年、議員御指摘のとおり、遊休農地の増加や山林の管理不足などの影響により、イノシシやシカなどの有害鳥獣が人里近くまで出没し、農作物被害や交通事故といった深刻な問題が発生している現状について、町としても強い危機感をもっておりまます。本町においても、これまで電気柵や金網柵、わなの購入補助、狩猟者への報奨金制度など、被害防止のための様々な対策を講じてまいりました。しかしながら、鳥獣の生息域が拡大し、繁殖力も高いことから、抜本的な被害抑制には至っていないのが現状であります。

このような中、今後の対策としては、次の4点に重点をおいて進めてまいります。まず1点目が、地域ぐるみで防除体制の強化でございます。被害が発生してから対応するのではなく、地域住民、猟友会、農業者、行政が連携し、未然に防ぐ仕組みを構築することが重要です。今後、集落単位での総合的な防除計画の策定支援を進めてまいります。

2つ目が、担い手の確保と育成でございます。捕獲活動を担う方々の高齢化が進んでおり、若手猟師の育成や新規参入の支援を強化してまいります。狩猟免許取得に対する補助や、有害鳥獣捕獲隊への活動補助を行うなど、今後とも支援や連携を深めてまいります。

3つ目が、ICT技術の導入促進でございます。近年ではセンサーカメラやGPS付のわななど、ICTを活用した効率的な捕獲や監視の手法が進んでいます。町としても、これらの導入に対する支援を検討し、効果的な被害防止につなげたいと考えております。

4つ目が、中山間地域の整備支援でございます。遊休農地や荒廃林の解消は、有害鳥獣の生息環境を減らすためにも重要です。耕作放棄地の再活用や里山保全活動への支援も、今後一層力を入れて取り組んでまいります。

以上の取組を通じて、住民の皆様の安心・安全な暮らしを守るとともに、農林業の進行にもつながるよう、引き続き有害鳥獣対策に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ありがとうございます。

ほぼ、私が希望するような内容に対してお答えをいただきましたけれども、非常に町内でも大きな被害が続いているけれども、現在の南小国町の猟友会の体制、何名ぐらいの猟友会の会員がおられて、猟銃の所持者が何名おられるのか教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

現在の猟友会、総数で35名でございます。うち、銃のほうの資格の取得者が14名と、わなの取得者が30名、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。猟友会の会員の方は35名ということではありますけれども、その中で猟銃の保持者が14名ということで、これはかなり人数的には少ないのでないかなと感じます。以前、話を伺った際も、ほぼ皆さん、ほかの仕事を持たれて、町からの要請があって、害獣対策であるとか、また秋口からの狩猟期間の間にイノシシやシカなどの捕獲をされるということではありますけれども、5年後、10年後、10年たたなくとも、5年後、この猟銃の保持者がどうなるのかなと考えたときに、多分、10人を割り込むのではないかと、今の状況でいければですね。

農林課のほうからいただいた資料を見ますと、20代の猟銃保持者が2人しかいないと。30代がおられなくて、あと40代、50代が1人、2人ずつぐらいかなと。猟銃保持者の14名の平均年齢が66歳ということで、5年後、80歳以上になられる方が5名おられます。ということは、このままいけば、5年後には第一線で駆除の活動をしていただく方が1桁台になるのではないかと。これに対して、イノシシ、シカの今の増殖・増加というのは、非常にもう見ない日がないくらいの状

況が続いているかと思いますが、町が確認している過去、分かれば5年間ぐらいでいいんですが、イノシシ、シカの捕獲頭数がどのくらいあるのか、分かれば教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただ今の質問にお答えさせていただきます。

令和元年度からでよろしいでしょうか。令和元年度からの捕獲頭数を報告させていただきます。令和元年度が、イノシシが358頭、シカのほうで94頭でございます。続きまして、令和2年度です。イノシシのほうが467頭、シカのほうが154頭。続きまして、令和3年度、こちらがイノシシが524頭、シカが171頭です。令和4年度です。イノシシが476頭、シカが162頭。続きまして、令和5年度です。イノシシが414頭、それからシカが166頭。昨年度、令和6年度です。イノシシが417頭、それからシカが203頭。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

今の数字を聞けば、令和3年度がピークで、若干減少しているかのように思えますが、これは多分、まだ駆除が追い付いていないのが現状ではないかなというのが、私の肌感覚です。

その中でも危惧しているのが、シカがもう右肩上がりで増加していると。昨年、農林課のほうで害獣対策の出前講座ということで、町内3地区を対象に、専門の業者さんの方に来ていただいて、3回にわたって害獣駆除の講座を開いていただいているりますけれども、下中原、轟地区と脇戸地区、そして波居原地区の3か所だったかと思いますが、波居原地区においては、現地を見て回った限りでは、シカの増加が非常に見受けられると。このまま増殖していくば、山林の中に生えている青木であるとか、そういった草木を捕食をして、そしてその草木がなくなると、山林の中の土砂が雨によって流出をして、これがまた土石流になったりとか、道路に流れ出したりとか、そういった被害が非常に心配されますということで、波居原地区においては、イノシシよりもシカの対策を重点的に考えていったほうがいいでしょうという話をいただきました。

そんな中、今年度はその3地区の中で、モデル事業ということでそれぞれの地区で選定した場所に害獣対策の金網であるとか電柵であるとか、そういった部分の補助をいただいて、対策を行うようになっておりますけれども、やはりこれは昨年そういった出前講座を開催していただいたおかげで、地区の方々のイノシシ、シカ、その防護対応に非常に有効であった事業であったと思います。非常に関心が高く

なって、今まで電柵を張って安心しておった中で、例えば電柵のバッテリーが切れていたとか、途中の電柵の線に草木が引っかかって、そこから漏電していたとか、やはりもう張つたら安心というような気持ちがあったんですが、その出前講座を開催していただいてから、それぞれが非常に関心をもって、こまめに農場の見回りをされたりとか、あとは地区のマップの中でどの辺りにシカが出没するかと、そういったところを地図上に落としていった中で、どういう方向から、どういう状況でその集落の中にイノシシやシカが侵入してきているかというのが目視で分かって、その辺りを重点的に対策をしていこうというような、非常に有効な方法であったかと思います。

本年度も中山間直接支払事業の説明会の折に、そういう出前講座を開催しますというような案内があったかと思いますが、本年度、新たにそういう出前講座を開く地区があるのか、計画があるのか、その辺りの状況をお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ありがとうございます。

議員がおっしゃったように、中山間直接支払の説明会の折に、新規の地区の申込みというか、御案内等をさせていただきました。ただ、現在のところ、ちょっと残念ながら、地区として申込みをというところで今はございません。ただ、私たちとしても、今の3つのモデル地区、といった形に進むことが望ましいかなと思っているところもあるので、もう少し中山間を中心とした集落のほうに呼びかけのほうをやっていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。特に成果があったなと思うのは、地元の若手の農業者のほうから、今までいろんな講習会とかに出掛けたけれども、一番充実した実のある出前講座であったという話を聞きました。やはり専門家が悪いとかじゃなくて、やはりどこどこの大学の教授であるとか、そういう専門の方じゃなくて、実際に農業をしながら、そういう被害に遭われて、そしてやはり自ら実践をして、現在そういう駆除をされていると。一番やはり身近に感じる方が、本当に身をもって話していただく、これがやはり参加者の心に響いたのではないかなと思いますので、ぜひこの事業を継続をしていっていただきたいと。まだ、今年度、手を挙げておられないのであれば、ケーブルテレビや広報を通して、ぜひこれは行っていただきたいと思います。やはり、今まで自分たちのやり方が正しかったと思っていたようなことでも、話を聞くと、ああやっぱりこういうやり方があったとか、ここは間違っていたとか、改めて確認することができると思います。

やはり、町長の答弁の中ありましたように、地域ぐるみで取組というような中では、やはり1人、2人が話を聞いてきて、そこで話をするよりも、やはり地域の方が5人、10人集まって、みんなで同じ話を聞くというほうが、本当にその後の取組がスムーズにいくと思います。ですから、やはり町としても、その重点課題に挙げている、地域ぐるみでの対策、そして集落での取組を実践していく上では、非常に有効な方法だと思いますので、ぜひこの出前講座は、町の害獣駆除の重点取組として続けていっていただきたいと思います。

昨年来られたその業者の方の話を聞くと、県内でも南小国町の害獣対策の取組はもうトップクラスだと。これだけいろんな補助をしながら、そして町を挙げてそういう害獣対策に対して取り組んでいる自治体はほかにはありませんよというような話をいただきました。実際、来月、県のほうの害獣対策の講座が3回行われるんですが、1回目の講座のほうに、南小国町と阿蘇市のほうから、そういう取組の事例の報告ということでお招きをいただいております。その取組に至った経緯であるとか、取組の成果とか、そういった部分をお話をしてほしいということで依頼をいただきましたので、私はやはり南小国町の取組のほうを、これは県下各地にPRをしながら、これはもう南小国町だけの問題ではなくて、やはりもう県内、全国、この害獣対策というのは非常に今大きな、もう喫緊の課題だと思っております。九州はまだそこまで大きな被害は出ておりませんけれども、本州、北海道においては、もう今年に入つて、かなりの熊の出没で、多くの方が命を落とされています。

そんな中でも、なかなかやはり狩猟者の不足であるとか、9月に法律のほうは一部改正はされましたけれども、なかなか銃器を持って駆除ができないと。イノシシがそばにいても、なかなか網とかわなは使って捕獲は試みても、なかなか人家の近くで猟銃の使用等ができないということで、その辺りを自治体の市町村長である程度判断をして対応ができるというようなふうに変わつてはきておりますけれども、やはり人家またはその学校や公共施設のそばに出てきたイノシシやシカあたりを猟銃で駆除するというのは、非常にハードルが高いものだと思います。できるだけそこに出てこないように対策していくのが、一番の課題かと思います。

それで、2点目に、担い手の確保ということで話がありましたけれども、猟銃の資格を取得するまでに、講習や試験を受けても、1年以上いろんな、例えば警察に行って、いろんな手続をしたりですとか、あとは精神的・身体的に問題がないのか、病院のほうに行って問診を受けたり、健康診断を受けたりとか、非常に資格を取つて現場に出るまでに時間がかかります。そして、猟銃の資格が取れたとしても、猟銃1丁を購入するにも、新規では大体10万円から15万円ほどはかかるそうです。空気銃に関しては20万円以上、1丁かかるそうです。運が良ければ、例えばもう

狩猟を引退される方がそのまま猟銃を譲るとか、空気銃を譲るとか、そういったうまく循環をしていけばいいんですけれども、やはり新規に始めれば、それに猟銃を保管する金庫であるとか、猟銃のカバーであるとか、そのほかにもやはりお互いに連絡を取る無線機であるとか、トランシーバーであるとか、そういった初期投資というのが、やはりもう20万円以上かかるような状況です。

その中で、やはり新たに例えば鳥獣捕獲管理法であるとか、銃刀法、火薬類取締法とか、地方税法、電波法、いろんな法律で縛られますので、その辺りを考えると、非常に猟銃を持つというのは、今の若い人たちは難しいのではないかというふうに思います。

その中で、何で地方税法かなというふうにいろいろ調べてみたら、猟をするのに狩猟税というのが、これは県民税等の納付額によって違うんですが、一般的には狩猟税が1万6,500円、毎年かかるそうです。猟をするのに税金を払わなくてはいけないと。現状は、うちの息子も昨年、狩猟免許を取りましたけれども、まだ駆け出で、そのほかの捕獲隊の方々に付いて回って、狩猟の方法を覚えるのが精いっぱいで、まだ1発も発砲はできておりませんけれども、それでもやはり毎年、狩猟税を払って、そして猟友会の会費が、これは町だけではなくて、県と国とそれぞれに支払うそうです。それが大体1万円ぐらいかかるそうですけれども、それに保険とか、いろんな経費がかかってきますので、今、捕獲隊のほうにも補助金を出しておりますけれども、当初は結構な金額が出ているなと思ったんですが、現状、いろいろ見てみると、本当にほぼボランティアでされているような状況だと思います。

猟犬を持たれている方は、別に年間7万円から8万円ほど、餌代とか環境整備費ですね、そういった分でかかるそうで、やはり今は以前のように狩猟で生業を立てている方はおられませんし、ほぼ、やはり仕事の合間に縫って、イノシシが出たとか、シカが出たということで、駆除に当たられる方がほとんどだと思います。

今後、その育成・確保を考えるのであれば、今、狩猟免許の補助が半額ですけれども、例えば猟銃の免許を取得される方には、もう町が育成する形で全額、試験代、取れるまでですよね。資格が取れるまでは、町が負担してあげてもいいんじゃないかなと。多分、その病院の診断も1回4,000円ぐらいだったかと思います。ですから、講習と免許取得が1回1万2,000円ですので、大体1人2万5,000円か3万円ぐらいで、順調にいけば免許が取れるのではないかなど。もうこれはやはり人頼みではなくて、町として本当に狩猟の免許の保有者を増やしていく、これが必要だと思いますけれども、その辺りまで補助の拡大の予定があるのか、お伺いしたいと思いますけれども。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御提案、ありがとうございます。

正直申しまして、今現在、その検討をまだ行っておりません。どうしても担い手育成というのは、もちろん必須というか、もう喫緊の課題というのはもちろん分かっております。ただ、どうしても近隣市町村との兼ね合いとかも踏まえる部分もございます。庁舎内はもちろん、小国町さん、産山さんとも、協議・検討も必要になってくるかなと思っているところで、少し時間はかかりますが、そういうことで検討してみたいと思います。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 近隣の町村とのバランスもあるかと思いますが、ただこれはあくまでやはりまずは町内のそういう害獣の被害を減らすと、少なくしていくという上で、やはりもうこれは必要な取組だと思います。そんなに100万円も200万円もかかるようなものではありませんし、かといって、みんなで手を挙げて、みんながその狩猟の資格を取れるというものでもありませんので、ちゃんとこれは警察や病院の診断や面接等でふるいにかけられますので、ぜひこれは本当に1人でも若い世代が狩猟の資格を取れるような手当を考えていきたいと思います。

先日、農林課長からいただいた資料によると、年間鳥獣対策の費用が令和6年度で1,200万円ほどだったですかね。そのうちの400万円ぐらいは、県の補助金ですが、町から800万円ほど害獣対策についての予算が付いております。ただ、町内の被害額は分からぬということですが、県内では鳥獣被害の被害額が5億円だそうです。ということは、もう町内でも、多分、予算以上の被害額は出ているんじゃないかなと。多分、特に被害が多いのは、例えばクリであるとか、果樹であるとか、そういった部分の被害が多いので、町内にはそういった農家があまりありませんので、大きな目立った金額はないのかなと思いますが、家庭菜園あたりの割合が、今非常に減っております。やはり話を聞くと、せっかくナスを植えても、トマトを植えても、もう何日かしたら、イノシシが荒らしとるもんなど。順調に育っても、収穫前になって、朝、畑に行ったみたら、全て食い荒らされて収穫できないと。もうこれなら、やっぱり作るよりはもう買うて食べたほうが、もういらん手間もかからんし、畑が荒れるのはもうしょうがないなというような話を、ここもうずっと、近所の方もそうですが、いろんな方から話を聞きます。

そんな中で、今、電柵の補助であるとか、金網の補助であるとか、いろんな補助を町のほうからしていただいておりますけれども、やはりICTの利用というような、技術の導入という話もありましたけれども、やはりその害獣対策のいろんな品物が出てきております。わなの資格を持った方が30名おられるということでした

けれども、このわなも、やはり最終的には銃なり、あとは電気ショックなりを与えて、とどめを刺さなくてはいけないということで、そういう電気の刺し棒であるとか、あとはその電圧を見るテスターであるとか、やっぱりそういういろいろな品物に対しても、半額とはいかなくても、やはり幾らかの補助を考えてもいいのではないかと。今、その電柵の下あたりの除草作業が、非常にこれは手間がかかります。それを手間をかけないように、防草シートに電線を張り巡らせて、そこをイノシシやシカが踏んだら電気が流れるというような品物もあります。これはまだ補助対象にはなっておりませんけれども、やはりこういった労力の省力化あたりを考える上でも、こういった品物は非常に有効かと思いますので、ぜひ農林課のほうもいろんなそういう対策の品物とか確認をしながら、早め早めにその補助対象の一つに加えていただければと思いますけれども、現状、いろんな今、品物について補助をいただいておりますが、今後何かそういった部分で対象範囲を増やすとか、補助枠を増やすとか、そういう部分があるのかお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御提案、ありがとうございます。

電気の棒のほうですね、最後の部分の、そちらのほうは以前検討した経緯はあるそうで、どうしても規格というか、安全性の部分でまだ検討の段階で一旦止まったというか、対象には入れていなかった経緯がございます。もう一度、その辺については、私の部分でももう一回確認、製品の向上とかもあるかなと思いますので、新しい製品、先ほど言われた通電シートとかも、前向きに検討・協議を進めて、できるだけ早いところで対応できるかというところを検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。10月ぐらいからシカもイノシシも繁殖期に入りますので、やはりもう今のうちにある程度、早め早めの対策を練っていったほうがいいのかと思います。もう先日も我が家の近くで、親イノシシの後ろを付いて回る小さなイノシシがありましたけれども、やはりこれは農業・林業のみならず、商工関係、観光関係にも大きな影響を与えると思います。

先日、ちょっと七滝とすずめ地獄のほうに行ってみたんですが、やはり歩道の脇にイノシシが掘ったであろう跡がありましたし、やはり町道あたりも法面をイノシシが荒らしたりだとか、路肩のほうを掘ったり、これで雨が降って土砂が道路のほうに流出をしたりとか、道路が崩壊したりとか、そのような心配もあるかと思います。また、先ほども言いましたように、車のほうにイノシシやシカが飛び出してきて事故を起こすと。非常に今、車のほうは衝突安全性が向上しております、車は

ぐちゃぐちゃになっても、イノシシ、シカは本当にかすり傷も負わないような状況で、また林の中に逃げ込むような状況が、非常に当事者にとっては痛い状況です。これはもう本当に私の近くでも何名もイノシシやシカに衝突して、もう2人は廃車をして買い替えたような状況です。これはもう、いつ今度は南小国町に訪れた方がそういう被害に遭うかも分かりませんし、または登下校の途中に子供たちがイノシシやシカに遭遇するというようなことも十分考えられます。これは本当に町としては、非常に非常事態だというふうに捉えていただいて、これは本当に広範囲に影響を与える状況でありますので、本当に費用はかかりますけれども、イノシシ、シカを絶滅させるんじやなくて、やはりすみ分けをきちんと、もう人里とそのイノシシとシカが住む範囲をきちんとすみ分けできるような、これはもう本当に中山間の事業でもそうですけれども、山際辺りの除草であるとか、あとはもうその山林の生い茂った部分の枝を落として、そして山の中である程度、見通せるような、そういった状況をつくってあげれば、自然とイノシシやシカはやはり奥のほうへ引っ込んでいくのではないかなと思います。

特に昨年言われたのは、南小国は非常に柿の木が多いですねと。うちもそうなんですが、柿は毎年なりますけれども、ほぼカラスかタヌキやイノシシの餌になっていると。やはりそういう餌場がもう身近にあると。ただ、それはもう私たちは日頃からそういう生活をしていますので、もうそれが当たり前だと思っていたんですが、やはりイノシシやシカからすれば、もうある程度、人家の近くに行けば、そういう柿や果物や、そういった人が採らない、梅もそうですけれども、うちの近くに梅が植えてありますが、ほぼほぼ収穫はせずに、そのまま落下をしているような状況です。やはりそういった意識の変化も、これはやはり町のほうからでも町民の方々に周知をしていかないと、私たちにとっては当たり前のことかも知れませんが、イノシシやシカにとっては、それは本当に格好の餌場になるというようなところから、やはりそういった不要な梅の木や柿の木あたりは、もう伐採をしていただいて、少しでもイノシシやシカの餌場を減らしていくというような、そして遊休地や荒廃が続いている山林を少しでも抑えて、イノシシやシカが住みにくくなるような地域をつくっていかないと、この問題は解決をしていかないと思います。ですから、非常に携わる人も減ってきてはいますけれども、これは今のうちに力を入れて、対策を立てないと、先ほども言いましたように、シカによって山林が食い荒らされれば、梅雨時期、台風の時期に、それが大きな災害につながっていく可能性は十分あります。

ですから、先ほど町長が言われた4つの項目、これは本当に早急にいろんな方法を考えていただいて、そしてこれは本当に町全体の問題・課題であるということを、

ぜひ町民の方々にも周知をしていっていただきたいと。もう私たち農業従事者もできるだけ、やはりイノシシ、シカと隔てた環境で生活ができるように取り組んではいますけれども、やはりもう限界がありますので、そのあたりを町としては本当に真剣に考えて、害獣対策に取り組んでいっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（井上則臣君） これにて、井野和哉議員の一般質問を終了いたします。

次、8番議員といきたいところでございますけど、この後、総務文教委員会があるということで、これにて延会といたします。

お疲れ様でした。

—————○—————

延会 午後4時25分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 8 番

会議録署名議員 1 番

会議録調製者 松 岡 洋

# 第 3 回 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 10 日 (水) 開会

( 第 2 号 )

南 小 国 町 議 会

## 令和7年第3回南小国町議会定例会会議録（第2号）

令和7年9月10日  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第47号 専決処分の報告について  
(令和7年度南小国町一般会計補正予算書(第4号))
- 日程第4 議案第48号 専決処分の報告について  
(令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書(第3号))
- 日程第5 議案第49号 専決処分の報告について  
(令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号))
- 日程第6 議案第50号 令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書
- 日程第7 議案第51号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第8 議案第52号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書
- 日程第9 議案第53号 令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書
- 日程第10 議案第54号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書
- 日程第11 議案第55号 令和6年度南小国町下水道事業会計決算書
- 日程第12 報告第2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第13 代表監査報告
- 日程第14 議案第56号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書(第5号)
- 日程第15 議案第57号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書(第2号)
- 日程第16 議案第58号 令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書(第1号)
- 日程第17 議案第59号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書(第1号)
- 日程第18 議案第60号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書(第4号)
- 日程第19 議案第61号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第3号)
- 日程第20 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第21 議案第63号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書(第5号)
- 日程第22 委員長報告 付託議案陳情第2号 経済建設常任委員会 令和7年付託

中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書

- 日程第23 陳情第4号 「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼  
日程第24 陳情第5号 飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書  
日程第25 議員派遣報告について  
日程第26 議員派遣の件について  
日程第27 閉会中の継続審査について  
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査  
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

2. 出席議員は次のとおりである。 (9名)

1番	下城 孔志郎	2番	北里 桂一
3番	佐藤 育	4番	森永 一美
5番	井野 和哉	6番	後藤 六男
7番	穴井 秀房	8番	穴井 則之
9番	井上 則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。 (0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。 (2名)

議会事務局長 松岡 洋 会計年度任用職員 室原 明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋 周二	教育長	岩切 昭宏
総務課長	朝日 康博	建設課長	本田 圭一郎
まちづくり課長	宮崎 智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本 孝博
町民課長	河津 順子	農林課長	穴井 康治
教育委員会事務局長	志賀 美彩代	保育課長	佐藤 淳
福祉課長	室原 孝平		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和7年第3回南小国町議会定例会の第2回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、北里桂一議員、3番、佐藤毅議員を指名します。

-----○-----

### 日程第2 一般質問

○議長（井上則臣君） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） おはようございます。

一般質問、最初で最後の質問となりましたが、質問の前に、まず本年度夏、8月上旬に起きました県内における記録的豪雨で被災された方へお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それから、本日、早朝より相当の雷雨があり、6時近くには時間雨量が確か70ミリ近くという予報も出たところでございますが、前線の南下によって、本町は何か、そういう時間雨量を免れたところでもございますが、現在、天草地方、熊本、八代、宇城、南下しておりますが、何とか災害が出ないことを祈っているところでございます。

それでは、質問に入りたいと思います。

里山の景観を守るために。町外、県外から、この町を訪れる方々から、南小国町の景観、里山の原風景のすばらしさをよく聞くことがあります。そのたびに誇らしく、うれしく思います。このことは、町民の方々が、山林、田畠、原野など、地域の環境の管理を続け、農地を守るという心を大切にしてきた結果の証だと思います。

しかし、近年、少子高齢化、農業者の高齢化、担い手不足に加え、温暖化によります夏の猛暑等で、この景観を維持し続けることが困難になってきたように思います。本日の早朝のニュースから、全国の農業後継者が決まっていない、全国平均で約40%ですか、沖縄、香川、それともう1県ありましたが、約70%以上が後継

者がまだ、今後10年以内に後継者が決まっていないという状況になっています。今後、農地の荒れることが非常にまた危惧されるところではありますが、このような中、他の自治体では法人等、またJA等による草刈りサポート隊の結成など、様々な取組を行っているところでもございます。

今後、何らかの対策を考えていかないと、非常にこの景観を守っていくことが難しくなってくるのではないかと思いますが、そこを伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　8番議員の御質問にお答えをいたします。

南小国町の景観は、先代の皆様が長年にわたり、生活の営みの中で大切に守り育ててこられた証しであると、誇らしく思っております。しかし、人口減少や農林業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣被害の拡大、自然災害の激甚化・多発化といったものが重なり、里山景観の保全が困難になっている現状に、私も強い危機感をもっております。

そのためには、まず現在従事している方々の省力化・効率化を図ることが大切であり、スマート農業機器の導入支援や実演会を進めてきました。また、機器導入に際して活用できる補助制度も設けており、今後も必要な予算措置を講じながら、継続してまいります。

次に、景観の保全という点では、南小国で農林畜産業をやりたいという方々を増やす必要があります。そもそも南小国の強みとしては、筑後川の源流域という水のきれいさや豊かさ、また今年は特に暑い日が続きましたが、他の地域から比べれば、夏も涼しく、気候が冷涼であることが挙げられると思います。ほかにも、循環型農業や自伐型林業、周年放牧などといった環境に負荷の少ない南小国町らしい生産体制を構築することで、農林畜産業をやってみたいという方々の本町への共感につながるのではないかと考えます。

また、現在計画が進んでおりますジュニパーべリーの生産に関しては、遊休農地や耕作放棄地、原野の利活用にもなり得るものではと期待しておりますし、同時に生産者の安定した収入の確保につながるものではと考えます。そういう意味において、大いに可能性を秘めた作物として、町としても強力に推し進めていく所存です。

一方、草原維持に関しては、熊本県が創設した九州の水を育む阿蘇の守り手基金により、寄附金が草原の維持活動の費用に充てられることとなっております。それがひいては、各牧野組合の負担軽減などにつながればと考えております。また、環境省の国立公園のエリア見直しにより、恒久防火帯等の整備を促進していただき、労力の軽減につなげたいと思います。

議員が御指摘の草刈り隊に関しては、多面的機能支払制度を利用したものかと思います。組織としては、非農家住民を含めた集落全体で、若しくは複数の集落が集まって実施している地域もあるようです。いずれの組織体も地域住民がワークショップなどを通じて将来の地域農業や環境保全の在り方を描き、それが活動へとつながっており、学ぶべきところも多いと思います。

美しい里山の風景は、本町の大切な財産であり、これを次の世代につないでいくためには、持続可能な形であることが大切です。他地域の事例などを踏まえ、どのような対策ができるのかを考えてまいります。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。御答弁、ありがとうございました。

まず、先日のことですが、近くの法事に案内をされ、同席された県内から訪れたお客様から、ここ小国郷の景観はとてもすばらしいですねということを話を聞きました。また、家内のいとこたちが、毎年、春や秋の紅葉の時期に、よく足を運んでくれて、いろんなところで食事を楽しんで帰りますが、彼女たちが小国はいいなあと、そういう話をするので、どんなところがと聞くと、景観だったり、空気だったり、癒やされるという話をしてくれました。

そこで、町長に伺いたいんですが、この町のすばらしい景観ということは、どういうことだと思われますか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

議員おっしゃるとおり、やっぱりこの里山の景観というものは、県外、また町外から来られた方々、そういった方々の心を癒やしてくれるようなものであると認識をしております。それをじゃあ具体的にどういったことが美しい景観なのかということを考えるときには、やはり適正に間伐された杉山だったり、また人の手が入って、米はもちろんのことございますが、野菜だったり、果樹だったり、そういう作物が植えられている田畠が広がっていること、そして千年以上築いてこられた、この阿蘇の草原がしっかりと野焼きを通じて維持されていること、そういったところが里山の、南小国町が誇るべき景観なのではないかなと考えているところでございます。やはり、そこには生活の営みがあり、人の手が加えられているということが、どうしても前提になってくると思いますので、そういったところをしっかりと守っていくために何をやらなければならないのかといったところは、大きな課題でもあり、これからやっていかねばならないことだろうと感じているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。ありがとうございます。

大変うれしく思います。

ここで、一つ新聞のコラムがありましたので、聞いていただきたい。一部ですけど、読ませていただきます。「きれいな地域と思い移住を決めました。そう話した若者は、住んで初めて自分が魅了された風景は、草刈りなど、地域の皆で手入れしたものと知った。草刈り一つで地域の風景は変わる。まして、傾斜のきつい棚田や段々畑を保つには、どれだけの思いが注がれているのだろう。人の営みが景色を、暮らしをつくっている。」つい先日、9月2日の新聞でした。

私の考える、町長も同じでしたが、すばらしい景観とはこのコラムそのものだと思います。具体的には、公道など、人が行き交う道の草刈り等ができる。水田の畦畔など、農地周辺の草刈り等ができる。それぞれの集落内の草刈り、環境整備ができる。目に映る山林の手入れ、間伐等ができる。それに加え、春からの木々の新緑、秋の紅葉が相重なって、すばらしい景観をつくり出していると思います。私の目には、しっかりと手入れされた農地は輝いて見え、そこに住む人たちが豊かに暮らしているように思えます。そう考えると、すばらしい景観の中で、ちょっとこじつけのようではありますが、草刈りということは、大切な要素ということが分かります。

冒頭に申し上げたように、農業者の高齢化、担い手不足に加え、温暖化による夏の猛暑などで、草刈り作業が厳しい状況になっています。すばらしい景観の危機的状況ではないでしょうか。私たちは、このような心配をしているんですが、農業者でない、あまり草刈り機を使うことのない町長は、このような状況をどのように様を見ておられるか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

やはり道路の草とかもそうなんですかけれども、やっぱり最近は温暖化等によって伸びも早いなと思っております。そういった中、それぞれの自治会における公役だったりとか、そういったところもやはり高齢化、また少子化、そういったところによつて、なかなかできないような状況もあると認識をしております。もちろん地域住民の方々で、そういった整備をしていただくということは、何よりも大切なことであるんですけれども、それがままならないような状況であると思ひますし、これからはそれがまた進んでいくような状況もございます。

現在、町のほうにはボランティア行動隊だったりとか、そういった方々が見てい

ただいて、ごみ拾いだったりとか、草刈りとか、そういったことをやっていただいている所も多々ありますし、またそういった輪が広がっていけばという思いも正直ございます。そういった中で、自発的なボランティア的なことをやっていただきながら、景観を守っていくということも一つあろうかと思います。あとは、同時にやはり機械化とか、そういったところでの省力化、生産性の向上、そういったところを後押ししていかねばならないと思いますし、やっぱり刈払機をからって草を切るというのは、非常に特に夏場に関しては労力を使う部分もありますし、熱中症の危険性もはらんでいるということで、そういった機械化というところは今後考えていかねばならない部分かなと感じております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。ありがとうございます。

私自身のことですが、夏場の草刈りも苦にならず、刈り跡を見ると、本当にすがすがしい気持ちになったものでしたが、この年になると、非常に重労働になってきました。先ほど町長が言われましたように、そうしたことから、3年ほど前、歩行型の草刈り機を購入し、水田の畦畔の草刈りに利用しているところです。現在では、なくてはならない存在になっています。この歩行型の草刈り機を利用することで、これは水田周りですが、以前、背負いの草刈り機を背負って、1日から1日半かけて作業していたところが、この歩行型草刈り機によって、約2時間で作業が終わります。全ての場所に利用することはできませんが、非常に助かっています。

そこでなんですが、小国郷の農機具販売店でこの草刈り機の販売、大小あるんですが、販売店が小国郷で6店舗ほどですが、全部ではありませんが、聞き取りをしたところ、草刈り機の販売数が、年にもよりますが、小国郷内、小国町、南小国町で、大小含めて30台から40台ではないかとの話でした。早くに買った方はもう買い替えもあるそうです。そして、種類ですが、主に水田用に、ウイングモア、スパイダーモア、ウイングモアは畦畔用です。スパイダーモアというのは平面と斜面を切れる。そして、ハンマーナイフモアというのは、平面ではありますが、優れた前者よりも優れたモアであります。その他無線機とか大型乗用、それからトラクターに付ける、ショベルカーに付ける草刈り機等もございます。価格として、ウイングモア、スパイダーモアなどは、約30万円から40万円。私が買った3年前は、それよりも、同じ品物で約7、8万円安かった。急激に高騰化しているようでございます。ハンマーナイフモアにおいては50万円から90万円、大型になると100万円から150万円、無線機、ラジコン、大型乗用になると200万円から500万円するそうです。

そこで、先ほど町長の答弁によりますと、スマート農業など、いろんな機器に対して助成を行っているとありました、私としてはこの水田とか農地で利用できる、この草刈り機の導入補助を考えてほしいと思っておりますが、現在、私が知っている限りでは、山林用においては南小国町林業機械等導入補助金、大型林業機械について2分の1で100万円まで、それからチェーンソー、その他安全装備において2分の1で10万円までということですが、いかがでしょう。こういう水田用に対する助成金は、私はこれまでないと思ったんですが、当初の答弁の中では何かもう作ってあるのかなということをお聞きしましたが。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御質問、ありがとうございます。

町長からの答弁の内容で、補助金は町のほうで、農林課のほうで設定しております担い手補助金、こちらのほうで対応できるかと考えているところです。省力化の目標とか、KPIの設定とか、各種計画が必要にはなりますが、あとまた認定農業者であるとか、新規就農者とか、補助率の分の多少変動はございますが、そういう部分での補助金があるという回答であったと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。分かりました。ありがとうございます。

担い手補助金であれば、新規就農とか認定農業者、これに対しては普通一般の農業者には限られてくるので、なかなか利用しづらいということになるかと思います。この林業補助金みたいに、水田用でも一般の農家が普通にもう相当の農家が購入されていると思いますが、もう古くなって買い替え等もあるかと思います。新たに、普通にこういう助成等を行っていただけすると非常に草刈りの省力化にもなるし、この夏の暑さ対策にもなっていくと思いますが、こういうのを新たにつくっていただけるということはできないでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

少し繰り返しになりますが、現在、担い手補助金、こちらのほうがございますので、その中身を少し私も、手元にちょっと今資料がございませんので、確認させてもらった上で、その中身を少し検討させていただいたらどうかなと、今思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。その担い手補助金というのは、現在、行っている私たち

も利用できるということですか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。もちろんです。

認定農業者等に限られたものではございません。通常のというか、どの農家の方も対応はできます。ただ、先ほど言いましたように、補助率のどうしても設定はさせていただいております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 質問の中に出できました景観という意味でいければ、農地だけに限らず、お言葉にもありましたけれども、道路の沿線は、先の議会においても同様の質問をいただき、そして地域の高齢化、労力不足という観点から、また通学路の部分も含めて、いろんな御質問・御指摘があったかと思います。

そういう中で、経済建設常任委員会も含めて協議をしていきながら、そこではまだ明確な町としての今後の在り方という部分の回答は出てはいないですが、一方で省力化ということを考えた上において、例えばなんですが、基盤整備をしてある部分におきましては、法面勾配が1割という形の中で、ある程度の草であれば、一般的な例えば近くのホームセンターとか、そういうところで売ってある刈払機の伐採で済む部分もあるかも知れませんし、一方で恒久的な防火帯、そういうところを考えた際に、お言葉にもありましたけれども、モアだったりとか、いろんな大型機械が入ってくるかと思います。

農林課のほうが進めています、いろんなメーカーのデモとか、そういうところを考えていく中でも、ある程度の傾斜というところに関しては対応ができると思っておりますが、やはり地形のある一定の勾配、一般的に最大的に大体乗用のリモコン式だったりとかも含めてなんんですけど、大体35度ぐらいが限界じゃないかなと思います。

その一方で、またお言葉にもありました棚田だったりとか、急傾斜地における農地、そこの省力化を考える上においては、やはり大掛かりな基盤整備を考える、若しくはそこの付加価値観を高めた上で刈払機の活用というのも当然出てくるかと思います。

いずれにしましても、草刈りだけではなく、支障木関係とかも含めてなんですが、そこの今後のやり方というのは、なかなか非常に考えていく必要があると思っています。そこに対しては、いろんな部分において、入湯税の活用だったりとかという御意見もあったかと思いますけれども、引き続き、執行側、議会側と、いろんな意見交換をしていきながら進めていかざるを得ないのではないかと。単純に

補助金を活用する、そういう導入機器の補助を活用するだけでは、じゃあ誰がやるのかという話にもつながるかと思います。

高森町とかにおきましては、そういう導入機器を購入して貸出ししまでやっていると。しかし、その一方で、自分で出したお金ではないものですから、最終的に帰ってきたときに、自治体側における維持、修繕が高額な費用がかかっているという現状もあるかと思います。

いかんせん、どういった形で永続していくかという課題が明確に定まっていない状況の中なものですから、そういう導入補助も含めて、いろいろと御検討をお互いにさせていただきたいというのが、建設課としても以前、議会側にお願いした部分でもありますので、御指摘のところも含めて、引き続き検討をさせていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） はい。ありがとうございます。

扱い手補助金は計画まで立てて、それからの購入の助成ということでしたが、この林業機械等導入補助金については、申請で購入の領収書、そういうようなことで購入できています。非常に簡単な書類の提出でできているので、農家のこのある程度の小さい草刈り機について、何とか簡単な審査というか、書類の提出ができるようにしてもらったら非常に助かると思います。

建設課長がおっしゃいました、その圃場整備、そういうのも本当は私も早くから将来のために圃場整備をどんどん進めてほしいということで、一般質問等でも言つてきたところですが、なかなか進まなかつた。やっぱり米の低価格が続いてきたのが原因だと思います。農業者の高齢化等で、非常に圃場整備等が進まなかつたわけですが、今年度、去年から続きます米不足に対して、非常に高額な米の値段が示されてきた中では、もしかしたら、これから圃場整備に取り組む意欲のある人たちが出てくるのかなとは思っております。そういうところで、利用できる草刈り機等の助成、非常に検討していただけたらいいと思っております。

先日、脇戸地区において、除草作業を行いました。普通、ショベルカーといいますか、ユンボに付けるハンマーナイフモアを一人の方が持つておられましたので、法面の高さ4メートルから5メートル近くまで除草作業を、ある程度ですが、行ったところです。ほかの人たちは、背負いの刈払いで届く範囲を、脇戸地内の除草作業を行い、もう一人ユンボで片付け作業を行っていただき、4、5メートル近い法面の除草作業ができたところでもございます。自分たちの住む環境は自分たちでつくっていくという信念の下にやっているところでもございます。

そういうところですが、国内の草刈り機のメーカー、会社名を言っては何ですが、

オーレックというところがございます。専門メーカーです、大手の。ここで2015年の販売高が約98億円、それから10年はたっていませんが、昨年、2024年の販売高が214億円、100億円以上、倍以上伸びたということあります。これも新聞記事なんですけど、会社のコメントの中に、基幹的農業従事者は2024年111万人、この20年で半減し、うち7割が65歳以上。異例の暑さも続き、夏場の草刈りは厳しい重労働となる。今後、少ない人数で農業生産を維持するため、草刈り機の需要は高まっている。こういうコメントがございました。

これまで申し上げたように、大小関わらず、草刈り機は現在の農家、そしてまたこの景観を守っていくための必需品になってきたように思います。どうか、先ほど建設課長も言われましたような、導入助成をまた御検討いただいて、お願ひしたいと思います。

それから、質問はそれで終わりますが、ちょっと環境ということで、1点だけまたお願ひしたいと思いますが、6月の議会において、私は竹林整備の話をさせていただきました。コンポストからその材料に竹紛が、竹のチップが非常に有効だということを申し上げたところでございますが、我が家目の前に大きい竹林がございます。道に覆いかぶさっておりましたので、そこら辺だけでも近くのみんなで切って除去しようということで話したところでございます。冬になると、日陰で雪は解けず、竹の葉っぱは落ちて、非常に通行にも危険性があり、非常に困っていたところでしたが、近くのみんなも、ああそれはいいから、みんなで切ろうということで、その竹林の持ち主に話をしたら、それはぜひという話をいただきましたので、日にちまで決めましたところ、山主さんからちょっと待ってくれと、申し訳ないと、皆さんにそれまで手をかけていただくと、非常に申し訳ないから、私のほうで切ってもらえる人を探して、そっちのほうにお願いするからということで、私たちの労働をちょっとお断りするということで、ケガでもしたら大変だからということもあったそうです。今年のお盆過ぎに、もうやっと決まりました。切ってもらえる人ができましたということで、お盆過ぎから約2週間ほど、毎日5人ほどの方が来られて、竹林を20アールはないと思います、約15アールほどですが、伐採に入りました。毎日毎日、あの暑い中を4、5人ほどの方が来られて伐採作業をして、その残材を私の家の前に、横に山積みに現在しております。災害の後か何かかなというほど、たくさんあります。これを産業廃棄物として出したら、相当な金額だろうと思います。100万円近く、かかるんじゃないかなと。その伐採作業だけで約100万円近くかかっていると思います。非常な出費だったろうと本当に思いますが、おかげですごく明るくなって、道路も日が当たるようになり、非常に私たちとしては助かったところでもございます。

しかしながら、この残材を見たときに、非常に6月の議会で申し上げた、竹紛機ですか、大型の竹紛機があれば、これがあのとき言ったのがあればな、もうほとんど粉になって、もうわずかな量になったんだろうと。今は恐らく10トンダンプで何十台という分、積んであると思います。町長も農林課長も、一度見ていただくといいかなと思いますが、そういう中、今日、私は見ておりませんでしたが、今日の熊日新聞に「竹の活用、海外から注目」という記事があったそうです。家畜の餌、道路舗装の材料、家具ということで、インドネシア、アフリカ諸国から視察があつたそうです。という新聞記事がありますよということをお聞きしましたが、非常にこの竹は活用ができると思います。6月議会で申し上げましたように、大型の竹紛機につきましては、自治体また組合等には農水省の半額補助というのがあります。これを利用していかがですかということでしたら、管理がどこがするかということで、町長の答弁がありましたが、森林組合とか、そっちのほうに委託するとか、お願いして管理していただけたなら、やっぱりこういう話をいろんなところだと、わあ、そういうのがあるといいなという、町民の方の御意見はすごくあります。竹林の整備はしたいけど、その後の残ったのが非常に困るからということで、やっぱり整備まで手が付かないというのが現状だと思いますので、ぜひそちらのほうも考えていただけたとありがたいなと思っております。できたら、その竹紛機のことも御検討いただいて、お願ひして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（井上則臣君） これにて、8番、穴井則之議員の一般質問を終了しました。

ケーブルテレビの撤去がございますので、休憩いたします。10時50分から再開します。

-----○-----

休憩 午前10時41分

再開 午前10時50分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

-----○-----

### 日程第3 議案第47号 専決処分の報告について

（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号））

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第47号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第47号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町

一般会計補正予算書（第4号））、歳入につきましては総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第47号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

専第6号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）。

次のページをお願いいたします。

専第6号、専決処分書、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月1日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。

専第6号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号）。

1ページをお願いいたします。

令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,986万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ58億5,754万6,000円とする。

令和7年7月1日専決、南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回、1,986万9,000円を増額し、7億5,170万5,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は13億1,125万5,742円でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） それでは、歳出を御説明いたします。

次のページの7ページを御覧ください。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回、1,960万5,000円を増額し、1億1,891万8,000円とするものです。内容としましては、定額減税調整給付金に関する増額でございます。定額減税調整給付金は、いわゆる所得税3万円、住民税1万円の減税しきれない部分の給付金でございます。本来、令和6年中の所得を基準に給付されるものでございますが、給付を早めるために令和5年所得により見込額を計算し、令和6年度中に給付されております。今回の分は、令和

7年の確定申告によりまして、本来基準とすべき令和6年中の所得が確定いたしましたので、前年度給付金と本来給付すべき給付額を比較し、不足している分を交付するものでございます。節の需用費及び役務費は、事務手数料となっております。負担金補助及び交付金が、定額減税調整給付金の本体部分となっております。対象者としましては、698件を見込んでおります。

続きまして、地域福祉センター管理費です。今回、26万4,000円を増額し、566万8,000円とするものです。内容としましては、地域福祉センターりんどう荘の女子トイレの不具合による修繕料となっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いいいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第47号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

#### 日程第4 議案第48号 専決処分の報告について

（令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号））

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第48号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号））を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第48号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号））については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第48号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

専第7号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号）。

専第7号、専決処分書、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月1日、南小国町長、高橋周二。

専第7号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号）。

次のページになります。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。記載は行いますけれども、収入、支出ともに補正是ございません。

次に、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入についての補正是ございません。

支出です。第1款資本的支出、今回、455万円を増額し、3億1,240万8,000円とし、その内訳として第1項建設改良費、同額を増額し、合計2億6,510万3,000円とするものです。第2項企業債償還金についての補正是ございません。

令和7年7月1日専決、南小国町長、高橋周二。

備考に予算に関する説明書を記載をしておりますが、別にお付けしております説明資料のほうで説明をさせていただきます。

建設改良費の中の工事請負費として455万円を増額いたしております。専決しました理由としまして、黒川地区の第1配水池と呼ばれるものが、国道442号沿いにある町管理指定駐車場、黒川の駐車場がございますけれども、そこの向かい側に第1配水池というものがございます。その第1配水池に黒川水源から入ってくる導水管が当然ございますけれども、その流量を調整する電動弁といわれるもの

が設置されておりますけれども、それが6月20日の時点で老朽化等により作動しなくなりました。その結果、現状では第1配水池からのオーバー水が出ていると、当時。すみません。現状では修理は終わっていませんので、オーバー水が出ている状況であり、導水、入ってきた水の量に対して、薬品費、一般的な塩素も投入をしております。そういうところから、薬品費の高騰、さらなる支出ということにつながるものですから、専決処分として、その修理の発注を行ったということをございます。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 今の説明では、7月1日に専決をしたけど、工事、修理自体は終わっていないと言われました。見込みはいつですか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。電動弁自体の受注生産という形になっておりまして、最終的に3か月を要しました。結果的に、今月末の完了の予定と考えております。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願ひします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第48号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第5 議案第49号 専決処分の報告について

(令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号))

○議長(井上則臣君) 日程第5、議案第49号、専決処分の報告について(令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号))を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長(高橋周二君) 議案第49号、専決処分の報告について(令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号))については、建設課長より説明させます。

○議長(井上則臣君) 本田建設課長。

○建設課長(本田圭一郎君) 議案第49号、専決処分の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定を適用し、次のように専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

専第8号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号)。

次のページ、専第8号、専決処分書、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号)について、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月1日、南小国町長、高橋周二。

専第8号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書(第2号)。

次のページになります。

令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算(第2号)。

第1条、令和7年度南小国町下水道事業会計の補正予算(第2号)は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。第1款下水道事業収益、合計の補正増額はございません。内訳として、第1項の営業収益、今回、10万9,000円を減額し、4,536万8,000円とし、続く第2項営業外収益を10万9,000円増額し、1億8,266万5,000円とするものです。

続き、支出です。第1款下水道事業費用、今回、200万円を増額し、2億3,884万7,000円とし、内訳として、第1項営業費用を同額増額し、2億2,320万9,000円とするものです。第2項営業外費用については、補正はございません。

続きまして、第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、支出ともに、補正はございません。

令和7年7月1日専決、南小国町長、高橋周二。

説明をさせていただく上において、別添資料として令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第1号）を添付しているかと思います。6月議会における予算書です。

その中で、2ページになりますけれども、第2条の収入の第1項営業収益で10万9,000円と記載をいたしております。その内訳として、4ページの収益的収入及び支出の合計に、収入合計が10万9,000円とありますけれども、一番下、特定地域生活排水処理事業収益というところで、長期前受金戻入分を10万9,000円として増額をいたしております。にもかかわらず、2ページの収入、第1項営業収益のほうを増額をしまして、営業外収益のほうを補正をしておりませんでした。結果的に入れ替えたような状態の形になっておりました。そのため、今回、新しい補正予算書のほうに戻りますが、2ページのほうで収益的収入の収入を入れ替えさせていただいたという形が一つございます。大変申し訳ございませんでした。

その上で、支出の200万円の補正になりますけれども、農業集落排水処理事業、中原地区になりますが、汚水を流すためにマンホールポンプが設置をされております。13号マンホールポンプというのが、上中原地区に設置されておりますけれども、6月29日に発生しました落雷によりまして、制御盤内における通信装置が被害を受けました、この通信装置は、役場にございます監視装置への通信に使用されているものであり、異常時の警報、通常の維持管理に必要と判断し、専決処分として発注を行ったものです。

なお、予算の計上を行っていませんけれども、今後、公有建物災害保険により修繕費の全部または一部が補填されると考えておりますので、その額が確定した際には収益的収入に予算計上を今後行いたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑がないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願ひします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思います

が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第49号、専決処分の報告について（令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号））を承認することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は承認することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第 6 議案第50号 令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書

日程第 7 議案第51号 令和6年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書

日程第 8 議案第52号 令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書

日程第 9 議案第53号 令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書

日程第 10 議案第54号 令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書

日程第 11 議案第55号 令和6年度南小国町下水道事業会計決算書

日程第 12 報告第 2号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第50号を議題といたしますが、先の議会運営委員会において、議案第50号から報告第2号までの7件を一括議題とすることになりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。それでは、一括審議といたします。

本日は、代表監査委員においていただきしておりますので、出席をお願いしたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。それでは、代表監査委員、石橋正寿氏に出席をお願いいたします。

[代表監査委員 入場]

○議長（井上則臣君） 代表監査委員に入場いただきましたので、本案について提案理由の説明を求めます。

○町長（高橋周二君） 議案第50号、令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書については、総務課長より説明させます。

議案第51号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書については、町民課長より、議案第52号、令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書については、町民課長より、議案第53号、令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書については、福祉課長より、議案第54号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書については、建設課長より、議案第55号、令和6年度南小国町下水道事業会計決算書については、建設課長より、説明させます。及び、報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告については、総務課長より説明させます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第50号、令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入です。一番下段、歳入合計でございます。8ページの右端の合計、調定額65億6,074万3,814円です。前年比6,020万386円の増額でございます。

続きまして、9ページ一番左側の、収入済額です。合計65億4,047万2,739円、前年比5,760万3,358円の増額でございます。

続きまして、不納欠損額です。合計356万6,660円、前年比334万2,056円の増額でございます。

続きまして、収入未済額です。合計1,670万4,415円、前年比マイナス74万5,028円の減額でございます。

収入済額の主な増減でございますが、21ページ、3行目、森林環境譲与税、前年比935万3,000円の増額でございます。

23ページの下から4行目をお願いいたします。

地方特例交付金、前年比1,405万7,000円の増額でございます。

25ページ、下から2行目をお願いいたします。

施設型保育給付費個人給付相当分、前年比2,171万3,150円の増額でございます。

39ページ、上から2行目をお願いいたします。

デジタル基盤改革支援補助金、前年比2,025万9,000円の増額となっております。同じく、その下3行目、商工費国庫補助金、前年比5,186万3,748円の増額となっております。

続きまして、47ページ、一番下です。

土地改良事業補助金、前年比1,038万5,100円の増額となっております。

続きまして、49ページ、下から9行目です。

義務教育費補助金、前年比マイナス7,419万4,000円の減額となっております。

続きまして、53ページ、下から7行目です。

その他不動産売払収入、前年比マイナス808万3,109円の減額となっております。

続きまして、55ページ、上から6行目です。

財政調整基金繰入金、前年比2億783万7,000円の増額となっております。  
59ページ、一番下です。

雑入、前年比808万3,109円の増額でございます。

続きまして、収入未済額でございます。主なものとしまして、すみません、戻りますけれども、29ページ、上から2行目でございます。使用料及び手数料の104万1,290円でございますが、ページの31ページ、上から4行目の公営住宅使用料現年度分5万9,650円、5行目の過年度分8万2,890円の合計額で、前年比64万7,850円の減額が主な要因でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

一番下の歳出合計でございます。右端の支出済額、合計60億6,615万8,626円、前年比4,037万947円の増額でございます。

続きまして、翌年度繰越額です。合計2億3,678万4,000円、前年比2億873万1,000円の減額となっております。

続きまして、不用額、合計3億210万2,374円、前年比3,437万7,947円の減額となっております。

支出済額の主な増減でございますが、77ページをお願いいたします。下から6行目、財産管理費、前年比1億2,448万4,493円の増額です。こちらは管理センター解体工事等が含まれており、増額となっております。

続きまして、83ページ、下から5行目です。

財政調整基金費の積立金、前年比8,248万780円の減額となっております。

続きまして、85ページをお願いいたします。

4行目、企画費の委託料、前年比2,720万2,765円の増額となっております。

続きまして、91ページ、上から3行目、地籍調査費の委託料、前年比5,757万4,000円の増額となっております。

それと、同じページの下から 6 行目、ケーブルテレビ運営事業費、前年比 3,171 万 3,270 円の減額となっております。こちらは工事請負費がございませんでしたので、減額となっております。

続きまして、101 ページをお願いいたします。

上から 5 行目、戸籍住民基本台帳費の委託料、前年比 3,511 万 6,400 円の増額です。

続きまして、131 ページをお願いいたします。

一番下の行です。環境衛生費の繰出金、前年比 4,046 万 6,000 円の増額でございます。

続きまして、153 ページです。

一番下です。商工振興費の負担金補助及び交付金、前年比 4,149 万 2,158 円の減額となっております。

最後に、175 ページをお願いいたします。

一番下でございます。小学校費の工事請負費、前年比 2 億 8,375 万 6,736 円の減額でございます。

以上、歳出の主な増減でございます。

15 ページです。

歳入歳出差引残額 4 億 7,431 万 4,113 円。

令和 7 年 9 月 9 日提出、南小国町長、高橋周二。

続きまして、198 ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 65 億 4,047 万 2,739 円、歳出総額 60 億 6,615 万 8,626 円、歳入歳出差引額 4 億 7,431 万 4,113 円、翌年度へ繰り越すべき財源といたしまして、繰越明許費繰越額 9,469 万円、合計の 9,469 万円。従いまして、実質収支額 3 億 7,962 万 4,113 円、前年比 625 万 2,411 円の増額となっております。

一般会計歳入歳出決算書の説明は、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、議案第 51 号、令和 6 年度熊本県阿蘇郡南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書の説明をさせていただきます。

4 ページ、5 ページをお願いいたします。

歳入ですが、調定額合計 5 億 5,319 万 4,858 円に対しまして、収入済額合計 5 億 4,494 万 3,567 円、不納欠損額 20 万 2,110 円、収入未済額 804 万 9,181 円となっております。

続きまして、8 ページ、9 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

支出済額合計5億3,934万6,596円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額合計4,695万6,404円となっております。

歳入歳出差引残額559万6,971円。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、28ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額5億4,494万3,567円、歳出総額5億3,934万6,596円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして、実質収支額は559万6,971円、対前年度比347万6,880円の増額となっております。令和5年度と比較しまして、保険給付費の減、被保険者数の減が見られております。令和5年度高額レセプトによる高額療養費の増加があり、令和6年度も心配されましたが、結果、令和4年度よりも低い金額となっております。法定報告はこれからですが、特定健診の受診者数も増え、検診結果における重症化予防のための保健指導を受けていただくことができた結果ではないかと思っております。現在の被保険者数や基金の減を踏まえ、税、資格、保健事業分野が一体となり、今後さらに緊張感をもって国保税業務の推進に努めてまいりたいと考えます。

続きまして、後期高齢者のほうに移りたいと思います。

議案第52号、令和6年度熊本県阿蘇郡南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書。

2ページ、3ページをお願いします。

歳入ですが、調定額合計7,870万6,977円に対しまして、収入済額合計7,858万8,377円、不納欠損額ゼロ円、収入未済額合計11万8,600円となっております。

続きまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

歳出でございます。

支出済額合計7,850万8,141円、翌年度繰越額ゼロ円、不用額合計70万4,859円となっております。

歳入歳出差引残額8万236円。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、16ページ、実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7,858万8,377円、歳出総額7,850万8,141円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして、実質収支額は8万236円、対前年度比1,459円の増額となっております。医科、歯科検診ともに受診率が県内42市町村中3位という高い受診率を維持しており、決算額が見込額により近い数

字となりました。

保険料の収入未済額につきましては、今後も対象者と納付折衝し、解消に努めていきたいと考えております。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 介護保険特別会計の説明をさせていただきます。

議案第53号、令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書。

4ページ、5ページを御覧ください。

最後の行でございます。歳入でございます。

調定額合計6億9,296万494円に対しまして、収入済額合計6億9,085万794円、不納欠損はございません。収入未済額合計210万9,700円となっております。

続きまして、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出でございます。

最後の行を読み上げます。支出済額合計6億6,442万5,577円、翌年度繰越額992万円、不用額合計2,831万1,423円となっております。繰越しにつきましては、福祉施設のICT化のための繰越事業分でございます。

歳入歳出差引残額2,642万5,217円。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

最後のページ、36ページを御覧ください。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額6億9,085万794円、歳出総額6億6,442万5,577円、翌年度へ繰り越すべき財源はございません。従いまして、実質収支額は2,642万5,217円、対前年比62万1,090円となっております。なお、収支が多い主な理由といたしましては、介護サービス給付費等の支出に不足が生じないように、準備基金からの繰入れを考慮した結果でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 説明を差し上げます前に、公営企業会計の決算書につきましては、一般会計及び特別会計、様式等は全く異なってきますので、御注意いただければと思います。御不明点があれば、また後の質問等でお願いをいたします。

議案第54号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書。

2ページ、3ページをお願いいたします。

令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書。

(1) 収益的収入及び支出。収入です。予算額と決算額、予算の増減、不用額等についてのみ御説明を申し上げます。収入、第1款簡易水道事業収益、予算合計1億9,458万8,000円、決算額1億9,862万2,958円、決算額の増減403万4,958円、うち仮受消費税等903万4,374円です。その内訳として、第1項営業収益、予算合計9,585万8,000円、決算額9,945万1,180円、決算額の増減につきましては、3月末におきます打切決算というところで、3月分の使用料が口座引落以外分については、まだ未納の状態ではございますけれども、それも含めまして料金収入の増が結果的にはあったという形になります。

第2項営業外収益、予算額9,873万円、決算額9,917万1,778円、決算額の増減44万1,778円、雷害保険等の収入及び手数料の増によるものでございます。

支出です。第1款簡易水道事業費用、予算額合計1億9,997万8,000円、決算額1億9,640万1,434円、不用額357万6,566円、うち仮払消費税582万8,872円、内訳として、第1項営業費用、予算額合計1億8,331万4,000円、決算額1億7,589万7,904円、不用額741万6,096円。内容としまして、原水及び排水施設におきます修繕費の実績の減、委託費等による入札結果による減、人事異動等による人事費の減となっております。

続きまして、営業外費用、今回、1,372万4,000円を予算とし、決算額1,777万3,159円になります。不用額、マイナス404万9,159円となりますが、非常にこういったマイナスが出てくるというのが見慣れないという形になるかと思います。決算額の内訳としまして、企業債利息の支出、消費税と雑支出となりますけれども、特にその雑支出という部分がございます。これは消費税を計算する際に、自治体特有になるんですけれども、一般会計からの繰入金、他会計補助金という形で名目がございますが、自治体特有でございまして、その他会計補助金が地方特定収入という区分がございまして、それに該当しない部分が消費税の対象となります。他会計補助金の一部が消費税の補助金となります。そこの経理を区分する上において、実際の支出はないんですけれども、帳簿上、その額を雑支出という計上で経理を行うというところがございますので、こういったマイナスが発生をしております。逆に、後に出できます下水道については、結果的にプラスになっているんですけども、同様の考え方になります。非常にこの詳細については、ちょっとここでは非常に難しいかと思いますので、省略をさせていただきます。

第3項特別損失、合計、294万円、決算額273万371円、不用額20万9,629円となります。令和5年度の消費税が中間申告、確定申告を含めまして、令和6年度に反映をされます。その分の消費税額、それと令和5年12月から3月ま

での勤勉手当、令和6年度の反映される期末手当、それと法定福利費、そういった費用が対象が令和5年という形になるものですから、特別損失として計上されることになります。

続きまして、4ページ、5ページ、資本的収入及び支出になります。

収入です。第1款資本的収入、予算額合計4,601万2,000円、決算額4,106万3,900円、決算額の増減、マイナス494万8,100円、うち仮受消費税等10万5,811円、その内訳として、第1項企業債、予算額合計4,490万円、決算額3,990万円、決算額増減、マイナス500万円。これは建設改良費の実績を考慮した最終的な起債の借入額の減によるものでございます。

第2項補助金はございません。加入金です。予算額合計111万2,000円、決算額116万3,900円、決算額の増減、5万1,900円となります。新規加入者の増によるものでございます。

続きまして、支出です。

資本的支出、予算額合計9,878万5,000円、決算額合計8,817万1,679円、不用額1,061万3,321円、うち仮払消費税等373万1,846円。内訳といたしまして、第1項建設改良費、予算額合計5,166万3,000円、決算額4,105万308円、建設改良費の実績による減となっておりまして、市原地区新規水源試験業務委託、志童子水源揚水試験業務委託、市原水源のその業務委託を行う上においての仮設道路工事等の実績に伴うものでございます。

なお、翌年度繰越額の記載がございますが、実際この計上が各自治体によって、ちょっと様々なところがございまして、翌年度の記載とはなっておりませんけれども、水道事業に関しましては、令和5年からの繰越と、令和7年度への繰越を記載するとしまして、実際的には令和6年から令和7年への繰越はございませんので、令和5年分の繰越が記載をされております。

第3項固定資産購入費についてはございません。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。

令和6年度南小国町簡易水道事業剰余金計算書。

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで。

資本金、自己資本金になりますが、前年度末残高4億2,807万4,520円になります。後に出できますけれども、結果的に利益剰余金としまして、右側のページ、利益剰余金合計857万6,740円がありまして、資本合計4億3,665万1,260円となります。結果としまして、これは本年度の剰余金を資本金のほうに入れ込む、その処分を行ったという形になります。

8ページ以降が財務諸表になりますけれども、主な部分だけ読み上げをさせていただきます。

8ページです。南小国町簡易水道事業損益計算書。

営業収益等から特別利益等については記載のとおりでございますけれども、特別損失につきましては、先ほど御説明しました中間申告や期末手当、令和5年分の対象となるものです。

当年度純利益857万6,740円、前年度繰越利益剰余金、令和6年4月1日からの公営企業会計になりますので、その分の額はございません。その上で、当年度未処分利益剰余金857万6,740円となります。

続きまして、令和6年度南小国町簡易水道事業キャッシュ・フロー計算書。

1、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計6,827万7,017円、次に投資活動によるキャッシュ・フロー、合計、マイナス3,626万373円、財務活動によるキャッシュ・フロー、合計、マイナス722万1,371円。結果、当該年度による資金増加額2,479万5,273円、資金期末残高、最終行ですね、7,840万1,737円となります。

10ページ、11ページにつきましては、貸借対照表となりますけれども、主な部分だけ、2番の流動資金、現金、預金になりますが、7,840万1,737円が現金となりまして、未収金359万6,620円となります。これらあたりが3月末で決済を行うために、結果的に今年度は使用料の未納等が特段的に増えることになります。以前は5月末までの滞納整理期間があったんですけども、3月いっぱいで打ち切りましたので、令和6年度の使用料というのは減る可能性もあります。ただ、先ほどの収入・支出のほうでは増額になっていたと思いますけれども、結果的に使用料が増えたことによって増額となっていることから、その減少がみられないという形になっております。

11ページの負債のほうになります。5番の流動負債、未払金501万5,585円がございます。結果的にこれも町のほうが委託している部分で、3月31日以後にお支払いをする分、そういうことが入ってきますので、そういうところが未払金として入ってきます。

資本合計が4億3,665万1,260円、負債資本合計11億7,182万6,919円となります。

続きまして、12ページ、13ページ、令和6年度南小国町簡易水道事業報告書。

概況です。総括事項については記載のとおりでございますが、(2)事業経営に関する事項としまして、令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は106.34%となっており、健全経営の水準とされる10

0%をやや上回る数値となっていますが、次年度からは水源確保、施設更新等の事業も控えておることから、歳出増が見込まれます。年間配水量に対しての使用量として、収入できた水量の割合を示す有収率は、現在80%程度にとどまっているため、管路の修繕等により有収率を向上させ、効率的に収入を得られるような取組が必要あります。また、水道施設は全体的に耐用年数の面から見ても相当の老朽化が進んでおり、予定事業に継続して計画的な施設更新が求められています。現在の収支のみに捕らわれず、先を見通し、長期的な視点で料金改定等を検討する時期にきていると考えられます。結果的に、経常収支比率については100%を超えておりますけれども、その財源として他会計補助金等に頼っているというのが現状でございます。今後の料金改定、事業費の更新等を踏まえた中で、また後の補正予算等も出てきますけれども、来年度以降も含めて、いろいろと協議をしていきながら、料金改定を進めていきたいというふうに考えております。

次に、各事業の内容等が記載されておりますけれども、省略をさせていただきます。

次に、経営状況が記載されています。各算出項目によって記載をしておりますが、本年度の場合、令和6年度からの公営企業会計になりますので、前年度との比較ができません。また、類似団体におきましてもほとんどが令和6年度からの公営企業会計となっております。結果的に、中の値がほかの町村と比較してどうなのかというのがなかなか見づらい状況となっておりますので、算出方法等が必要であれば、後の質問等で対応いたしますけれども、こここの説明については省略をさせていただきます。

(3)、(4)につきましては、消費税抜きとして前項のページ等を記載をしているところです。

続きまして、14ページ、2、会計、(1)重要契約の要旨、1件当たり500万円以上の契約としております。これも議運の際に申し上げましたけれども、他自治体におきましては1件当たり2,000万円以上の契約を記載するという事例がほとんどです。しかしながら、一般会計、特別会計のように、決算書表に内訳があるわけではありません。ですので、これをその上で2,000万円以上の工事とした場合には、本町における事業は記載する事項が少なくなってくるものですから、本町の判断として500万円以上の契約という分を記載しております。記載内容につきましては、先ほどの建設改良費の中で説明した項目を記載しております。

次に、(2)企業債及び一時借入金の概要として、企業債の概要を記載をしております。その上で、内訳として、18ページ、19ページ、20ページ、21ページにそれぞれ記載の内訳、一覧を添付をいたしております。

次に、16ページ、17ページになりますが、固定資産明細書を添付しております。貸借対照表のほうに反映されるものでございますけれども、資産の種類によりまして減価償却を考慮した令和6年度末の償却資産を計上いたしております。令和6年度による増加高・減少高はございませんので、一般的な減価償却額だけを記載しております。

一方で、先ほど重要契約の要旨に出てきました建設改良工事がございます。市原水源等の工事がございます。これは現実的にはまだ工事が完成しておりませんので、資産としては勘定はいたしておりません。建設仮勘定という形で勘定しておりますので、この資産のほうには上がってきません。

最終ページに注記という形でございます。大変簡易水道事業会計の決算書の内容については、なかなか分かりづらい点、それと他自治体、それと関係法令等を見据えまして、今回の決算書を作ったところでございます。非常に他の一般会計と比べて説明事項が多いんですけれども、他の自治体の議事録を見た上で説明をさせていただきましたので、今後いろいろと御意見をいただければと思います。

簡易水道事業会計については、以上になります。

○議長（井上則臣君） 休憩といたします。午後1時から再開します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

引き続き、提案理由の説明を求めます。

本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） それでは、引き続きよろしくお願ひいたします。

説明に入らせていただく前に、水道のほうで説明していなかったんですけれども、今回の決算書の様式が地方公営企業法のほうで定められた様式になっております。ですので、なかなか省略ができない部分、あとちょっと説明が長くなる部分が多くあるかと思いますけれども、だみ声で申し訳ございませんけれども、よろしくお願いをいたします。

議案第55号、令和6年度南小国町下水道事業会計決算書。

2ページ、3ページをお願いいたします。

令和6年度南小国町下水道事業会計決算書。

（1）収益的収入及び支出、収入です。第1款下水道事業収益、予算額合計1億5,637万3,000円、決算額1億5,886万4,966円、決算額の増減24

9万1,966円、うち仮受消費税等441万8,040円。その内訳としまして、第1項営業収益、予算額合計4,614万6,000円、決算額4,859万3,750円、増減244万7,750円の増となります。料金収入の増によるものです。

第2項営業外収益、予算額合計1億1,022万7,000円、決算額1億1,027万1,216円、決算額増減4万4,216円。令和5年度まで基金がありましたが、その基金を令和6年度に入りまして解約したことによる基金利子の増となります。

続きまして、支出です。第1款下水道事業費用、予算額合計2億2,515万7,000円、決算額2億1,926万6,961円、不用額589万39円、うち仮払消費税等426万5,938円。内訳として、第1項営業費用、予算額合計2億706万5,000円、決算額2億195万3,874円、不用額511万1,126円。マンホールポンプ処理場等における機械設備の修繕費用の実績、また処理場の汚泥処理費の実績による減でございます。

第2項営業外費用、予算額合計1,552万3,000円、決算額1,506万3,763円、不用額45万9,237円。水道で説明いたしました企業債償還金の利子や消費税の地方自治体の特異的な部分になりますけれども、特定収入等に伴う雑支出等の絡みから不用額が出ている状況になります。

第3項特別損失、予算額合計256万9,000円、決算額224万9,324円、不用額31万9,676円。令和5年度の確定申告前におきます中間申告納付額の実績や、職員手当、期末手当になりますけれども、その他法定福利費の令和5年分を対象とした令和6年分となります。そこらの実績となります。

次のページになります。

4ページ、5ページ、資本的収入及び支出です。

収入です。資本的収入、予算額合計1億958万7,000円、決算額1億971万3,000円、決算額増減12万6,000円、うち仮受消費税14万909円です。内訳として、第1項企業債、予算額合計6,820万円、決算額6,740万円、決算額増減、マイナス80万円、下水道事業債の最終的な借入の実績による減となります。

第2項補助金、予算額合計4,084万7,000円、決算額4,076万3,000円、決算額増減8万4,000円です。特定地域生活排水処理事業におきます合併処理浄化槽の国庫補助金になりますけれども、その実績による減となります。

第3項分担金、予算額合計54万円、決算額合計155万円、決算額増減101万円です。公共下水道等各事業におきます新規下水道加入による分担金の増となります。

続きまして、支出です。資本的支出、予算額合計1億1,063万6,000円、決算額1億1,031万8,860円、不用額31万7,140円、うち仮払消費税41万67円。内訳として、建設改良費、予算額合計482万6,000円、決算額451万749円、不用額31万5,251円、実績による減でございます。

企業債償還金、予算額合計1億581万円、決算額1億580万8,111円、不用額1,889円、償還金の実績による減となります。

令和7年9月9日提出、南小国町長、高橋周二。

次に、令和6年度南小国町下水道事業剰余金計算書。

資本金、左側のページになりますけれども、自己資本金、前年度末残高808万5,871円、本年度におきます利益剰余金合計、マイナス6,555万8,320円、資本合計、マイナス5,747万2,449円となります。

一方で、8ページになりますけれども、下水道事業損益計算書、営業収益、営業費用、営業外収益、営業外費用等々ございますが、6番の特別損失224万9,324円につきましては、先ほど水道のほうでも説明しましたけれども、令和5年度の確定申告に伴う消費税、職員手当等々になります。

結果、当年度純利益、マイナス6,055万4,097円、前年度繰越欠損金、マイナス500万4,223円、未処分利益剰余金、マイナス6,555万8,320円となります。

9ページ、キャッシュ・フロー計算書、業務活動によるキャッシュ・フロー、合計225万519円、投資活動によるキャッシュ・フロー、マイナス138万8,591円、財務活動によるキャッシュ・フロー105万1,889円、資金増加額、本年度におきます増加額になりますけれども、191万3,817円、資金期末残高7,659万9,310円となります。

次のページから貸借対照表になります。資産の部におきます流動資産の中の現金・預金になりますけれども、7,659万9,310円。また、打切決算等に伴います未収金235万9,950円等々を合計しまして、資産合計28億3,823万6,063円。

右側、負債の部になります。固定負債、流動負債、資本金等々ありますが、流動負債におきます未払金1,086万844円がございます。通常の処理場の維持管理費等におきましては、3月31日までが契約期間となりますので、その後の支払いとなりまして、例えばみなみ浄化センターの維持管理費は年間大体1,000万円を超えていというような状況でございます。そういう中、未払金、あと電気料、NTT等の通話料、そういったものが含まれます。

その上で、負債資本合計28億3,823万6,063円となり、資産の額と同額

となります。

12ページ、13ページに、下水道事業報告書を付けております。

(2) の総括事項になります。令和6年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は72.59%です。健全経営の水準とされる100%には至っておりません。使用料水準の妥当性を示す経費回収率は83.98%で、事業に必要な費用100%を使用料で賄えていない状況でございます。

また、短絡的な債務に対する支払能力、(流動負債に対する流動資産の割合)を示す流動比率は100%を下回っており、1年以内に現金化できる資産では賄えていない状況ですが、多くを占める企業債元金については翌年度に一般会計出資金として予算措置をしております。

有形固定資産は、今後、耐用年数を経過し、老朽化が進む施設に対しての更新が必要となるため、普及促進による現在の経営状況の改善を図りつつ、計画的な施設更新を心掛けていきたいと思っております。

一方で、近年、下水道事業におきます他県における事故等が多発をしている状況です。ただ、本町の場合、管渠に関してはコンクリート製ではなく、塩ビ管という形で、ほとんどの場所が布設をさせているという状況です。そういったところから、他の自治体の状況に比べると、非常に事故の起こる可能性等々も低い状況ではあるんですが、本年度行っております道路上の空洞化調査、また特に農業集落排水事業におきましては、現状においては更新の必要はない状況ではありますけれども、本町の下水道事業の中では一番古い施設という形になっております。

そういったところも踏まえながらも、一方で本町の下水道料金は熊本県内では非常に高い、上位の料金となっております。水道料金等の兼ね合せもあり、早急な経営改善が必要というところもあるんですけれども、物価高騰等も考え、かつ水道料金の値上げも考えると、なかなか下水道料金の値上げまで、いかに持っていくかというのは非常に課題だというふうに考えております。

一方で、財源については、一般会計からの他会計補助金をやはり主な財源としていることから、基準内繰入が一般的に、公的な繰入金として認められている額となっておりますので、そこら辺を踏まえながら、最終的にいかに独立採算制を考えていくかというのが非常に大きな課題というふうに考えております。

(3) から下水道事業の全体、それと公共下水道、農業集落排水、特定地域生活排水、それぞれの内訳の事業概要、それと(4)の経営状況を記載をいたしております。水道と同様、令和6年度から公営企業会計の適用という形になりましたので、類似団体の状況、それと本町におきます前年度との比較ができませんので、参考数値として計上させていただきながら、今後の経営改善のほうに向けて進めていきた

いというふうに思っております。

飛ばしまして、15ページに工事等、建設工事の概況です。今回、建設工事を行っておきますのは、特定地域生活排水処理事業におきます合併処理浄化槽設置3基分となっております。

また、3番の会計、重要契約の要旨については、水道と同様、500万円以上の契約としておりますけれども、そこの分はございませんので省略をいたしております。

(2)に企業債及び一時借入金の概要ということで、一時借入金はございませんけれども、企業債の合計を記載しつつ、18ページから27ページまでにおきまして、建設改良に伴う企業債、その他企業債、公営企業適用債等が主なものになりますけれども、起債をしているところです。失礼しました。資本費平準化債も含めて起債をしているところでございます。

続きまして、16ページ、17ページ、固定資産明細書を添付しております。貸借対照表のほうに反映される数字もございますが、当年度の増加高としまして、合併処理浄化槽、先ほど申しました部分の固定資産が増えておりますので、当年度増加高410万682円が増え、既設の減価償却累計額1億3,772万2,139円を考慮したところで貸借対照表のほうに反映をいたしております。

28ページ、29ページに、注記を記載しております。(I)を飛ばしまして、(II)のセグメント情報の開示ということで、右側の2、報告セグメントごとの営業収益等ということで記載をしております。各事業ごとにおける営業収益、営業費用等々を記載をいたしまして、右側に合計を記載したものが、前のほうのページに出てきます内訳等々を記載した値しております。

説明は、以上になります。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度健全化判断比率及び資金不足比率を、別紙のとおり報告する。

令和7年9月9日、南小国町長、高橋周二。

次のページをお願いいたします。

総括表、①健全化判断比率の状況でございます。上の段の表ですが、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、昨年同様、赤字額がなく、良好な状態でございます。

実質公債費比率は7.5%になっております。昨年度は6.6%でしたので、0.9ポイント増加をしております。これは前3年分の平均でございます。

次に、右端の将来負担比率については、ゼロになっており、昨年度に引き続き、問題なく 19.5% 改善をされております。これはふるさと納税により基金増となったことにより、充当可能財源が増えたためございます。

下の段の表に、下から 2 段目、左から 3 番目の早期健全化基準とありますが、実質赤字比率 15%、連結実質赤字比率 20%、実質公債費比率 25%、将来負担比率 35.0% となっており、本町はそれぞれ下回っており、健全であることが伺えます。

それから、一番下の行の左から 3 番目、財政再生基準でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率ともに、本町は早期健全化基準を下回っておりますので、問題はございません。

続いて、A3 の横書きを御覧ください。

文字が小さくて申し訳ございませんが、資金不足比率の公表でございます。上段の法適用企業になります。一番左から 6 行目の特別会計の中で、簡易水道事業会計、下水道事業会計の特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、特定地域生活排水処理事業におきまして、この表の右から 8 番目、(9) の資金不足額の欄でございますが、ここに数字が上がっておりませんので、資金不足額はないということで報告をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君）　はい。ありがとうございました。

-----○-----

### 日程第 13 代表監査報告

○議長（井上則臣君）　日程第 13、代表監査報告。

代表監査に、監査の報告をしていただきます。

石橋代表監査、お願ひいたします。

○代表監査（石橋正寿君）　それでは、提示しました令和 6 年度南小国町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書について、説明をいたします。

1 ページより、第 1、審査の基準から、第 9、決算の概要となっております。

4 ページの第 7、審査の結果を申しますと、計数は正確であり、各会計の予算執行も適正に行われていると認めます。

また、30 ページの基金の状況についても、誤りなく処理されております。

32、33 ページに、結びとして全体の要約が記載しております。

まとめとして、34 ページに、5 点挙げてありますので、読み上げたいと思います。

1、財政健全化審査については、実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比

率はゼロ、実質公債費比率も7.5%であり、本町の財政状況は健全と判断できる。ただし、財政力指数、経常収支比率、実質公債費比率とともに、昨年度から上昇しており、特に経常収支比率が高く、財政構造に余裕がなくなってきた。引き続き、財務状況を分析し、健全な財政が維持できるよう、適正な運用を行っていただきたい。

2、町税や保険料、使用料及び負担金等の徴収については、依然として過年度分（滞納繰越分）の徴収率が低い傾向にある。悪質な滞納者については、法的措置を取るなど、徴収業務のさらなる強化と、担当課・局間の連携に期待する。一方で、コンビニ、スマホ納入の導入により、納付者の利便性が格段に向上したと思われる。町の費用負担も大きいが、納付の選択肢が増えることは住民サービスの向上にもつながっていることから、今後も新たな納付方法を模索していただきたい。

3、例年、歳出に多額の不用額が発生している科目が見受けられる。限られた財源を有効活用するためにも、履行が困難となった事業や金額が確定した事業など、早めの対応が可能なものは、年度途中で減額補正するなど、適切な処理を望む。

4、伝票監査においては、請求書に記載される業務内容や購入内容が簡略化されたものや、決裁印の漏れが見受けられた。数量や算出根拠など、第三者が見ても分かるよう、明細等の記載をお願いしたい。また、決裁者によるチェック体制を徹底し、事務処理ミスの未然防止に努めてもらいたい。

5、高齢化や人口減少、インフラ施設の老朽化、災害の激甚化など、町が抱える問題は多岐にわたり、行政の役割もますます高度化・複雑化することが予想される。今後も職員の育成やAIの導入などによる負担軽減並びに効率化に向けた対策を推進し、町民がより幸せに暮らせる南小国町になることを期待する。

以上で、一般会計・特別会計の報告を終わり、次に令和6年度南小国町公営企業会計決算審査意見書について、説明をいたします。

1ページより、第1の審査の基準から第6、審査の結果となっており、2ページの審査の結果を申しますと、企業会計方式となり、前年度との比較ができないが、予算の執行状況や経営状況及び財政状態について審査した結果、適正に処理されていることが認められました。

18ページ、最後のページに審査意見としてまとめていますので、読み上げたいと思います。

公営企業会計に移行後、初めての決算であり、担当部局においては会計方式の違いに戸惑いながらも、無事決算を迎えることができ、一安心したことと思われる。昨年度以前との比較ができないため、経営状況を分析するまでには至らなかったと思うが、今後は住民サービスを担う企業としての健全な経営がなされるよう取り組

んでいってほしい。

なお、支出伝票の様式が変更になり、不慣れな面もあったと思うが、費目が記載されていないものや、決裁印が漏れている伝票が見受けられた。会計処理を適正に遂行するためにも、そのようなミスがないよう注意してもらいたい。

以上で、全ての報告を終わります。

○議長（井上則臣君） 石橋代表監査、ありがとうございました。

報告が終わりましたので、本案の質疑に入りたいと思います。決算書についての質疑ございませんか。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） それでは、2、3、質問をさせていただきたいと思います。

一般会計でございます。17ページ、歳入でございます。町民税につきまして、現年度分の不納欠損と、それから固定資産税につきましても、現年度分の不納欠損が、金額的に2万5,000円と4万8,400円上がっておりますが、現年度分の不納欠損ということで、どういう状況であったのかをお知らせいただけますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 不納欠損につきましては、町民税の個人分につきましては、過年度分につきましてが31件、それから法人税につきましてが、現年度が不納欠損が1件、それから法人の過年度分が2件というふうになっております。

それから、固定資産税につきましては、現年度が4件、それから過年度が33件となっております。こちらの現年度分につきましては、どことはちょっとなかなか申し上げられませんが、1法人が実際のところ不動産を売買して、そしてほかのところに売買をして、それに伴います法人税とか、それから過年度分の固定資産税が滞納となっておったわけですけれども、その会社が最終的にはもう倒産をしたというところで、これにつきましては国や県のほうと同じ、町のほうも差押え等の処理をしておったわけですけれども、最終的にはその部分が国税とか、そういった部分が優先されますので、そういったところで本町にその差押えはしておったものの、入ってくる配分がなかったというところで、やむなく不納欠損の処理をしたというところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。廃業であり、またその取立てもできなかつたということになると、仕方ないものだと思います。

それから、次、19ページでございます。入湯税でございますが、17万7,0

50円の収入未済額が上がっておりますが、これは預り金でございますので、収入未済というのはどういう状況になると発生するのかということをお聞かせ願います。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） はい。ただ今の御質問にお答えしたいと思います。

入湯税につきましては、特別徴収義務者からの申告に伴いまして、調定を起こしまして、そして納税いただぐという順番になっております。まず、申告をいただかないことには、まず調定が上げられませんので、この場合は申告はあったと。しかしながら、納入に至っていないというところでございます。こちらも、どちらとは申し上げにくいんですけども、入湯税以外の部分につきましてもちょっと滞納があつております。個別に、この入湯税も含めまして徴収の協議、相手方との協議等をしておりまして、少しずつですけれども、納入はいただいておりますけれども、こちらの入湯税に関してはまだ納税があつてないというような状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 歳入の31ページをお尋ねいたします。

公営住宅使用料に関しましてです。こちらは調定額というと、令和5年度と比べて130万円ほど減額になっているかと思います。この要因をお伺いいたします。政策的空き家が増えているのか、それとも、入居されている方の家賃の見直し等での減になったのかというのをお尋ねしたいです。今の職員さんになって、非常に対応が早くなっているかと思います。相談窓口に相談にいったら、そのまま内覧に連れて行っていただいて、びっくりしましたというような意見もあっていましたので、その辺りの要因を伺いたいです。

また、併せて入居時の条件として、所得があったかと思います。所得の制限の見直しというのもされていらっしゃるのかお尋ねをいたします。年々、最低賃金が上がつていている中での見直しというのを、どの程度されているのかお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、調定額の要因になりますけれども、当然、住宅の設置後の年数が多くなったことによって、家賃算定におけるその基の額が下がってきたという原因も一つはあるかと思います。

その一方で、毎年、入居者の家族を含めたところで、収入申告等の書類を出していただいて、そしてそれに応じて家賃算定を毎年見直して通知をさせていただくという形になっております。結果としては、一番の要因というのは、やはり収入が下

がっている部分というのがちょっと大きいのかなというふうに思い、また家賃の算定の見直しという部分に関しては、入居資格要件に入るか入らないかというところになるかと思います。それで、公営住宅法や本町の条例等に伴って、入居資格があるかないかという確認と併せて、家賃の算定も行うと、見直し等をですね。そういったところもあるかと思います。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。すみません。私の質問が悪かったです、失礼しました。

入居時の今の低所得者向けの住宅であれば、上限が大体の月の収入がこのくらいまでですという条件があると思いますけれども、その条件の見直しをされているかというところでした。金額の見直しをされているかというところでした。というのも、令和7年度の最低賃金が1,000円を超えて1,034円になるという新聞記事があったかと思います。過去遡ってみると、約10年前の平成27年は694円でしたので、最低賃金でいうと約150%ぐらい上がっている状態です。そこに対して、入居時の条件、所得の見直しというところも併せて必要なではないかなと思っています。最低賃金がどんどん変化、上昇する中で、入居時の収入というところの制限というのも、ある程度見直しが必要なではないかなというのが1点です。

併せて、今、本町では特公賃が割と数としては少ないかと思います。低所得者向けの住宅と特公賃とで、造りはさほど、多少変化はあるかも知れませんけれども、似たような造りだったりするかと思います。そこで、例えば今の低所得者向けの住宅を特公賃に用途を変更することが可能なのかというところも併せてお尋ねをしたいです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、入居資格要件に伴います算定額、基本的には条例上とかという形の中で、公営住宅法に沿った部分等も含めたところで現状やっているところですけれども、現実的には非常に安い設定賃金が、私的にはされているのかなという思いもあり、一方で当然御指摘いただいたように、最低賃金等も見直し、一方で物価高騰対策とか、いろんなものが関わり合ってくるのかなという思いもある中で、一方で御承知のとおり、修繕費については多くの費用がかかっているというのも現状です。結果的に、そこの見直しをやったかどうかということに関しては、正直現状まではなかなかやっていないと、条例等の改正も行っていないという状況です。そういう意味で今回の御意見を踏まえて、その必要があるかどうかという検討はちょっとしていきたいというふうに思います。

また、特公賃住宅がなかなか少ないという中で、公営住宅法に沿った形での、ある程度の収入が高い人向けの住宅の提供という部分で、ある程度、ちょっとお分かりの部分もあるかと思いますけれども、現状、最近では災害時の仮設住宅の報道等が流れておりますが、その中にみなし住宅という言葉が見られるかと思います。ですので、基本的には例えば場所でいいますと、新町の町営住宅の集合住宅がございます。その中に、仮にちょっと長く空く可能性がある住宅があるとすれば、そこをみなし住宅として提供することが、制度的には可能です。ただ、維持管理において、やっぱりその集合住宅となれば、同じ間取り、同じ状態の中で、あるかないか分かりませんけれども、ちょっと一つの懸念材料として、例えばその自治会の中での維持費だったりとか、間取りが一緒なのに家賃を多く払うのがどうなのかとか、一番最初に入居条件をお伝えした上においても、なかなかいろんな問題も出てくるのかなという懸念もなきにしもあらずです。ただ、そう思う中で、集合住宅ではない戸建ての住宅がございますけれども、そういったところが基本は入居者が家屋とかに対して困窮する方がいない前提になりますけれども、そういう状況の中で長期間にわたって住宅が空いているということであれば、町としても収入を得るわけですから、その利用性というはあるのかなというところではあります。現実、それをやっている自治体もございます。

また、その一方で、そこに入居すれば、例えば特公賃住宅に入居する方が、そこに実際にに入ったとして、じゃあ今度、住宅に困窮する方が出てきたときに、どう対応するかという別の問題も出てくるかと思います。そういったところも踏まえながら、多少その実績も踏まえて、最終的には町としては収入があるに越したことはない。空いていない中で、収入を得るというのが一番ベストだと思いますので、今後の検討課題として考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

今現在、特に子育て世帯はやはり共働きというのがもう一般的になっています。共働きになると、どうしても収入が低所得者の今の条件ではオーバーをしてしまうと。結果的に、住むところがない。町外に出てしまうというのを、毎年のように見ています。住むところがないというところで、町外に出てしまうというのは、すごくもったいない状態が起こっているんじゃないかなと思っています。また、心配されていましたように、同じ、大体似たような間取りで、特公賃と一般的な住宅とで、家賃も結構な差が出ているかと思いますけれども、私の周りでは今、実際に新町にお借りしている中では、そこに対する特に特公賃側からの不満というのは、特に聞

いたことはないかと思います。そこは入居時に皆さん御納得いただいているんじやないかと思っています。なので、所得で引っかかって住めない。であれば、その所得制限の見直しをする、若しくは特公賃に用途変更するというところで、入居できる方の枠を少し広げていただくということも検討いただけたらと思っています。

住宅も、今、高齢化が進んでおります。地域で見守りましょうといつても、やはり現役世代の方のお力添えも必要ですので、ぜひ若い子育て世代も住めるように御検討いただけたらと思います。お願いいいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 歳入のところで、63ページ、奨学金の貸付けの過年度分で84万円ございますけど、これは何名で、貸付けするときに保証人なり、連帯保証人というものをいただいていると思うんですけど、その辺との連絡が取れないのか、また本人との連絡も取れないのか、その辺をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） はい。奨学金貸付の過年度分になります。こちら未済額84万円につきましては、1件、1名の方の未済額となっております。先ほど議員さんから申されました保証人関係についてなんですけれども、こちらについては債権者の保証人の方と連絡を取っておりますけれども、ここで申し上げていいか分からないんですけど、他の債務関係の絡みもございまして、そちらのほうと一緒に並行して納入のほうに向けて協議をしているという状況でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。奨学金に関しては、何年か前か要件を広げて、貸付額も増やして使い勝手のいいようにしたと思います。その申込みのときに、保証人というのは1名ですかね、それとも2名取るような形にしているんですか。  
それと、今、その未納額の方に関しても、1名なのか、もっと複数いたのかというのを、改めて教えてください。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） はい。保証人についてなんですけれども、保証人につきましては、2名という形になっております。前の方も2名となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。その未納の方と連絡を取っている保証人さんというのは、

2名の方に逐次お願いをしているということでおろしいですか。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） はい。収入未済の方については、すみません、確認をさせてください。今現在、協議をさせていただいているのは、保証人1名の方との協議となっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 85ページの委託料について、お聞きしたいと思います。

結構な金額のものが、人材還流促進及びデータバンク構築利活用業務委託料2,400万円と、こちら辺の委託料の大きい項目について、若干ちょっと御説明をお願いしたいと思いますが。結構項目がありますけれども、大きいものだけでも結構ですので、御説明いただければありがたいです。

ならば、こっちの移住定住支援コーディネーター業務委託料の220万円、それと一番聞きたかったのは、黒川温泉駐車場指定管理委託料の100万円というのが、これは後から聞きますので、よろしくお願ひをします。

この3つでも結構です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

人材還流促進及びデータバンク構築利活用業務委託につきましては、SMOに委託をしておりまして、主にはしごとコンビニの業務、働き手の登録並びに働き先の事業者の登録とマッチングその他、その募集も含めて新たな人材流動化によります雇用の創出というところで、このしごとコンビニの施策を行っている業務が1点、また地域越境人材データバンク事業ということで、交流人口並びにそれに関わるような、またこのしごとコンビニに登録していただいた方も含めて、南小国町に協力いただけるような、また季節的な部分でも来れるような人材をデータバンク化して、それをアップデートしながら、次のマッチングや案件組成に利活用するというところで取り組んでおります。

また、それぞれ情報発信ということで、企業向けのプログラムの紹介とかパンフレット作製等々を行いながら、このしごとコンビニをさらなる登録者数の増と、また事業者への広報周知、また事業者の登録数の増というところを目指しながら、また取組を進めているところでございます。

続きまして、移住定住支援コーディネーターにつきましては、移住定住相談会並びに空き家バンクの登録、空き家調査等につきまして、町内でその支援を行ってい

ただくべく宮崎哲也氏に業務委託を行いながら、役場の中に非常勤といった形で入っていただきながら、この移住定住の様々な施策に支援をいただいているところでございます。

あと、黒川温泉駐車場の指定管理ですけれども、こちらのほうは黒川温泉自治会のほうに指定管理を委託しております、周辺の草刈り並びにトイレ等の清掃と、あと異状がないか等を確認いただきながら、また冬季になりますと、どうしてもあそこら辺は気温が下がるものですから、トイレが凍結したりとか、そういったところにもなりますので、そういったところを逐次点検いただきながら、また大規模な部分があった場合は役場のほうに連絡いただくというところで、業務委託を行っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

これはもう2,400万円のしごとコンビニとかの予算は、これは何年間も続けて、ずっとこういう金額でしておるのか、いつまでずっといくのか、毎年なのかも、分かるようでしたら教えていただきたいことが1つと、もう1つ、ドローンプロジェクトの委託料というのが420万円あると思いますが、こちらも若干教えていただきたいということで、ちょっと2つ、もう1つ教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

人材還流促進及びデータバンク構築利活用業務委託料につきましては、もうこれは複数年、2,400万円ということで継続しております。こちらは交付金で国のほうから地方創生交付金をいただいておりますが、それが当初3年間の予定でしたが、企業版ふるさと納税の額が、一定額を上回りましたので、それを基に2年間の交付の延長がありました。本年度が最終年度となっております。この委託料の金額並びに内容も含めまして、本年度中で協議をして、最終的にはどういう形で継続していくのかとか、そういったところも含めまして協議を進めていきたいと考えているところでございます。

ドローンプロジェクトでございますけれども、こちらのほうはドローンを活用したまちづくりに関する業務委託というところで、まず小中学校でのドローンを活用した授業を開催しております。また、農林課の森林調査のほうでも、こちらのドローンを活用しているところです。様々、各課、測量ないしは現地確認等々におきまして、ドローンを活用しておりますが、ただただ委託先に委託するのではなく、職員も使用できるようにパイロット研修を行いまして、職員のほうでも利用できるよ

うに、また数多くの方が利用できる形をとるように、パイロット研修を行っております。

こちらのドローンとともに、ヘックアイというクラウドシステムを導入しております、写真撮影をしたら、その位置を自動的に地図上にアップして撮影した箇所等が分かるような形のシステムを導入しております、有害鳥獣の駆除であったり、防災訓練等々にもこのソフトを活用しているところでございます。

ドローンにつきましては、以上でございます。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

ぜひとも、ドローンの活用は、多くの方が取扱いができるように研修等を重ねて、機会をいただければと思っております。

この黒川温泉指定管理者の委託料の100万円という金額なんですが、近年、やはりいろんな清掃の委託料やらの高騰等で、これではなかなか草刈りの管理もできない、何もできない。だから、赤字になるような状態になっているというのが今の現状で、ちょっと頼まれましたので、ぜひともこういったところも人件費の高騰だったり、清掃費の高騰等が何か来ておるようで、自分たちでやはり無償のボランティアみたいな方でやっていらっしゃるというようなことでございますので、ぜひともこここの見直し等も若干していただけたらありがたいと思いますので、最後、お願いで終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の黒川温泉駐車場の指定管理委託料につきましては、実際、物価高騰等もあるかと思いますので、実際、この黒川温泉駐車場に関する経費が、実際のところ、幾らかかっているのか、その明細等を御提示いただきながら、実際のこの委託料との差異等を、こちらのほうとしてもその資料として検討する材料をいただければ、この指定管理の委託の更新時期がまいりますので、その更新時期の際に、その金額も併せて見直しを行っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。今、2番議員の人材還流促進及びデータバンク構築の中で、私はちょっとまちづくり課から資料をいただいていましたので、地域越境人材データバンクという事業が行われている、しごとコンビニ以外でですね。ここについてちょっと詳しく教えてもらえませんか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。こちらのほうにつきましては、まずはこのしごとコンビニに登録された方々とともに、ワーキングバケーションとかで大学生とかが、こちらの町に来たときに、いろいろな仕事を体験いただくんですけれども、そういったところで、うちの町と関わりができた方等を、このデータバンクの中に登録をして、何かの機会があつて、また南小国町に夏休みの期間でも来て、しごとコンビニ若しくは何かのところで働くとか、南小国町に関わっていただくというところを案内する。若しくは、それ以外にも起業塾その他、南小国町に関わりのできた方をここに登録をさせていただいて、様々な機会の中で何か南小国町に関われる機会を情報提供しながら関わっていただけないかというところを模索するというか、進めていくためにこのデータバンクを構築したところでございます。これも徐々にアップデートはしているところではあるんですけども、まだまだ登録者数もそんなに伸びていっているところでもございませんので、さらなる関係人口の創出並びにしごとコンビニにつきましても、登録者数を伸ばしながら、このデータバンクにつきましても併せて登録者数を伸ばしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。今の説明であると、まず町外の方で南小国町と何らかの形で関係された方、しごとコンビニでもそうですし、ワーキングバケーション、もっと言うならばインターンシップ、地域おこし協力隊インターンの参加者とか、こういう方も絡んでくる。そういう方のデータを集めて、実際何かされたというのはあるんですか。今、登録者数をただ増やしていっている状況ということでよろしいですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） まだ、今のところは、このデータバンクを利用して、何かまた新たな事業をするとかいうところまでの進展はございませんけれども、今のところ、このデータバンクの数を伸ばしていって、登録者数を今伸ばしていっているところという段階でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。では、今現在、何名登録されていて、その目標的な人数というか、どれぐらい登録できたら、その後、何に活用したいと思われているのか教えていただけますか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 現在のところ、しごとコンビニの登録者数で126名、関係人口を合わせた地域越境人材という形で、今のところ、700名の登録をしているところでございます。

今後、この関係人口によりまして、何か社会人に向けたワーキングバケーション的な事業とか、そういった部分がもう少し展開できるのではないかというところを、こちらとしては狙っているところではあるんですけれども、まだまだその具体的な施策のところまでは至っておりませんので、そういった学生向けのワーキングバケーションだけではなく、社会人向けの短期間でもこちらのほうに来て、何か体験いただけるとか、若しくはこちらの仕事を短期間でもやっていただけるというような社会人向けのワーキングバケーション的な事業が何かしらできないか。若しくは、そのほか何かボランティアでこちらのほうに来て、町と関わりができるものがないかとか、そういった部分のもう少しこの登録していただいた方が、もう少し町と深い関わりができるような施策をまた考えて、打ち出していきたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。2つ、聞かせてください。

最初は、水道のことございますが、新しい様式に変わったということで、昨年から、前年度までの資料が見当たらなくなって、この金額でやっていけるかどうかが、課長の頭の中にはあるかと思うんですが、ちょっと議員にそれがあまり見られない状況に今なっていますので、この金額、水道料金で、前にも聞いたことがございますけれども、あと何年ぐらいはやっていけるのか、この企業会計になったから、はっきり出る部分もあるかと思いますので、どのくらい、あくまで概算でよろしうございますが、課長が考えるものとして、どのくらいもつんだということが分かればお教え願いたいと思いますが。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ちょっと質問内容と答えが異なる部分もあるかと思いますけれども、まず現状の企業会計におきましては、先ほどの説明の中でも申し上げましたけれども、他会計補助金に頼っているというのが現状です。特に令和6年度につきましては、公営企業会計になったばかりであり、また勘定科目として発生しました減価償却費等々が予算として上がってきます。結果的に、現金の動きはないんですけども、それに対する財源が必要になってくるという形になってきますの

で、なおかつ特別会計時代におきましては、人件費関係は一般会計のほうから出しました。結果として、公営企業会計になった時点で、こちら側のほうで結果として支出をするというような形になっていますので、今のこの現預金の中でいけば、言葉は悪いんですけども、他会計補助金をそれ相応に出していくべきやつていう形にはなります。

ただ、令和6年度についていえば、前年度と他会計補助金と同額程度に抑え込みました。令和7年度については、損益計算書等におきます純利益をできる限り、少しでも出すという前提で変えましたが、説明もしたとおり、かつ、もう御承知の部分もあるかと思いますけれども、やはり水道料金の改定をしなければやっていけないという部分にはなっているんじゃないのかなと思っています。

令和6年度に、経営戦略というものをまず立てていました。その経営戦略という部分は、まず足元を見るという戦略です。今後、後で補正のほうに出てきますけれども、アセットマネジメント計画ということに立ち入っていこうと思っています。それらというのは、今後の事業を実際の財源を付けたところで考えていきながら、例えば水道料金を上げる際に、最終目標として、この金額が仮に出たとして、一気に上げるものなのか、段階を追って上げるものなのかというところを踏まえた中長期的な計画ということを踏まえた上で、令和8年度下半期になるのかなという、現段階で思っていることなんですが、内部的な協議を踏まえたところで、水道料金に対する審議会を開く必要があるのかなという、水道料金の改定に対する審議会ですね。それらを踏まえて、住民周知、住民説明等もやりながら、最終的に段階的な料金を上げていくのか、一気に上げていくのかというところも踏まえて、料金については考えていかなければならぬのかと、そういうスケジュール感をもつて対応しなければならぬのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

わざわざお聞きしましたのは、今回、企業会計の様式に変わったことで、様式といいますか、中身も当然変わるわけですが、独り立ちしていくための企業会計ということで、どういうことをしていかなければならないのかということがちょっと頭によぎったものですから、そういう質問をさせていただきました。ありがとうございます。

それから、次でございます。基金でございますが、一般会計のうち、財調が2億7,600万円ですか、それからふるさと納税基金が4億7,700万円と、昨年度も財調が1億8,000万円、ふるさと納税が3億9,000万円と増えておるよう

な状況でございまして、相当大きな額の基金額を町として持つておるということです。財調につきましては、いろんな使い方というのはあると思いますが、ふるさと納税基金ですが、先ほど8番議員の質問にございました、町をきれいにするための草刈り機とか、そういうものを農林課のほうに、課長はおられませんでしたけれども、担当の方と話をしたときに、予算がないんだということを一発で言わされました、いや、それだけじゃないよ、町長のほうのきれいな町とはどういう認識かということで、草切がちゃんとなされておるとか、管理がちゃんとなされておるという話を、町長は認識しておるんだということを話しまして、それにしても予算がないというようなことでございました。

このふるさと納税基金自体は、毎年、減ったときもあるかと思いますが、SMOさんの努力もありまして、大分積立てがなされてきておるんだろうと考えております。このふるさと納税の意味自体は、きれいなまちづくりということに使うのであれば、おかしくはないと思いますので、そういう先ほども出ておりました刈払いとか、そういうものの林政部門との価格の同等化とかいうことを目指すための予算として使っていただくことはできないかというふうに思っております。相当金額も増えてきておりまして、いつまでもこの額を増やしていく、それだけではちょっといけないところもあって、ふるさと納税自体は預けてくれる人がおって、それをちゃんと使っていく町がいるのだなというふうに考えておりますが、その辺りはいかがでございますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。御質問、ありがとうございます。

このふるさと納税のちょっと割り振りの細かいところまでは、今、私がここでは分からぬところがあるんですけれども、町の維持管理に使うものではないみたいなところが、ふるさと納税の使い道にはあるようで、今から町をどうしていくのかというところに使うところが主に使い道としては、主の部分というのはそういうところがございます。今言われたような、草刈りとか、そういうのを維持管理なのか、きれいにこの先、町をしていくのかという、その見方もございますので、その辺りはちょっと財政とも話しながら、どういう使い道が、それをどういう形でそこに充てるのか、充ててはいけないものとか、充てていいものとか、いろんな細かいところもございますので、そこは一度きちんとして確認をしたいと思います。もし、そこに充てられるのであれば、そういうところにもふるさと納税のお金も充てていく。ただ、ちょっと今、私が今現在では町の維持をするためにとか、維持管理するためには、このふるさと納税というのは使うようになつていないと、私の認識ではそう思っておりますので、町が発展していくために使うというところにお金を使うと。

ですから、今の草刈りとか、そういうものは維持として見るのは、町をきれいな美しい町として、そこに使うという見方で、ちょっと変わってくると思いますので、そこは確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。それにつきましては、作文の世界かなと思いますので、今はこのままにしておけば、主に田畠の草刈りをされている方というのは、農林業者の方が多いと思います。その方々がもうだんだん減ってきて、作業ができないような状態が出てくる。そうなると、おのずと草刈りというのはできない状況が生まれてくる。これは誰が考えても分かると思います。そこを、これからどうすることで町が維持じゃなくて、これよりきれいになって、ほかのところから人を呼び込むんだと、そういう考え方を持っていけば、おのずと答えは出てくるんじゃないかなと思いますけれども、いろいろ頑張っていただいて、私、その予算じゃなくても、まちづくりのためのふるさと納税基金であるというふうに考えておりますので、使われないなら、ほかのところから取って、使ってもらえばいいと思いますし、たまたまふるさと納税基金自体が、毎年順当に伸びている。来年はちょっとどうなるか分からぬという状況はあるかというふうに聞きましたけれども、これだけの基金を今維持されておるということで、ためておけば、もう利子が高くなった世界ですから、だんだん高くなるかも知れませんが、基金ですから利子の有効利用ということで、機械代というのはそんなに高いものじゃないかと思います。何億とか、何十億とかいう世界から見るとですね。その辺りを検討していただければというお願いでございます。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 休憩に入ります。2時半から再開したいと思います。

—————○—————

休憩 午後2時19分

再開 午後2時30分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開いたします。

質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ページ、77ページの広報きよらの改善及び作成支援のところで、御質問をさせてください。

1か月古いんですけど、8月の広報きよらです。横書きが増えて、改善がされたというところの費用かと思いますけれども、実際、作られて変えてみて、どういう感

想をお持ちでしょうか。

それと、支援業務のところでは、どんな業務の部分を委託されたのか、教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

まず、広報きよらにつきましては、改善業務委託というところと、制作支援業務というところの、2つ、委託を出しておりました。

まず、改善業務につきましては、広報紙のレイアウトそのものを、以前は印刷会社のほうに、ある程度、レイアウト等はお任せしている部分もございましたし、こちらから、ある程度、上げていた部分もあるんですが、ほとんどが印刷会社にレイアウト等はお願いしていたところです。それを自前でやっていきたいというところで、レイアウトソフトの導入と、その画像編集ソフト等を活用すべく、そのレクチャーをいただいたりとかというところでお願いをして、まずは自前で作れるようというところを進めていたところでした。昨年度途中で、人事異動等のいろいろな事情がございまして、正職員から会計年度任用職員へというところで担当者が変わったというようなところもございましたので、制作支援業務も併せて委託を行うという形となりました。

こちらのほうでは、広報紙のイベントの取材であるとか、表紙、裏表紙、特集ページ、町の話題などのデザイン等々の新たな構築というところも踏まえて委託をしたところです。現在、表紙、裏表紙、また特集ページにつきましては、横書きを中心として見やすい字体、見やすいフォントというところを心がけながらやっていたところですが、文字数並びにページ数の制限といいますか、印刷代等にも反映されますので、そういったところを踏まえて、当初は文字が小さかったりとかで読みづらいという御指摘も踏まえまして、そこら辺も徐々に改善をして、ちょっと大きい文字にしたりとかいうところもやっているところでございます。まだまだ改善途中の状況ではございます。

確かにフォントは見やすくなつたんですけども、まだまだ文字が小さかったりとかいうところもございますし、今、レイアウトを抜本的に変えるまでは至っておらず、縦書きと横書きが併用されているというような状況でもございます。一度に変えるというところになりますと、どうしても縦書きを横書きにしますと、文字数的にもなかなか入りづらくて、ページ数が増えるという状況になります。ある程度、私たちも少ない予算で最大限の効果を上げたいというところで、なるべく効率的な作成をというふうに考えてはおるところなんですが、縦書きにしないと、なかなか文字数的にもこなせないというところもありますので、今、縦書き併用となってお

りますが、ゆくゆくの目標としましては、全部横書きに持っていくたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。本年度も380万円ほど作成支援ということで予算が付いておりますので、実際、文字フォントが以前よりも小さくなつて、見えにくく、見づらいという声もいただいておりますので、そういうお声があることをお伝えして、まだ改善の余地があると思います。

それと、開き方も以前と同じ右開きですね。横書きだったら左開き、もう思い切った、どこかでやらないと、ちまちまやっていても変わつたことが逆に分かりにくいのかなと思いますので、その辺もぜひ検討していただきたいと思います。

それで、この広報紙の在り方についてですけど、今、ペーパーレス化とかデジタル化というところでなっています。この広報紙を郵送するのにも、今、組長さんのところに郵便で送っていますかね。かなりの郵送代もかかっているのではないかと思います、今年からそういうふうにされたというところで。この広報紙の在り方というのも、ぜひ検討していただきたい。本当にこれが毎月届けなければいけない内容なのか、それとも他の自治体では2か月に1回だとか、3か月に1回のところもありますし、うちで言うならば、みなみチャンネルもあります。その辺の今後の在り方も含めてですけれども、情報発信の在り方というのを、町としてどういうふうにやっていくのかというのは、議論するところに来ているんじゃないかなというふうに思います。当然、印刷代もかかりますし、郵送代もかかる。こういうところは、そろそろ検討していくって、ケーブルテレビに関しても更新の時期が来るでしょうから、本当にこのまま継続していくのか。職員さんも今1名、少ない状態でやられていますけど、本当にやるのであれば、やっぱり専従できちつと人材配置をして、取材とかもそうですし、そちらのほうに重きを置くとか、それとも広報に置くのか、そういうことも検討していただきたいと思いますけれども、御意見があればお願ひします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えします。

確かに、うちのほうはケーブルテレビ、広報紙というところで、様々な町の広報媒体というのがございます。確かに、広報紙の存在意義というところも今後考えていかなければならないというところもございますが、様々な方に目に見える形で町の情報を伝えするというところでいきますと、まだまだ御高齢の方等々、様々な方に情報をお知らせするに当たっては、広報紙の存在というのも避けては通れない

部分もあるかなというふうに思っております。

この紙媒体でどこまで続けていくのかというのも、まだ内部では検討の段階ではあるんですけども、まだ結論には至ってはおりませんし、今後、ケーブルテレビの更新も控えておりますので、この更新に向けた議論も始めなければなりません。町の広報を、どこを主としてやっていくのか、併用してやっていくのか、そういうふうなところも踏まえて、今後、様々な議論をしなければならないというふうに思っておりますし、様々な意見を踏まえた上で、町としてどうしていくかというところは決めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。では、ただ今の件に関連しまして、1点だけ、お伝えさせてください。

先日、広報の研修で東京に行かせていただきました。その際に、全国でも賞を取られる方の講演がありまして、その際にやはり業者さんの選定についてというところでのお話があった際に、やはり業者さんを選定する際に、サンプルも作っていただいていると。サンプルを見た上で決めていくというところもあっていました。金額面だけではなくて、実力というか、そういったところも見ていただいて、業者さんの選定につなげていただけたらなというのが1点あります。あと、すみません、この件は特に答弁は求めていません。今後、ぜひお願ひいたしますというところで

続きまして、149ページの森林環境譲与税についてお尋ねをいたします。こちら歳入では3,300万円上がっていて、そのうち1,300万円が積立金となっているかと思います。この内訳については、担当の方に教えていただきましたが、1,300万円は使っていなくて、基金として回しているという状態であるのであれば、1つ御提案をさせてください。小国杉を建材、お家を建てるときの建材として活用された際の補助というのを作ることができないでしょうかという御提案です。やはり、今、新しくお家を建てる場合、やはり大手のメーカーさんが入られるケースが多いと思いますが、大手のメーカーさんが入ると、使われる材はやはり外国のものだったりが多いそうです。そうなると、遠いところから運んできた材を、この小国杉がある地域で使うと、さらに大工さんも遠くから来られているという状態だそうです。

そこで、例えばこういう小国杉を積極的に活用しましょうというような補助でもあると、もしお家を建てられる際、若しくはリフォームをされる際に、小国材の活

用にもつながります。地域の大工さんの活用にもつながるのではないかと思っておりますので、ここは一応御検討いただけたらと思っております。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 御提案、誠にありがとうございます。

そうですね。小国杉の振興という形で、そういう部分でも考えてみたいなど、今、お聞きしながら思ったところでございます。ただというと、言い方はあれなんですが、現在、私たちとしても、補助金のほうを活用している部分も、一人親方さんの推進・育成、担い手の育成も踏まえたところでも、いろいろちょっと考えているところもございます。

そして、前回から話題になっておりますモバイル建築、こちらのほうの推進も行なながらやっていきたいと思いますが、今後、しっかり検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。87ページのタクシー利用助成でお尋ねをさせてください。

私、この件に関して、毎年お願いをしているところです。予算が2,000万円組んであって、不用額が800万円ほど出ています。50枚を使い切った方が、令和6年度は43名おられます。40枚以上の方というのが78名、22%、発行額の20%以上の方が、その40枚以上使われているところですけど、追加発行をお願いしますというお願いを、毎年していますけれども、どうしてしていただけないのか、その理由を教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

以前から議員のほうから御意見をいただいております。それを踏まえて、課内でもいろいろな検討を進めているところではあるんですが、枚数を使う人、使わない人がいて、使い切った人にどのような形で交付するのが適切なのか、それが良い方法なのかというところを模索しつつも、なかなか答えが出せない部分もございました。

現在、地域公共交通で地方創生の伴走支援のほうで御相談申し上げている中で、やはり我々としてはこのタクシー料金助成というのは、実働した部分に対しまして助成をするというところでいけば、路線バス等の空走する部分、お客様を乗せていなくても運行費用がかかり、それに何らかの町の助成、若しくは町の公費負担が発生するという状況ではなく、あくまでお客様を乗せて実働した部分にのみ費用

を出すという点においては、良い施策ではないかなというふうには感じております。ですが、それはあくまで内部の人間の思いであって、第三者の町外の行政に関わる立場の国の方から見て、この事業が今後続けていくべき事業なのか、若しくは何かもう少し改善する余地があるのかどうなのかというところも、ちょっと御意見をいただきたいなというふうに思い、今、協議を進めているところでございます。

何がしか今の予算の範囲の中で、どういった形で、いつの時点で判断をし、どの時点で50枚を使い切った方に追加交付を何枚するのが適切であるのかというところをまず打ち出しながら、来年度当初からできるかどうかは分かりませんけれども、こういったところも踏まえまして、何がしかの答えは出し、またこのタクシー利用助成がさらに有効的な活用ができるような形で、議員がおっしゃられるような追加交付というところは、ちょっと考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。タクシー利用の助成は、私は絶対良い、よそにない制度だと思います。ドアツードアで行けますし、公共交通、バスなんか、時間でバス停まで行かないといけない。乗合タクシーの場合は事前に予約をしないといけない。ですから、私が議員になる前に、町民代表でこの総合戦略か何かの委員をしたときに、この公共交通のときに町長が乗合タクシーはやめましょうと、タクシー利用を利用した者に500円で目的地まで行けるようにしますと言ったときに、これはすごいことをするなというふうに思ったのを今思い出しました。ですから、これは正しいと思います。

ここからまたちょっと切り口を変えます。タクシー利用の券を求めている方というのは、免許を返納されている方、障がいのある方、そういう方だと思います。免許返納されているということであれば、場合によっては要介護認定を受けている方もおられるんじゃないかなと思います。実際、352人交付されていますけれども、福祉課のほうでタクシー利用を使われている方、要介護認定の方が何名おられるのかとか、そういう連携、情報の共有というのはされたことはありますか。若しくは、分かれば何人いるのか、教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） ただ今の御質問にお答えいたします。

実際のところ、タクシー券を御利用されている方の介護の認定度合いは把握はしておりません。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。当然、まちづくり課の事業ですから、そちらで考える部分はあるかも知れませんけど、実際使っている方はいわゆる介護認定されている方で、50枚のうち、病院に行ったり、買物に行ったり、非常に生活に不自由している方だと思います。令和7年度の国家構想総合戦略の中でも、安心してあらゆる場面でできる限り不便を感じないように暮らせるハード・ソフトの両面の対策というのが戦略6でうたってあるので、ここはぜひその50枚で足りない、いわゆるもっと条件を言うならば、要介護認定を受けている方がそこに該当するのであるならば、ここは福祉目的的にあと残りの予算、不用額になった800万円のうち、幾らか使えるんじゃないかなと。これは町の単費ですから、やればできるんじゃないかなと思いますけど、町長、どうでしょうか。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

まず、その辺りの共有も、担当課同士でさせていただきながら、そういった要介護認定者、また交通の空白地域、そういったところもございますので、そういったところに対しても手当をどうするのかといったところは考えてまいりたいと思います。また、10月に国の伴走支援官のほうと、また意見交換をさせていただく機会も、取りあえず一旦、半期終わりましたので、そこの中で協議をさせていただくこともあります。ほかの自治体の事例なども、多分上がってくるとも思いますし、南小国町に適した公共交通の在り方といったところも、多分提案が上がってくるはずでもございますので、そういった御意見も踏まえながら、また今いただいたような意見、そういったところも総合的に勘案しながら、もしタクシー助成のチケットを今やっている事業に関して、また来年度もそのまま行くというのであれば、そういったところの枚数をどうするのかといったところも、少なくとも来年度の当初予算のときには、違う形というか、新たなる形でどうにかできるように、力を尽くしてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ありがとうございます。

何か一般質問みたいになっちゃったんですけど、もっと言うなら、小国郷のコミュニティバス、にじバスの運行なんかも含めて、どうしても中原地区というのが公共交通の空白地帯で、そのタクシー利用のデータを見せてもらって、大字中原地区の方が50枚、みんな使っているかというと、実際そうではないですね。だから、エリアごとにその特色が見れるかというと、そうじゃなかったので、ただそれ以外

に使える交通が、移動手段があるということでしょうねけれども、ただやっぱり介護福祉目的的に考えると、介護認定されている方、そういう方に対して手厚い形ができれば、非常にまた住民満足度も上がるでしょうし、エリア的な交通空白のところがあるならば、そういうところにも手当をしていただければと思いますので、来年度、新年度予算に期待をいたします。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。では、150ページ、151ページのきのこセンター費について、お尋ねをいたします。

きのこセンター、今年度は半年間の業務委託というような形だったかと思いますが、今後どうなるのか、当初予算のときから何か変化があったのかをお尋ねいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい、お答えさせていただきます。

現在のところでいえば、当初予算のときにも御説明させていただいたとおりでございます。一応9月末をもちまして、一旦休業とさせていただくところでございます。それ以降につきましては、現段階では、申し訳ありません、方向性がまだ決まっていないのが本当のところです。幾つかお問合せ等も、実際言うと、いただきました。そちらのほうの話も少し承っておりますが、進展はないような形ではありますので、正直、決まっていないというのが本当のところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。きのこセンターは、確か2、3年前に1,500万円ほど設備投資をされていたかと記憶をしております。減価償却は何年で組まれているんだろうというところもお尋ねをしたいところです。

また、実際に町民の方、特に事業者の方、飲食店、また宿泊業の方からも、これだけ特産品として広まっているものが、いきなりすぱっとなくなっちゃうんだろうかと、すごく困るというような御意見もいただいています。実際に、小国郷でも一町民が買える、一般の方も買えるところに、例えばきよらカアサだったり、朝どり市、小国のフレインさんにも、マイタケは置いてあるかと思いますが、そういったところにも特に今月いっぱい終わります、9月までですというような告知とかは特に、私は見たことがなくて、なので本当に一気に、一旦9月末ですぱっと終わっちゃうのかみたいなところも、町民の方からも、本當になくなるんだろうかというような、そこら辺の周知についても、どうされているのかというのをお尋ねしたい

です。以上、2点ですね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 申し訳ございません。減価償却につきましては、確認をさせていただいた上で回答させていただきたいと思います。

周知につきまして、町のほうからという形では、周知は確かに何も行っておりませんでした。一応指定管理のほうの方ともう一度調整をという形で確認をさせていただいた上で、もう一度確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。やはり事業者さんからも、これだけ定着したものと、また新規で今ジュニパーべリーなど取り組まれていますけど、そこには人を注力している、結構パワーを注力している印象があると。でも、これだけ定着したものにも、何かもっとやってもいいんじゃないんだろうかというような御意見だったり、実際に事業者さんからも、いろんなどうにかできないかなというような声もあってますので、もしさま進展等がございましたら、協議いただけたらと思いますので、引き続きお願いいいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。農林課関係で137ページで、特産品開拓業務で61万6,000円、令和6年度の実績ですね。今年が660万円予算が組まれてました。この成果物として何か結果が見えたのか、できたのか、教えてください。

それと併せて、移動販売の事業で、年々赤字が増えて、町からの持ち出しも増えているところです。今年に関しては、週3回の運行になっていると思います。売上げがどういう状況になっているのか、また月次決算レベルで赤字額が増えてはいかないかと心配するところですけれども、その辺の状況を教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 質問にお答えさせていただきます。

まず、特産品開発のほうになります。こちらのほうは一応業務委託で、昨年、見積入札でウラニワさんのほうに発注させていただきました。実際のところ、ちょっと今手元に実績の報告書という形で持っておりますが、その中で一番のメインは協議会の設立というところになってきます。委託特産品、また新規特産品と既存の特産品、こちらの今後の展開、また今後の戦略、こちらの既存のほうを令和6年度作

成していただいたというか、伴走していただいた部分になっております。主なもので言えば、今年度、次年度というか、令和7年度に向けた取組、動き出しというところをお願いをしてやった分になっております。

移動販売です。こちらのほうが令和6年度までの実績でいえば、議員が今おっしゃったとおり、年々どうしても赤字のほうが増加傾向にはありました。現段階、令和7年度分、本年より週3日に変更させていただいて、現段階の売上げ等々の部分は出ております。ただちょっと人件費の部分が週3日の分でまだ算定がきっちり出ていない分もございまして、収支につきましてはまだ不透明な分がございます。仕入れより売上げに関しては、前年度から約8割あたりのところの数字を推移しているというふうになっていたかと思います。

以上となります。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。特産品開発に関する令和6年度の実績としては、協議会の設立と計画の策定というところでよろしいですかね。実際、本年度の予算を使いながら、黒川のお店だとか、そういうところに着手しているということでいいですか。はい、分かりました。

移動販売に関してですけど、日本郵政の仲川氏と連携して、移動販売の強化に取り組むというような方針があったかと思いますけど、ここは実際どう、うまく連携できなかつたから、令和7年度から週3になったということでいいですか。それとも、もっと、だからこの日本郵政との連携というところは、実際、御破算になっているというところで、ちょっと確認をさせてください。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。日本郵政さんとの連携につきましては、令和7年度に入ってからの部分で少しまだお話を聞いていたところです。令和6年度から令和7年度にかけて、実際動き出したところで、総務省ともオンラインとかの打合せ等も行いながら、補助金の申請を仲川氏のほうが準備していたところで、ちょっと日本郵政の問題もあったことから、一度停滞をして、今その停滞したままでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。令和7年度の実績をこの間もらいましたね。8月までの実績で、もう昨年度と同じ赤字額が計上されているんですよね。184万円、速報ベースで。だから、そこはこの人件費の問題で経費が引継ぎのところもあったので、2か月、3か月、2名分上がっていますし、この人件費が月給であったらば、その

週3回しか稼働していない部分、本当に移動販売で勤務している部分の賃金と、それ以外の賃金というふうに分けないと、赤字額が膨らんで、町の持ち出しが多くなるというふうになりますので、ここはぜひきちっとSMOと話をさせていただきたいというお願いをします。

それと、10月から社協のほうで買物支援もされるというところで、この辺も実際、移動販売との連携も必要になると思いますので、しっかりとその辺、お互いがお互い、一つの客を、2倍売り上げられればそれがいいのかも知れません。それが本当は住民にとっては回数が増えるのもいいし、良いことだと思いますけれども、何かその辺もうまく連携を取りながら、ぜひやっていただきたいとお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ありがとうございます。

議員も今おっしゃっていた人件費の部分を、私もちょうどこの資料をSMOからいただいたときに、引っかかったというか、ちょっと疑問に感じた部分もありましたので、先日、SMOとの定例の打合せがあった際に、この内容については質問させていただいております。先ほどもちょうど言いましたが、算定が日数とか時間の算定の関係がありまして、これには1月分をまず上げてありますが、これから減らしますというか、実績前には必ず算定して調整と確認等を行った上でこちらのほうに計上いたしますということで回答をいただいております。

それから、もう一つ、福祉課というか、社会福祉協議会さんの事業につきまして、こちらもちょうどその先日のSMOさんとの打合せの際にも提示というか、どうやっていきましょうかという話をしたところです。SMOさんからも、よかつたら福祉課さん、社会福祉協議会さんと農林課、この4者とかで協議ができないかという提案をいただいておりますので、早急に行いたいということで、10月あたりに計画したいと思っているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 先ほどの社会福祉協議会の買物支援事業について話題が上がりましたので、少し補足説明させていただきます。

先日、9月の初めに、社協の理事会において公表されたことでございますけれど、社会福祉協議会におきまして買物支援をする。先ほど、佐藤議員がおっしゃられましたように、ドアツードアのサービスを開始したいということでございました。対象者は、移動販売のお客様とは少しかぶらないような、どうしても家から外出できない方向けのサービスとして、まずは始めるというところでございました。

その中で、移動販売の事業とも連携を取り合いながら、買物ができない方がなる

べく少なくなるように連携を取りながら事業を進めてまいりたいということでございました。

以上でございます。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　ありがとうございます。

ちょうど福祉課のほうもそういった事業をスタートさせるということで、まずは今のところ、社会福祉協議会の会長としてお話をさせていただきますと、まずは10名ぐらいを対象に、事業としては社協のほうではしていくということでございまして、今、福祉課長のほうが申し上げたとおり、まずはなかなか移動販売のその販売所まで行けないような方を対象にして、電話で注文をいただいて、それを職員が買いに行って、手数料としては1回330円の手数料をいただくということでやっていくような形です。もちろん、1人の人間がするのではなくて、いろいろ訪問介護とかでそれぞれの場所を回っておりますので、その人に持つていっていただくような形をとるということでございました。もちろん同じようなことを移動販売ということでSMOのほうもやっておりますので、そういったところをちょっとまずは社協のほうも走らせながら、その中で多分メリット・デメリット双方に、もちろん出てくるわけでございますので、そういったところで今後一本化するのかとか、やはり役割分担したほうがいいよねとか、多分そういうふうな課題が生まれるのではないかなどというふうに思っておりますし、もちろん社協でやるものに関しましては、新しい車両は補助金を使って購入はするわけですけれども、もちろん保冷とかそういったところは付いておりませんので、発泡スチロールに保冷剤を入れて持っていくとか、多分そういう形にもなろうかというふうに思いますので、今年度ちょっと同時並行で走らせながら、課題感を見いだして、今後の方向性を考えていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君）　ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤　毅君）　はい。今の町長の話を聞いてみると、社協のほうもどこかフレインなり、マルミヤなり、どこかに買物に行かなければならないならば、それをSMOに投げることによって、SMOが注文受けた分を買いに行く部分において、仕入れてくれれば、それを社協に届ければ、スムーズに流れていくのかなというような、今ちょっとイメージがぱっと浮かんだので、その辺も動きながら連携していくだけだと思います。

○議長（井上則臣君）　高橋町長。

○町長（高橋周二君）　はい。そのためには、まずは4者で集まって、協議をさせていただきながら、その辺の役割分担だったりとか、メリット・デメリット感を共有していければというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君）　ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君）　はい。教育委員会で、2点お尋ねをいたします。

191ページの給食配達業務委託について、まずはお尋ねいたします。こちらは今年度は117万円で、令和5年度は117万6,000円、令和4年度118万8,000円、令和3年度119万4,000円と、少しづつですが、年々減額をしている状態です。この約5年で見てみると、人件費、最低賃金が約130%ほど上昇しています。ガソリン代も調べたら、大体130%ほど上昇をしております。その中で、この117万円という金額では、厳しいというような意見もSMOさんから直接、教育委員会にも届けていると聞いていますが、この辺り、持続可能な金額じゃないというふうに聞いていますので、この辺り、今後についてどうお考えかとうのを1点お尋ねをいたします。

併せて、187ページの図書貸出業務委託というところに関してですが、現在、コミュニティセンターでは投票箱のようなものに、借りる際、投票箱のようなものに借りる本のカードと個人のお名前等を書いて、クリップで留めて投票箱に入れるというような流れになっているかと思います。このシステムが結構長く続いているかと思いますが、いつどう変わるのが、決まっていることがありましたらお知らせいただけたらと思います。

○議長（井上則臣君）　志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君）　はい。4番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

まず、給食配達業務についてになりますけれども、こちらについての117万円の委託料の支出につきましては、こちらは配達を稼働した日数についての実績払いとなりますので、実際に給食を配達していただいた日数に沿っての実績払いとなりますので、給食を稼働した日数という形になりますので、どうしても年々変化が出てくるという形にはなっております。

また、先ほど議員からもお話がありました、ガソリン代の高騰になりますけれども、こちらについては今回の業務委託の内容につきましては、ガソリン代等につきましては対象外といいますか、町のほうから全て支出しておりますので、このガソリン代については、配達業務委託先については、支出のお支払いはないという形になっておりますので、こちらについてはガソリン代は町負担という形になっており

ます。

配達業務の単価につきましては、今現在、委託業者のほうと町のほうと、今現在、協議しておりますので、単価の見直し、来年度につきまして、今、協議を関係課も含めまして行っているところであります。継続して、見直しについて協議してまいりたいと思っているところです。

それから、187ページの図書についてなんですかけれども、こちらについては令和7年度、システム改修を今予算を、当初予算に上げまして、システムの改修を行っているところです。今週、システムにつきましても、入替作業の業者と打合せを行っているところでして、いつから稼働するかというところを、今現在、業者さん、それから司書さん、それから担当職員と一緒に、稼働に向けて、システム入替えについて、今協議を行っているところですので、準備が整い次第、町民の皆様にお知らせをしたいと思っているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。ありがとうございます。

まず、給食配達業務に関してですかけれども、これは多分誰でもできることではないと思っています。例えば配達される方たちは定期的に検便とかで体調の検査もされてたり、また給食ですので重いです。また、給食センターからの細い道を大きい車で運転するという運転技術もないといけないんじゃないかなと思うたりしています。

また、夏休みなど、長期的にお仕事がなくなるという、委託がなくなるというような変則的なところもありますので、単価の見直しを今なさっているということですかけれども、ここに関してはもう持続可能な形でできるように、年度途中でも補正を組んででもしていただく必要があるのではないかと思っています。子供たちにおいしい給食を食べてもらえるためにも、そういった金額面での交渉等が必要であれば、順次、応じていただく必要があるのではないかと思っています。どこかの事業者さんが苦労するという、そういう何か今の体制というのはどうなのかなというのを思っていますので、御検討のほどをお願いします。

併せて、図書システムのほうですかね、打合せということですので、分かり次第、どんな形でどう変わらるのか。例えば、司書さんがいない日はどうなるんだろうとか、そういったところも、関係される方もどうなるか、ちょっとまだ分からぬみたいな話もされていますので、周知のほどをお願いしたいところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。一般会計について、私は最後まとめさせてください。

155ページのオーバーツーリズムの未然防止というところで、業務委託が3,700万円ほど上がっております。私が調べたところで、黒川温泉の駐車場のライブカメラの設置と、黒川温泉の日帰り入浴の混雑状況の可視化というのに使われたのかなと思いますけど、それでよろしいですかね。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

まずは、温泉街の駐車場の混雑状況を可視化するというところで、カメラの設置とあとはホームページでのお知らせ、あとは露天風呂の混雑状況の可視化というところで、露天風呂への来客数のカウントと、またホームページ等での可視化と、デジタルサイネージによります露天風呂の入り方、その他注意事項等の周知と、そういったところがこのオーバーツーリズムの対策というところでしたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 実際、その駐車場のライブカメラは、南小国町観光協会のホームページから見れますよね。入浴の混雑状況というのは、多分、旅館組合のホームページですね。ここって疑問に思いませんでしたか。というか、私が観光客で來たならば、一つのところで両方見える。黒川にせっかく行ったならば、駐車場の混雑状況と入浴状況の混雑状況って、同じところから見れたら便利ではないかと思うんですけど、どうでしょうか。まず、感想を聞きたいですね。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。ただ今の質問にお答えいたします。

こちらのほう、業務委託という形で発注したところではあるんですが、管理の都合上、どうしても観光協会と旅館組合という両方に分かれたというところで、利便性の部分とか、そういうところはちょっと、議員がおっしゃるとおり、疑問に感じるところはあるでしょうけれども、ちょっとやむを得ない事情もあり、こういう状況になりました。そういうところも踏まえて、こちらのほうも一元化できるような形で、担当となっておりますSMOのほうには申し伝えて、何とか一元化するようなことは、ちょっとこちらのほうも訴えてまいりたいとは思っているところではあるんですが、いずれにしても、多分、業務の負担とか、そういう部分も踏まえたところでのこういった状況になったかなというふうに思っておりますので、そ

こら辺が一元化できるような形で、こちらのほうも話はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 何か答弁に苦労されていますけれども、私はこのオーバーツーリズムというのは、観光客目線でやっぱり準備すべきであって、委託した以上、町としても使い勝手というのはチェックしないと、利便性がいいかというのは、そこをやらないとせっかく委託した意味がなくて、予算を付けているわけですから、何か目的がずれている感じがするんですよね。ですから、私も初めてスマホを見ながら、ライブカメラを見て、そして、あれ、入浴はどこかなと思ったら、旅館組合に行かないといけない。何でここが一緒に同じ画面からというか、連携すればいいだけのことだと思いますけど、ぜひ委託した以上、出来上がったものに対しても、一般質問でも言いましたけど、結果を検証していただいて、改善すべきがあるならば改善していただきたい。リンクを貼るとか、そういうことができるならば、そうしていただければ、使い勝手、いわゆるオーバーツーリズムの対策というところでは十分効果があると思いますので、よろしくお願ひいたします。

もう1点、続けます。職員さんの時間外勤務手当についてです。多分、総額、職員さんだけで1,650万円、パートタイム・フルタイム、会計年度さんで350万円、合わせて2,000万円近い時間外が出ていると思います。今、時間外に関しては、働き方改革云々ということで、役場のほうでは申請を出して、許可して、それで残業してもらっていると思いますけれども、私が以前勤務していたところでは、タイムカードがまた別にあったものですから、勤怠管理は最終的に出勤・退勤、タイムカードで見られました。これは労基署が入ったときにですね。ですから、その辺の状況というのは、うまく整合性がとれているのか。整合性というか、指示を出した者とタイムカードというのが、同じように扱われているのか確認します。お願いします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。勤怠管理につきましては、残業の命令伺、それを今日は3時間分ということで各課長にして、確認を取ると。そして、残業をするという形で、6時から9時までの3時間というふうに出していますけれども、タイムカードとしては、その前に来て、そのときに押す。そして、9時に終わって、9時10分とか20分とか、いろんな時間に多分タイムカードは押されると思います。その整合性というのが、伺いを出していただいて、勤務の命令を町の上司のほうから出して、その時間帯での残業をしていただくというところで、そのタイムカ

ドとの誤差が出たときに、そこをどうするかというのは今ちょっとお話を聞いて、その確認まではできておりませんけれども、もし3時間で命令を私が出したとしたときに、職員がタイムカードと差が出てはいけないのであれば、その3時間の中で仕事をして、きれいな3時間のところでタイムカードをきちんと打って、3時間以内でちゃんと帰るという形にとしなければならなくなってくると。3時間を超えて帰り支度をして、もし3時間を5分、10分過ぎましたというところで、そのタイムカードを3時間10分後に、タイムカードを押したときの、その10分間もお金を支払わなければならぬという形になるのであれば、10分間で帰る方もいらっしゃるかもしれないし、隣の者と20分、30分話して帰る者もいるかもしれません。そしたら、その分、全て町のほうはお金を払わなければ、タイムカードに合わせたら、お金を払わなければならなくなりますので、その部分が誤差があったら、いろいろと問題があるとかいうところがあるのであれば、ちょっと私も確認しないと、そこは何とも言えませんので、そこはきちんと確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。役場職員の賃金規定、時間外が何分単位で支払われるのか。以前ですと、15分単位で、中で切り上げたり、切り下げたり、切ったり、上げたりというところで、私の経験上ですね。ただ、今、時間外勤務は1分単位で計算しないといけないというような何か風潮に、ちょっとそこまで僕も詳しくは調べていませんけれども、なって、逆に15分単位のところはブラック企業だというふうに言われるぐらいになっているんですよね。なおかつ、労基署が入った企業の総務担当だったので、そのときにはもうタイムカードの1分単位で出してくださいと、お宅は未払いがありますので払ってくださいとなつたわけですよ。ですから、その辺も行政側ですから大丈夫とは、分かりませんけれども、そういうふうに捉えられるかも知れませんので、この辺は少し総務課としても、職員さんの働き方改革を踏まえて検討していただきたいし、今度、DX化、庁舎内にも入れるのであるならば、この辺の勤怠管理というのもしっかりとできるような形でやっていただきたいと思います。

それと、実際、一番多い方で年間というか、月45時間を超えるだとか、そういう残業が発生している事例というのではないですかね。そこを最後だけ、お願ひします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。ちょっと確認していませんけど、45時間を超える者はいないと思います。

先ほど言われましたように、確かに残業代の分は、15分単位で、よその町村はどうか分かりませんけれども、15分繰り上がって、15分と15分を足して30分になれば、30分支払うというような、その1か月間で確かに合計してするような形だったと、ちょっと私はそこが、それが10分を超えてタイムカードで毎日2時間の残業をするといって、10分超えて、2時間10分でタイムカードを押したと。それを毎日10分とか5分超えて押していくって、1か月でまとめたときにその10分、伺いをきちんと2時間出してではなく、タイムカードでした場合ですね。その10分を全部合計して最後にお金を全部払わなければいけないという形に、そうすればなってしまうというところもありますので、そこがどうなのか、私は今ここでは分かりませんけれども、確認をしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。すみません。もう最後のほうになっておると思うが、先ほどからマイタケ施設の件でお話がありました。今言っておかなければ、町のマイタケ施設がなくなるという大変寂しい思いがございます。マイタケ施設自体、もう40年近くになるかと思いますが、その当時、私も林政課としてマイタケの設備を造る担当のところにおりました。これを造るときに、長野の雪国まいたけさん、あの辺りを視察に行ったのを今でも覚えております。

もともとがあの施設は試作所として造った施設でございます。何年か続けば規模拡大しなければ、もともとやっていけないというような規模で造っております。当初はそういうもので造っておりました。それから何回か手を入れてきてることで、適正な生産規模になっているのであれば別ですが、以前のような状態であれば、もともとどんなに頑張っても生産量自体も少なく、営業的に続けていくというのは難しい規模の施設ではなかったかと思っております。指定管理という言葉が生まれて、指定管理をされてますが、生産規模上、利益が出るものではなかったのではないかというふうに考えるところもございます。

何はともあれ、40年近く町の中で生産が続けられてきて、なつかつ今でもそれを求めている事業者の方までいらっしゃると、マイタケ自体を求めて。それをマイタケの天ぷらとかそういうもので、そば街道の中でも主力商品になっておるのではないかと思っております。それが急にということじゃないのかも知れませんが、なくなれば、大変その事業者の方たちにも迷惑をかけるのではないかと思っております。

今年から、特産品の開発ということで、町も予算化して1,000万円の助成金

を出すような事業も始めておるということになっておりますが、こういうことでありますので、そのマイタケ自体が40年も細々であっても続けられてきた、やめていないということ、これはすごい実績だと思うんですよね。現在でも、九州にもそんなにこの生産所はないのじゃないかと思っております。全国、雪国さんの一辺倒じやないかなというような気持ちもしますし、できましたら、再度、その適正規模というところをもう一度見直して、どうしてもそれじゃもうやっていけないということであれば、この廃止やむなしとは思いますけれども、もう一度、その辺り、今の必要としておられる方がいらっしゃる。そして、もともと造ったのが試作所というぐらいの規模であったということを考慮して、再度検討していただいて、適正規模というのをもう一度、机上でもいいですから、出していただいて、町で続けていけないものか、これを再度検討していただくということでお願いしたいなと思って、これは私の最後の質問でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

これに関しましては、先ほどちょっと質問でもございましたけれども、そういうた設備投資の減価償却だとか、そういうところをもうちょっと一回調べなくてはいけないというふうに思っております。

一方で、そうやってなくなってしまうというのが悲しいと、やっぱり品質的にも良かったというのも、もちろん十分それも分かります。しかしながら、私たちもどこかで判断しなくちゃいけないということもあるのも事実でありまして、やはりこれまで投資をしてきたけれども、やはりその委託先の方々にとっては、やはりなかなか赤字補填をしないと厳しいような状況であるというようなことも事実でありますし、じゃあまたさらに設備投資をすれば増産できるとか、売上げが見込めるとか、そういう形になるのかもしれませんけど、じゃあ私はまたさらにあそこに再投資をするのかと言われると、正直なところ、疑問はあります。特產品であるということは分かりながらも、私はいつか目途をつけなければならぬ。もしするとするのであれば、もう町のほうは一切お金は出しませんけれども、その事業者さんがやっていただけるというのであるならば、無償でお貸しますとか、そういうことだったら考えられるのかなというふうに、私は思っております。それぐらい、私はちょっと財源も限られている中で、やはりスクラップアンドビルドではないんですけども、やはり一回切るべきところは切らなくてはいけない、そういう厳しいときもあるのではないかというふうに、個人的にはこれは思っているんですけども、もちろんそういったところはまた議員の皆さん方と意見を交わしながら、また先ほど農林課長の答弁にもございましたが、何かしらの手も挙がっているというか、お

話を聞きにこられた事業所もあるということでもございましたので、そういった情報共有しながら、今後の在り方といったところを考えていくべきなというふうに思っております。

私のほうからは、以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。私の言い方がいけないところもございました。寂しいとか、悲しいとか、そういうことばかりではございません。必要な品物として定着している南小国産の品物、そして新たに南小国でまた新しい特産品を開発しようとしている流れの中で、今まで細々としてでもつながってきた、もちろん金は出しておると思いますけれども、つながってきたこの品物というのを、技術もずっとつながってきてているんじゃないかなと思います。それを考えると、一方的というか、もともと町の施設なんですよね。だから、崩すのも構わないんですけども、そういうことを考えて、ただ場所的にあそこがいいとは思いません。あの規模でできるものではないと思っております。40年もたつと、施設自体ももうぼろぼろになっているんじゃないかなと思います。だから、その辺りを考えて、再度、やれるか、やれないかは、ここで町が判断すればいいことだと思っておりますし、どなたか新しくやるような方がいらっしゃれば、そこに助成金というような形でもよろしいんだと私は思っております。ですから、センチメンタルな気分だけでやめたほうがいいということを否定するわけではございません。それだけは申し伝えておきます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。水道と下水道で、少し質問させてください。

まず、水道で、取水地、水を取っている場所、ここは町有地でしょうか、それとも民有地でしょうか。観光地で、北海道のニセコなんかは、水源を外国資本で買収されているというような情報もありますので、ちょっとそこを確認したかったです。

それと、水道料金の未納に関して、水道料金が滞ったときに、何か月水道料金が滞ったら水道を止めますか。そして、その滞納分が全額入らないと再開はしない、若しくは一部、残高のどれぐらい入ったら再開する、そういう規定があるのか教えていただきたいと思います。

それともう1点、先ほどの専決にもありましたけれども、修理・修繕のときに資本的支出と営業費用と2通り出てきているんですけれども、企業会計的にいうと、修繕費というのは原状復帰、今まであった形に戻す部分には修繕費、幾らかかろうが。ただ、付加価値を付ける、価値が高まるものであれば、資産計上というような扱いになるかと思います。その辺で先ほどの経費であった部分と資本的支出にもな

っていた部分があるので、その辺の規定があるならば教えてください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、水源のことなんですけれども、申し訳ありませんが、水源の状況、環境を守るため、それと水道敷地内には検査を受けた者しか入れない水道法とかがありますので、場所名は申し上げないとなかなか説明がしづらいところがあるんですが、控える部分は控えながら、可能な限りにおいて情報の流出といいますか、そこはちょっとお願いしたい部分もございますので、私も言葉には気を付けながらいきますけれども、場合によってはちょっと削除させていただくケースもあるかも知れません。

その上で、現在、町の水源は9か所を利用しております。その上で、新たに市原地区の水源を確保しようということで、今、測量設計して整備をやろうとしていますので、結果的には10か所という形になるかと思います。

その中で、民地の所有に関しては3か所になります。その上で、令和5年度に電気探査事業というものを議会の中でも説明したかと思いますけれども、結果的に5か所ほど行っています。なぜ電気探査をやったかという当初の話になるんですけれども、やはり今の水源だけでは、その水源が枯渇、若しくは市原の配水池に流れてくるみたいに濁度が出た場合とかというところも踏まえて、予備水源が必要だという一時的な判断をした経緯があります。結果的に、その電気探査調査をやりまして、可能性があるところは、今の市原地区の新たな新規水源というところで掘っているという形の中で、一方でもともと先ほど言いました元の9か所の中にも、既に枯渇した水源というのもございます。ですので、じゃあそこの対応をどうするかというところも踏まえて、じゃあほかの水源からの連携という部分も踏まえているところでございます。

また、代替となる民地の所有地の部分も含めてなんですけれども、これがなかなか電気探査を行った結果、以前もこれは申し上げた部分でもあるんですけども、可能性として純粋な飲める水が出ない。結果的には、温泉水が含まれる可能性が非常に高いというところで、中原地区、波居原地区、そういったところについては、なかなか新たな水源の確保というのが難しいという状況に至っております。

また、中原地区の一部においても、新たな水源の可能性も、民地以外の部分で考えてはいたんですけども、やはり配水池まで一度送らなければならないという施設の整備費用、そういったところが非常に問題になる。それと、あと黒川地区だったりとか、今後は波居原地区、田ノ原地区のほうにも持っていくたいと考えておりますけれども、それに代わる水源を確保するためには、1か所ではもう到底無理です。ですので、数か所掘ったものを、例えば集めるという形にしなければならない。

そうなると、相当な事業費もかかり、今の水系以外の水系を探らなければならない。ですので、非常に大きな課題を抱えているというのが現状です。ですので、ここら辺については、今後の例えば先ほど言いました料金改定の中の審議会の中だったりとかいう部分において、なぜその整備が必要なのかというところから多分始まると思いますので、その中でいろいろと議論、今後の展開を考えてさせていただければなど、審議をお願いできればなというふうに思っております。

あと、未納の対応についてということなんですけれども、まず、例えば条例だったり、規則だったりとかで、そこの運用に関しての取決めというのはございません。一方で、滞納がある状況についていえば、水道・下水道だけではなく、他の部分の未納という部分も出てきます。

まず、停止をする場合なんですけれども、本当に担当職員は嫌な気持ちぐらいはあるかと思います。何回も何回も電話して、何回も何回も伺って、たまには門前払いじゃないんですけど、そういうこともございます。言葉は悪いんですけども、非常に感情的に思わずるを得ない部分もあるんですが、しかしながら、そういうこととしてやっている担当には非常にありがたく思っております。

そういう中で、停止をする場合においては、連絡をすれども、そういうふうに対応もない、若しくはそういう方が一番メインです。いきなり連絡がなかったとしても、その1週間以内とか、そういうことはやっていません。何回も何回も連絡を取りながら、1ヶ月だったりとか、そういう形の中で対応しているというのが現状です。その上で連絡が取れた際には、もう開栓をするという形になります。ただ、その開栓をする際の条件として、御指摘のあったとおり、まず一番いいのはもう全額入れていただくというのが前提になります。しかし、やはり無理な状況が多いです。じゃあそこの際に改めて誓約書だったりとかというのを入れていただいて、じゃあどういう形で解消していくのかというのが必要になる。未納については、そういう形でよろしいでしょうか。

その上で、勘定科目でいう建設改良費、その勘定科目の仕分になりますが、御指摘いただいたとおりの部分もございます。公営企業会計においては、劣化機械など、新品に交換した場合は、多くの場合、修繕費ではなくて、資本的支出に係る建設改良費としての勘定科目として算定されます。御指摘のとおり、修繕費につきましては、勘定科目として資本的支出のほうには勘定されません。当然、収益的収支側のほうの支出に勘定されます。一般的に、例えば公営企業法の取決めといいますか、運用という部分の中においては、20万円かかるかどうかという一つの判断もあるんですけれども、ただ20万円にしましても、相当事務が煩雑になると。その上で、既存のものを新品に交換するとしたときにおいても、例えば水道側のほうの、先ほ

ど電動弁切替と申しました。電動弁切替交換に関しては、丸々1個を交換するというところで、資産の対応ができます。ですので、今回、資本的支出にいれると。一方で、下水道のほうの修繕費として上げた部分は、収益的支出として上げてます。

この内容につきましては、制御盤という言い方がちょっと分かるかどうかも含めてなんですけれども、その中における一部分の機械という形になりますので、じゃあこの制御盤1個を制作するのに対して、その部分の価値だけを差し引いて加算するという事務が逆に煩雑になります。そういう使い分けをしながら、1つの対応をする費用が100万円を超えるかどうかというところも一つの目安としながら、かつ固定資産のほうに反映させる必要がどうかというところも踏まえながら対応しています。ただ、令和6年度の決算ベースにおきましては、私たちも非常に不慣れな部分がございました。ですので、そこら辺を改善しながら、令和7年度においてはこういうふうに対応していっているというのが現状でございます。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。水道というのは、人間生活の上で大事なところですので、なかなか止めるというのも難しい部分、判断があるかと思います。私のアパートの住人も多大な御迷惑をかけているところでございますけど、なかなか家主としても言つてはいるんですけども、そこまでうまく伝わるというか、あとはもう入居者の問題でございますので、申し訳ないと思っております。改めて、ちょっと聞かせていただきました。

もう1つ最後に、下水道の企業債が何十本とあります。私もビジネスをする上において、これだけの本数があるのであれば、金利を見ながらですけれども、安い金利のところもあります、返済期限もありますけれども、集約して、総額すると12億円ぐらいありますけれども、これを一本化して、安い金利で長期返済するようなやり方というのも、以前やったことがございます。そういうことが可能かどうかは分かりませんけれども、そうすることによって、これだけの本数があって、利息の支払いとか、手間が、事務手続がものすごく煩雑になってきます。金利も含めですけど、それを集約ができれば、もっと事務作業も楽になるだろうし、これで金利の交渉までできれば、安い金利で借りるということも可能かと思いますけれども、そんなことができるのかどうか分かりませんけれども、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） はい。まさしく御指摘の部分というのが、今後の先ほど説明した部分の話、ストックマネジメントだったりとか、今後の計画の中での対応部分というのにも係ってくるわけなんですけれども、18ページ、19ページに係る部分なんですが、この部分が建設時期における企業債という形になっています。

その一方で、20ページのほうになりますと、資本費平準化債というのが記載されています。これは結果的に建設改良債の借り替えなんですね。例えば、年度ごとによって企業債を借り入れまして、5年間の据置期間が発生して、利子は当然払っていますから、元金の償還についてはもうほぼほぼ5年間、若しくは3年の間から発生します。そうすることによって、借りた本数ごとによっては、年度ごとに大きい差が出てくる形になります。それが結果的には財政負担という形になってきますので、資本平準化債に借り替えて、年間の年度ごとの支払額を平準化していくという起債になります。ただ一方で、借り替えですので、返済も長期間になっていく。ということは、借金のまた借金という形にもなってくるかと思うんですよね。財政負担は年度ごとの財政負担は抑えられるんですけども、また借金という捉え方もできます。ですので、場合によっては、それがどうかという話にもなってきます。

また、下水道事業債においても、元金の返済義務も当然あるわけですから、もう早めに返すことができればそれがいいに越したことはない。ただ、その一方で、地方交付税の戻入というのもございます。そういったところを踏まえていきながら、じやあ本当に今までのことがいいのかどうかという部分も含めた上で、料金改定をどういうふうに持っていくかというのが非常に審議のネックになってくる部分でもあると思います。

今後、私たちのほうとしても、そこら辺りの提案、若しくは料金改定を算入する上においても、こういった部分が必要になってきますので、審議会、若しくは経済建設委員会とか、そういった形になるのか分かりませんけれども、いろんな場でそういう話をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願ひいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、これより決算についての採決に移りますが、石橋代表監査委員におかれましては、大変長い間、お疲れ様ございました。そして、これまでの期間の監査、大変お疲れ様でございます。今後も監査を続けていかれるわけでございますが、より一層の深い監査をぜひともお願いしたいと思ってお

ります。本日はどうもありがとうございました。お疲れ様でございました。ありがとうございました。

それでは、決算の採決を行います。これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

議案第50号、令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書を、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第50号につきましては認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第51号、令和6年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第51号につきましては認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第52号、令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書につきまして、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第52号につきましては認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第53号、令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書につきまして、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第53号につきましては認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第54号、令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書につきまして、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第54号につきましては認定することに決定をいたしました。

続きまして、議案第55号、令和6年度南小国町下水道事業会計決算書につきまして、認定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、議案第55号につきましては認定することに決定をいたしました。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてにつ  
きましては報告案件なので、これで終了いたします。

本日は、これをもって延会としたいと思います。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

-----○-----

延会 午後3時59分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 2番

会議録署名議員 3番

会議録調製者 松岡洋

# 第 3 回 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 11 日 (木) 開会

( 第 3 号 )

南 小 国 町 議 会

## 令和7年第3回南小国町議会定例会会議録（第3号）

令和7年9月11日  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第56号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）  
日程第3 議案第57号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）  
日程第4 議案第58号 令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）  
日程第5 議案第59号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）  
日程第6 議案第60号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）  
日程第7 議案第61号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）  
日程第8 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第9 議案第63号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）  
日程第10 委員長報告 付託議案陳情第2号 経済建設常任委員会 令和7年付託  
中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書  
日程第11 陳情第4号 「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼  
日程第12 陳情第5号 飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書  
日程第13 議員派遣報告について  
日程第14 議員派遣の件について  
日程第15 閉会中の継続審査について  
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査  
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下城 孔志郎	2番	北里 桂一
3番	佐藤 肇	4番	森永 一美
5番	井野 和哉	6番	後藤 六男
7番	穴井 秀房	8番	穴井 則之
9番	井上 則臣		

3. 欠席議員は次のとおりである。 (0名)

4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。 (2名)

議会事務局長 松岡 洋 会計年度任用職員 室原明子

5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長	高橋周二	教育長	岩切昭宏
総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	保育課長	佐藤淳
福祉課長	室原孝平		

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和7年第3回南小国町議会定例会の第3回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

-----○-----

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、森永一美議員、5番、井野和哉議員を指名します。

-----○-----

### 日程第2 議案第56号 令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第56号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第56号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）は、歳入につきまして総務課長、歳出につきましては各課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 議案第56号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）。

1ページをお願いいたします。

令和7年度南小国町の一般会計補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億5,673万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億1,428万2,000円とする。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

8ページをお願いいたします。

歳入でございます。

地方特例交付金、地方特例交付金、地方特例交付金です。今回、56万3,000円を増額し、106万3,000円とするものです。交付決定によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

地方交付税、地方交付税、地方交付税です。今回、3億1,133万7,000円を増額し、21億1,933万7,000円とするものです。普通交付税の交付決定によるものでございます。

次のページをお願いいたします。

国庫支出金、国庫負担金、民生費国庫負担金です。今回、50万円を増額し、1億7,331万9,000円とするものです。障害者自立支援給付費国庫負担金として補装具費が増えたことによる増額でございます。

11ページをお願いいたします。

国庫補助金、民生費国庫補助金です。今回、235万6,000円を増額し、1,549万1,000円とするものです。子ども・子育て支援交付金につきましては、産後ケア事業及び遠隔医療アプリに対する交付金でございます。重層的支援体制整備事業補助金につきましては、移行準備に係る補助金の増額でございます。

続きまして、衛生費国庫補助金です。今回、64万7,000円を減額し、312万9,000円とするものです。母子保健衛生費補助金でございますが、主なものとしまして1行目の母子保健衛生費補助金が、法改正により申請を15節の子ども・子育て支援交付金で上げておりますので、減額となっております。

続きまして、土木費国庫補助金です。今回、565万3,000円を減額し、5,513万7,000円とするものです。社会資本整備総合交付金につきましては、交付決定による減額、防災安全社会資本整備総合交付金につきましては、新規で計上をしております。

続きまして、総務費国庫補助金です。今回、882万5,000円を増額し、6,187万円とするものです。社会保障・税番号制度システム整備費補助金につきましては、戸籍システムの改修に係るものでございます。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、LPGガス補助の交付決定分でございます。先進的窓リノベ事業補助金につきましては、45万円×4戸分の計上でございます。

次のページをお願いいたします。

県支出金、県負担金、民生費負担金です。今回、25万円を増額し、6,216万円とするものです。障害者福祉費負担金につきましては、補装具費の増による25万円の増額でございます。

13ページをお願いいたします。

県補助金、総務費補助金です。今回、174万6,000円を増額し、4,397万2,000円とするものです。物価高騰対応生活者支援交付金につきましては、LPGガス使用世帯支援分として交付決定分でございます。

続きまして、民生費補助金です。今回、85万3,000円を減額し、1,199

万8,000円とするものです。

産後ケア事業県補助金、利用者支援事業県補助金、ともに交付決定分でございます。重層的支援体制整備事業補助金につきましては、移行準備事業補助金の減額でございます。

続きまして、衛生費補助金です。今回、1万6,000円を増額し、221万円とするものです。出産・子育て応援給付金につきましては、令和6年度からの移行対応分でございます。

続きまして、農林水産事業費補助金です。今回、860万円を増額し、1億3,854万1,000円とするものです。えづけSTOP!鳥獣対策事業補助金につきましては、対策セミナーが交付対象外となつたため減額、世代交代・初期投資促進事業につきましては、白川の方1名分でございます。

次のページをお願いいたします。

委託金、民生費委託金です。今回、1万円を増額し、1万円とするものです。特別弔慰金支給事務市町村交付金でございます。

15ページをお願いいたします。

財産収入、財産運用収入、財産貸付収入です。今回、63万1,000円を増額し、865万7,000円とするものです。町有原野貸付料の増額分でございます。

続きまして、利子及び配当金収入です。今回、459万2,000円を増額し、1,511万6,000円とするものです。内容としましては、利率の引上げに伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

財産売払収入、不動産売払収入です。今回、1,231万9,000円を増額し、8,122万8,000円とするものです。直営林売払収入として、西梅ノ木堂の全伐分でございます。

17ページをお願いいたします。

繰入金、基金繰入金、財政調整基金繰入金です。今回、1億9,181万9,000円を減額し、5億5,988万6,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は15億307万4,742円です。

続きまして、地域福祉基金繰入金です。今回、379万円を増額し、879万6,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は1億1,893万7,184円でございます。

続きまして、防災対策基金繰入金です。今回、698万円を増額し、1,033万9,000円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は1,878万6,302円でございます。

続きまして、ふるさと納税基金繰入金です。今回、967万5,000円を増額し、1億6,582万円とするものです。これにより、予算ベースでの基金残高は23億129万3,055円でございます。

18ページをお願いいたします。

特別会計繰入金、後期高齢者医療特別会計繰入金です。今回、8万円を増額し、8万1,000円とするものです。後期高齢者医療特別会計繰入金でございます。

19ページをお願いいたします。

繰越金、繰越金、繰越金です。今回、1億7,962万4,000円を増額し、3億7,962万4,000円とするものです。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。

諸収入、預金利子、預金利子です。今回、80万円を増額し、197万4,000円とするものです。一般預金利子でございます。

21ページをお願いいたします。

雑入、雑入です。今回、301万4,000円を増額し、1,753万8,000円とするものです。内容としましては、児童手当国県過年度分につきましては、実績による追加交付分、葬祭費用払戻金につきましては、引取人のいない方の葬儀代、障害者自立支援の国県過年度分につきましては、実績による精算分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 松岡議会事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 22ページをお願いします。

ここからは歳出です。

議会費、議会費、議会費、今回、3万円を増額補正し、5,854万5,000円とするものです。節区分18負担金補助及び交付金の補正です。内容ですが、今年発足しました菊池郡・阿蘇郡町村議會議長会の会費3万円の予算計上でございます。なお、本会は菊池郡の菊陽町、大津町、阿蘇郡の南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村の各議長によって組織をされております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 23ページをお願いいたします。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回補正はなく、財源組替でございます。

続きまして、財産管理費です。今回、1,191万9,000円を増額し、9,360万3,000円とするものです。委託料につきましては、町有林素材生産委託料として、森林組合への支払分でございます。西梅ノ木堂の分でございます。積立金につきましては、庁舎建設基金積立金の利率引上げ分でございます。

続きまして、諸費です。今回、44万3,000円を増額し、2,156万3,000円とするものです。こちらは町有原野貸付に伴う地元交付金として、3団体の管理組合等に支払うこととしております。

続きまして、財政調整基金費です。今回、9,171万3,000円を増額し、1億9,666万6,000円とするものです。財政調整基金積立金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 続きまして、企画費です。今回、584万6,000円を増額し、2億5,707万5,000円とするものです。内容としましては、報酬6万6,000円、景観計画の一部改正に伴う景観審議会の開催に係る委員報酬の増額です。世界文化遺産に係る重要文化的景観の範囲追加に関する手続の中で、文化庁からの指示により、関係自治体の景観計画の中に重要文化的景観の範囲追加分も含めた土地利用計画を盛り込むことが求められており、景観計画の一部改正の必要が生じたため、委員報酬を増額するものです。

続きまして、旅費が2万円の増額です。報酬と同様、景観計画の一部改正に伴う景観審議会の開催に係る委員の費用弁償の増額です。

需用費540万円の増額、消耗品費並びに修繕料の増額でございます。消耗品につきましては、6月補正にて計上しました地域おこし協力隊を採用するに当たり、その活動に伴います消耗品購入に係る消耗品費の増額でございます。

修繕料につきましては、移住者向け暮らし体験住宅、下杉田の旧ふくいちラーメン裏の住宅でございますが、こちらの窓が老朽化に伴う不具合が生じたことによる修繕料の増額です。

備品購入費20万円につきましては、地域おこし協力隊の活動に関するパソコンの購入に係る備品購入費の増額です。

積立金16万円、基金利息率の上昇に伴う、きよらの郷づくり基金の利子分の積立金の増額です。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 続きまして、減債基金費です。今回、3万円を増額し、5万1,000円とするものです。減債基金積立金の利率引上げの分でございます。  
以上です。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 続きまして、地籍調査費です。今回、184万6,000円を増額し、4,931万7,000円とするものです。報酬、職員手当、共済費と

もに、7月の人事異動に伴うパートタイム会計年度任用職員分でございます。  
以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 24ページをお願いします。

ケーブルテレビ運営事業費です。今回、1,083万1,000円を増額し、9,806万1,000円とするものです。内容としましては、職員手当等16万1,000円の増額、人事異動、人員配置に伴うケーブルテレビ担当職員の時間外勤務手当の増額でございます。

次の需用費1,060万円の増額です。修繕料の増額です。田ノ原地区の大規模な電柱移設並びに共架ルート変更に伴い、光ケーブル網の移設の必要が生じ、それにはかかる修繕料の増額、並びに今後、国・県並びに町道の道路改良等による電柱移設に伴う光ケーブル移設対応に係る修繕料の増額です。

続きまして、積立金7万円の増額、基金利息等の上昇に伴うケーブルテレビ放送設備等整備基金積立金の増額です。

続きまして、情報電算管理費です。今回、418万9,000円を増額し、1億7,836万1,000円とするものです。内容としましては、職員手当等68万9,000円の増額、時間外勤務手当の増額です。4月の人事異動に伴い、広報情報係職員の変更並びに総合行政システムの標準化・共通化、その他情報電算関係の業務に要する時間が当初の予想よりも大きくなつたことに伴う職員の時間外勤務手当の増額です。

続きまして、備品購入費350万円の増額、職員用のPC購入に関し、当初予算に予算計上していたところですが、マイクロソフト社のマイクロソフトオフィスソフトが仕様変更に伴いまして、ライセンスを含むソフト購入に要する備品購入費の増額です。通常、パソコンを購入する際、マイクロソフトオフィスはインストールされた状態での購入を想定し予算計上しておりましたが、オフィスの仕様変更があり、通常のプレインストールされたオフィスでは、役場が使用しているLGWAN環境での運用ができないため、LGWAN環境でも使用可能なライセンス等の必要購入費用に係る備品購入費の増額でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 続きまして、財政管理費です。今回、569万2,000円を増額し、10億2,525万7,000円とするものです。負担金補助及び交付金につきましては、LPガス使用世帯支援事業補助金、第4弾分1,518世帯分でございます。積立金につきましては、ふるさと納税基金積立金の利率引上げ分で

ございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○税務課長（河本孝博君） 25ページをお願いいたします。

徴税費、賦課徴収費です。今回、10万6,000円を増額し、2,189万8,000円とするものです。需用費、印刷製本費の増額です。今回、催告書送付用の封筒を、現在は黄色の封筒1色で郵送しておりますが、今回、黄色の残がなくなつたこと、それから新たに赤色のものを作成をいたします。年に2回、使用することを予定しております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 26ページをお願いします。

戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳費です。今回、251万9,000円を増額し、5,468万4,000円とするものです。内容としましては、戸籍システム改修業務委託料であり、戸籍へのふりがな記載における市町村長記録に係る機能整備を行うものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 27ページをお願いします。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費です。今回、7万円を減額し、1億1,884万8,000円とするものです。内容といたしましては、委託料につきましては重層的支援体制整備事業の委託内容見直しによる契約額の減です。償還金利子及び割引料としましては、介護保険関係の低所得者保険料軽減負担金の前年度実績に伴う国・県への償還金でございます。積立金につきましては、地域福祉基金の預金利子の引上げに伴う利息積立金の増額でございます。

続きまして、老人福祉費です。今回、379万円を増額し、4,910万2,000円とするものです。説明が前後しますけれど、負担金補助及び交付金につきましては、長引く物価高騰のため、町内の高齢者福祉施設の負担増加が懸念されてくるため補助を行うものです。また、需用費につきましては、前年より物価高騰以上に高騰しております米の価格が、町内高齢者福祉施設の高い材料費を圧迫しておりますので、こちらを補助するものでございます。

続きまして、障害者福祉費です。今回、245万3,000円を増額し、2億1,358万9,000円とするものです。内容としましては、扶助費につきましては、補装具、障害者の身体機能を補完・代替するものでございます。の給付費用に不足

が生じたためでございます。償還金利子及び割引料としましては、障害者医療費国庫負担金から障害者総合支援事業補助金までの、前年度実績に伴う国・県への償還金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 続きまして、国民年金事務費です。今回、16万2,000円を増額して、21万7,000円とするものです。内容としましては、国民年金システム改修業務委託料であり、令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等があったことによる国民年金システムの改修業務になります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 同じページの次の項目、地域福祉センター管理費でございます。今回は、169万4,000円を増額し、736万2,000円とするものです。内容としましては、りんどう荘の事務室の大型空調機の不具合のための修理費となっております。

続きまして、介護保険関連サービス施設管理費です。今回、4万3,000円を増額し、946万3,000円とするものです。内容としましては、旧グループホーム森園の下水道使用料に不足が生じたため、下水道使用料を増額しております。

次のページ、28ページをお願いします。

児童福祉費、児童福祉総務費です。今回、2,000円を増額し、1,587万1,000円とするものです。償還金利子及び割引料につきまして、子ども・子育て支援事業交付金の前年度実績に伴う返還金でございます。

続きまして、児童措置費です。今回、35万7,000円を増額し、2億3,523万2,000円とするものです。内容としましては、償還金利子及び割引料につきまして、子どものための教育・保育給付費負担金から過年度分児童手当交付金までの前年度実績に伴う国・県への返還金でございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） 続きまして、児童福祉施設費です。今回、7万8,000円を増額し、2億3,553万6,000円とするものです。内容といたしましては、町立保育園の園児数の減少及び各施設の老朽化等に伴い、今後の保育園の在り方を検討する検討委員への報償費でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 29ページをお願いします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費です。今回、288万2,000円を増額し、3億1,567万9,000円とするものです。内容としましては、委託料として母子保健事業委託料93万5,000円、フッ化物洗口事業設置業務委託料として6万円、妊婦支援給付システム改修費として77万円の増額になります。内容としまして、委託料について御説明させていただきますと、母子保健事業委託料は妊婦から中学生まで、24時間365日、いつでも気軽に医師に相談ができる住民向け医療相談アプリの導入によるものです。フッ化物洗口事業設置業務委託料は、現在、小中学校で希望者を対象に行っているフッ化物洗口の事業内容を見直し、薬剤の管理と洗口液の作成を町で行い、各小中学校への配達、物品管理、実績集計を仕事コンビニのほうに委託するものになります。フッ化物洗口の実施は、各小中学校で行い、町も定期的に各学校を回る予定にしております。妊婦支援給付システム改修費につきましては、今年度から始まりました妊婦支援給付金の受給者情報等の自治体間情報連携を円滑に行うため、データ標準レイアウトの改版に伴うシステム改修を行って、社会保障税番号制度を活用した情報連携を推進するものになります。償還金利子及び割引料につきましては、一番上の健康増進事業費補助金返還金から、一番下の出産子育て応援交付金返還金まで、前年度の実績に伴うものになります。

続きまして、予防費です。今回、409万5,000円を増額し、2,541万円とするものです。内容としましては、予防接種委託料406万8,000円、負担金補助及び交付金2万7,000円の増額になります。いずれも予防接種の増額になります。主なものは、今年度の新型コロナワクチンの新規計上と、今年度より定期接種となった帯状疱疹ワクチンの接種数増に伴う増額になります。補助金のほうが、今年度の新型コロナワクチン分の増額になります。

続きまして、環境衛生費です。今回、5,263万円を増額し、3億5,617万9,000円とするものです。内容としましては、水道特別会計繰出金4,593万円、下水道特別会計繰出金670万円の増額になります。こちらにつきましては、先の議会運営委員会において、各名称をそれぞれ事業会計の名称に改めるよう御指摘をいたしましたが、今回は当初予算において、この形で計上させていたしましたので、今年度はこの形での継続でよろしいでしょうか。よろしければ、次年度の当初予算より改めさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 議会運営委員長、いかがですか。今期までは、この項目でいきたいと思いますけど、よろしくございますか。

○議会運営委員長（下城孔志郎君） はい。

○議長（井上則臣君）　はい。了解しました。よろしくお願ひいたします。

○町民課長（河津頼子君）　ありがとうございます。

続きまして、後期高齢者医療費です。今回、17万5,000円を増額し、1億848万7,000円とするものです。後期高齢者医療特別会計繰出金の増額になります。

以上です。

○議長（井上則臣君）　穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君）　30ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業総務費です。今回、900万円を増額し、1億3,499万2,000円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金900万円の増額となります。世代交代・初期投資促進事業補助金は、国の事業になりまして、令和6年度の補正予算となっております。49歳以下で、親元への新規就農者、また認定農業者になること、青色申告、金融機関からの融資を受けること、それから経営開始資金を受けないことなどの要件を踏まえて、ハード面等の補助金となっております。今回の申請につきましては、機械の購入を計画しているものでございます。

また、御質問のありました周知方法関係につきましては、先ほど申しました年間150万円が交付される経営開始資金、こちらを受給しないこと等の条件、要件等がございますことから、対象が限定的である上に混乱を招く恐れもあることから、広く周知は行っておりません。就農相談等の際にお伝えをしているところでございます。

続きまして、農業振興費です。今回補正額100万円を増額し、1億4,310万円とするものです。内容につきましては、負担金補助及び交付金の100万円の増額です。水不足等解消事業補助金の計上になります。今期の梅雨の降雨量が大幅に少なかったことにより、ポンプ等の稼働による燃料費等を補助するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君）　本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君）　続きまして、土地改良事業費になります。今回、1,100万2,000円を増額し、4,041万円とするものです。委託料、工事請負費についてですけれども、西部農免農道におきまして、令和2年災害復旧工事を県代行事業として実施していただきましたが、道路に布設されております横断暗渠施設が焼失しているということが見つかりました。現状では、応急復旧工事等を行いまして、支障はない状況ではありますけれども、道路排水施設法面の本復旧工事など

が必要であり、熊本県との管理委託協定書を踏まえ、それぞれ増額をしたものでございます。

また、積立金2,000円につきましては、記載の基金の積立金の利子の増額によるものです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） 31ページをお願いいたします。

林業費、林業振興費です。今回補正額79万4,000円を増額し、9,624万4,000円とするものです。内容につきましては、需用費14万4,000円の増額です。光熱水費と修繕料の増額となります。光熱水費につきましては、すずめ地獄トイレ、それから親水公園トイレの電気料の不足によるものです。修繕料につきましては、地域おこし協力隊の林業用機械の修繕が必要となった場合に備えての増額となります。負担金補助及び交付金60万円の増額、こちらはペレットストーブ等購入補助金の増額となります。当初予算としまして、6件分を計上しておりましたが、本年度申請がすでに6件となっており、相談等も現在あっていることから、増額を計上するものです。積立金5万円の増額、基金利率引上げに伴います積立金の増額となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 32ページをお願いします。

商工費、商工費、商工振興費です。今回、100万円を増額し、4,708万8,000円とするものです。内容としましては、負担金補助及び交付金100万円の増額、申請件数の増に伴います年度内事業実施予想件数が増となる見込みによります住宅リフォーム助成事業補助金の増額です。

続きまして、観光費です。今回、627万5,000円を増額し、3,612万2,000円とするものです。内容としましては、委託料627万5,000円の増額、持続的観光地域経営のための財源確保に向けた検討を進めるため、委員会等の設置を予定しており、その委員会等の中で検討すべきデータや調査内容の整理、資料作成、運営支援等に係る業務を委託するための業務委託料の増額です。詳細な委託の内容としましては、人口推計、宿泊者数推計、観光消費推計等、また他自治体の宿泊税制度調査等に伴います背景調査と制度設計の基礎整理が1点、宿泊税税収見込みの試算、また使途の分類、ロードマップ作成等の宿泊税使途の戦略設計と財源計画が2点目、宿泊事業者を対象とした意識調査と、旅行者に対するアンケート調査などの宿泊施設来訪者向け調査の実施が3点目、検討委員会の運営の支援、また議

題案、資料作成、議事録作成等々によります宿泊税検討委員会の運営支援業務が4点目、以上4点がこの業務委託の主な内容となります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 説明をします前に、議会運営委員会におきまして、33ページから35ページまでについての予算計上につきましては、より詳細な説明をということでしたので、若干長くなりますけれども、説明をさせていただきます。

土木費、土木管理費、土木総務費、今回、300万円を増額し、8,937万6,000円とするものです。委託費になりますけれども、現在、盛土規制法が施行されておりますが、熊本県では令和7年4月1日から規制区域を指定し運用が開始されたところでもあり、土地の造成等、残土処理、そういったところには届け出等や許可が必要となってきます。町としても、建設業協会等々も含めて、残土処理地の確保が必要と判断をいたしまして、2か所におきまして、どれぐらいの搬入可能な土砂があり、そこに対する対策工事費などを算出し、検討を行うとしたものでございます。

続きまして、34ページ、道路橋梁費、道路維持費、今回、2,000万円を増額し、1億1,178万円とするものでございます。需用費、修繕料1,200万円になりますけれども、田ノ原地区の国道442号から小田方面に向かう田ノ原白川線におきまして、通学路の確保、交通車両の視距確保を目的に、1期工事として実施をしましたが、当初より残工事があることが判明しており、その発注も行いたかったところではありますが、資材や人件費等の高騰により予算が不足したことから、今回、追加補正予算を行いまして、2期工事を発注したいと考えたものです。

また、赤馬場地区2か所におきまして、排水設備の老朽化による路面下の空洞も確認され、現在、応急工事を行っておりますけれども、通学路にもなっていることから、早急に本復旧を発注したいと考えたものです。その他突発的な修繕料対応も含めて、合計1,200万円を増額補正するものでございます。

続き、使用料及び賃借料の増額になりますけれども、町道西黒川瀬の本線、旧国道442号になりますけれども、路肩決壊が見られまして、車両の安全性を確保するため、6月より片側1車線規制しております。信号機等の安全対策に係る機器使用料175万円を増額するものとしまして、また通常の維持管理における倒木、落石等の撤去や処分に要する機器使用料が不足することから、合わせて125万円を増額補正するものでございます。

工事請負費500万円につきましては、本年度の除草作業後におきまして、特に町道市原黄川線、馬場方面の道路になりますが、路肩決壊が複数箇所見られました。

通行車両の安全性を確保するため、維持工事を発注したいという形で考えております。

続きまして、道路新設改良費、今回、3100万円を増額し、1億4,917万円とするものです。委託料5,300万円につきましては、町道3路線4地区におきます道路改良工事の詳細及び概略測量設計業務委託を発注するものです。その内訳としまして、町道打手ヶ原線、2,000万円になりますけれども、黒川に下鶴地区という別荘を通る路線があり、りんどうヶ丘小学校付近の県道に通ずる路線がございます。そこに現在、波居原方面、田ノ原方面におきます水道管の布設の詳細設計を行っておりますが、地元より離合の際の離合箇所を造っていただきたいという要望書等もあり、また水道管の布設工事におきます道路通行規制等もあることから、今回、測量設計を行いまして、買収等も伴いますが、来年度工事に向けた準備を行っていきたいというふうに思っております。

また、1,800万円になりますが、町道田ノ原白川線、白川地区の集会所付近におきまして、以前の議会におきまして陳情書の採択を受けた箇所があるかと思います。その部分の測量設計を地元の協議等も踏まえた上ではありますが、発注したいというふうに思っております。

また、先ほど田ノ原白川線のほうのりん小付近の話をしましたけれども、新たに要望が出まして、国道442号と田ノ原白川線との交差点部分になりますが、交差点としての改良計画の要望も新たに出されました。最終的な実施の有無については、今後の判断になりますけれども、概略設計として発注したいというふうに思っております。

また、町道樋ノ口吉ノ本線、これも以前、樋ノ口地区のほうから陳情書が出た部分になりますけれども、終点部分に横断暗渠施設、それから石積み等も踏まえた構造物がございます。それらの測量設計を現在行っておりますけれども、非常に基礎の施設が安定をしていない状況でございますということが判明をいたしました。その結果、地質調査や最終的な工事費の算出が、恐らく3,000万円を上回るだろうという考え方で、現状では思っております。最終的には、その実施の有無については、いろいろと地元と協議も必要にはなってきますけれども、その詳細設計が必要な予算が不足するという形になりましたので、1,200万円の追加をするものでございます。

続きまして、工事請負費2,200万円の減となります。現在、町道瓜上矢田原線の道路改良工事を行っておりますけれども、本年度の交付決定額が要望額を大きく下回ったことによる事業費の減、また建設する箇所におきまして、以前、予算計上を行った経緯もございますけれども、数十年前の道路改良工事におきまして、山

林へ取付となる里道がございました。その復旧を行う前提として、過去に予算計上を行いましたが、地権者等の協議により、なかなかできませんでした。その後の協議も続いている状況の中で、何とかできるという方向性が付きましたので、改めて予算計上 800 万円を行っております。

続きまして、橋梁維持費、今回、3,100 万円を増額し、8,550 万円とするものです。委託料、工事請負費についてなんですが、まず国道 442 号からすずめ地獄方面に向かいます町道石ノ塔平野台線がございます。下りて行きますと、右側に温泉施設があったところに、すぐ横にせせらぎ橋というものがございます。以前より橋台前の護岸ブロック等が洗堀されておりまして、経過観察をしておりましたが、最近の豪雨等によりまして、護岸の基礎の部分の洗堀等がさらに大きくなり、構造物への影響が見られたことから、測量設計業務委託、また工事請負費を発注したいというふうに考えております。その上で委託料の部分になるんですが、町道、橋、ポリ塩化ビニール塗膜調査補修設計業務委託を追加しております。これは P C B といわれる一般的な有害物質というもの基準があるんですけれども、ある橋におきまして、その分を追加する必要がございました。場所的には、井上建設さんがある、あの裏側にある横瀬橋というところになりますが、有害物質を含む濃度がちょっと高いと、基準が変わったことにより、その基準内に入ってくることになりました。来年 3 月 31 日までの処分をしなければならないという形になっておりますので、そこの部分を合わせて追加するとしたものでございます。

続きまして、道路舗装費、今回、3,000 万円を増額し、5,200 万円とするものです。委託料 500 万円につきましては、令和 6 年度繰越事業としまして、南小国町舗装維持管理計画策定業務委託を発注し、令和 7 年 1 月までとして実施しており、未完成ではありますが、今後、舗装工事を行う際に必要な舗装構成等の決定に、測量設計業務委託が必要となったことから、500 万円を追加予算計上しました。その結果を踏まえ、工事請負費 2,500 万円を増額したものでございますけれども、国の交付金事業を活用し、舗装工事を行いたいというふうに考えております。

35 ページになります。

住宅費、住宅管理費、今回、200 万円を増額し、2,995 万円とするものです。需用費、修繕料になりますけれども、北黒川団地 2 戸につきまして、入居者の退去に伴う町負担となる修繕を行う必要があり、その修繕料を追加したものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） 36ページをお願いいたします。

消防費、消防費、災害対策費です。今回、721万円を増額し、2,995万2,000円とするものです。旅費につきましては、令和7年8月豪雨災害支援、職員派遣に伴う旅費の計上でございます。備品購入費につきましては、災害時のためのマンホールトイレ10万円の28基、発電機1台418万円をそれぞれ計上させていただいております。積立金につきましては、防災対策基金積立金の利率引上げ分でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） これにて説明が終わりました。

休憩に入ります。11時10分から再開します。

—————○—————

休憩 午前10時55分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

議案第56号の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 32ページ、商工費の観光費でございますが、持続的観光地域経営のための財源確保に向けた検討業務委託の委員会設置は、別に何とも思うものではございませんが、委託料の中で先ほど言われた調査事項とか、いろんな人口動態とか、他自治体のものとか、税収見込みとか、意識調査、ほか議事録作成等の中でございますが、前回、観光計画の策定をしておりまして、その中で同じような項目をいろいろと策定したことがあるかと思います。その部分と重なるものは、本委託の中から外していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

この金額につきましては、一応最大限想定される部分で算定を行ったものであり、これを委託する際にこのデータが観光基本計画の際に集めたデータ、若しくは調査した部分が活用できる部分については、その部分の費用については差し引いて契約をするように、今計画をしているところではございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。よろしくお願ひいたします。

なるべく経費を下げていただきたいということでお願いしております。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 同じ項目での質問になります。この委託先をどこと考えていらっしゃるのかをまず1点です。こういうのこそ、まちづくり公社という組織なのかなというのも思つたりしつつ、委託先についてが1点。

2点目が、今後のスケジュールについてです。この検討委員会が発足したこと、いつまでに結果を出すのか、その辺り、お考えのことがあればお尋ねしたいです。

あと3点目が、メンバーなど、どういった方に入っていただくのか、その辺りもお考えのことがあればお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

あくまでこれは現段階でのというところで御理解をいただきたいと思います。この業務の委託先ですけれども、先に令和6年度で観光基本計画を策定いたしました。その際に関わっておりましたDHEの会社が観光基本計画の策定業務を受託した業者ですけれども、その業者さんが観光基本計画の内容並びに地域の観光の実情等を熟知されておりまして、またこの観光財源を考える上でも、この業者さんが適当であるというところと、また他の業者よりも費用的に安価で抑えられるというところも踏まえますと、現時点ではDHEのほうに委託を予定をしているところでございます。

また、スケジュール感でございますけれども、年度途中で委員会を立ち上げるというところになりますので、それから審議を重ねて、大体どこの自治体も1年から1年ちょっとぐらいの期間がかかっているようでございます。なるべくこれも早急に答えを出したいなということでは考えておりますけれども、やはり調査とかアンケートを取って、また事業者への説明会等も必要になってまいりますので、そういった面を踏まえますと、大体1年から1年半程度の期間、委員会で検討した上で、町長への答申という形になり、それから総務省への手続等々を踏まえますと、ぎりぎりで令和9年度の頭ぐらいから実施ができるかできないかというようなスケジュール感かなと、令和7年度の途中から令和8年度の中途まで検討を行い、総務省のとなると、最短でそれくらい。総務省への協議がまだ調わないというところになりますと、それからもう少し期間がかかるかなというところでは考えているところです。

また、委員会のメンバーにつきましては、学識経験者や町内の各種団体の長等に入っていただき、委員会を構成したいというふうに考えております。まだ、具体的にこのメンバーでいこうというところまで、まだちょっと詰められてはおりませんけれども、そういう形で各種関係団体の長並びに学識経験者を踏まえて委員会を

構成して協議を行いたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。詳細にありがとうございます。

DHEさんは、確かにSMOの設立にも関わっていて、観光基本計画も策定で御協力をいただいたところかと思います。しっかりうちの町のことを把握をされている方かと思っております。であれば、なおのこと先ほど穴井議員もおっしゃいました重複する項目等々も出てくるかと思いますので、その辺りも見直しのほどをお願いをいたします。

併せてまして、令和9年頭、スケジュール感を今の想定の中で頂戴しましたけれども、やはりもちろんスケジュール感も大事ですし、各施設さんの納得度といいますか、しっかり御理解をいただくように丁寧に進めていただけたらと思っております。

あと、すみません。メンバーに関してですが、メンバーで今何名ぐらいで委員会を構成される予定かだけ、その1点だけお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

全体としては、10名以内ぐらいの人数にしたいというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 27ページ、民生費の中の2番、老人福祉費、需用費で高齢者施設への米現物支給ということでございますが、内容をよろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） ただ今の質問にお答えいたします。

本年の7月に、総務文教常任委員の皆様と悠清苑のほうを訪問させていただきました。その中でいろいろと施設運営についてお話をいただきまして、福祉施設は町になくてはならない大事な施設であると、議員の皆様と意識を共有したところでございます。その中で、いくつか悠清苑さんのほうから、こういった補助があったら助かりますということで、いくつかのメニューをいただきました。その中で、例えば衛生用品だったりとか、あとは実際使い勝手がいい現金だったりとか、そういった中でお米が高騰していました、今大変ですということをお伺いしました。そのお話をお聞きして、少し調べましたところ、物価の上昇が去年と比べまして、これは総務省の消費者物価指数なんですけれど、令和7年分、こちらが前年比3.1%上昇

しております。こちらがありましたので、まずは一番使い勝手がいい補助金として補助させていただこうということで、高齢者福祉施設等の物価高騰対策補助金というのを考えさせていただきました。

ただ、これだけでは、ちょっと試算しましたところ、この物価の上昇にまだちょっと追い付かないところもございます。そこで、米の補助もということでしたので、米の価格上昇もちょっと調べさせていただきました。驚くことに、前年比1.6倍ですね。これが前年比なので、前年から少しずつ上がっていましたので、2年前、3年前からと比べますと、1.9倍ほど米の価格が上昇しているということでございました。それを受けまして、米の補助を考えたところでございます。

福祉施設に聞いたところ、これまで小国郷内で調達をしておったそうです。ただ、価格の上昇が激しくて、ちょっと価格として見合わなくなってきたところで、町内産ではなくて、もう県外産とか、そういったものを仕入れる現状があるということでした。現物支給を考えたところは、できれば小国郷産のお米を届けたいということで、米の現物支給を考えたところでございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 課長と一緒に総務文教常任委員会で意見交換に行ったところではございますが、月に約300数十キロの米が必要ということでありました。これは大体、何キロぐらいを予定しておられますか。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 町内の福祉施設で食事を提供しておりますところが、悠清苑さんとりんどう荘になります。こちらにお伺いしたところ、月々の量が両施設合わせまして400キロほどございました。そちらから計算しまして、半年分、今年の新米が出始めてから半年分の補助ということで、合計の40俵分を計算しております。ただ、こちらがお盆前の価格で積算しておりますが、その後に発表がありましたけれど、また米の価格がちょっと上がっているみたいです。40俵の全量が支給できるかは分かりませんけれど、予算の範囲内で支給したいと思っております。  
以上です。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 悠清苑さんにおいても、なかなか米の入手が難しくなってきて、ほかの食材を織り交ぜながら提供しているという話ではございましたが、こういう施設は本町において本当に大切な、ほかにない施設でもございますので、できるだけ存続ができるように、町としても支援をしていただけたらと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 15ページの財産収入の中で、町有原野の貸付料が63万1,000円、地元の交付金の説明の中で3団体ということでありましたけれども、この原野の貸付けの分の3団体、3か所かと思いますが、その貸付けの内容はどのような用途で貸し付けて、どのくらいの面積を今回貸し付けるような形になったのか、説明をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） ただいまの御質問にお答えいたします。

3か所が使われているところが、1つ目が満願寺十三部、これはKDDIさんです。携帯電話の基地局というところです。もう1点が満願寺火焼輪知、帆足様で社宅用地、もう1件が満願寺の蔵床、これは竹ふえさんですね。これは食事の提供する場所というところです。あと1件、個人の方で満願寺の斧隠に1件、これは個人の方が使われている分が、こちらのほうは4件で、その分を3団体の管理組合に7割分をお支払いというところが、1つ目が志津地区山林原野管理組合、もう1つが黒川原野管理組合、もう1件が下山鳥川牧野組合になっております。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） こちらは、それぞれその契約年数というのは異なるわけですね。

○議長（井上則臣君） 朝日総務課長。

○総務課長（朝日康博君） はい。もう前からのところと、新しくというところもございます。今回の分は、満額のところもありますし、先に1万8,000円だったのが2万円になったので、その2,000円分を計上している分もございます。合わせて63万1,000円というところになっております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございました。

同じく、15ページの利子及び配当割収入で、すみません、これは議員の方々も注目をしておいていただきたいと思うんですが、財調またはふるさと納税の基金の利息が約200万円前後あります。これは本当に昨年度まではこういう金利の変更があって、他の基金の利子もかなり金額が増えてますが、財政調整基金、ふるさと納税は、一応担当課のほう、また総務課、町長あたりで、今運用をされております。現在、10本だったですか、11本だったですかね、一応運用されて、これだ

けの運用益が出ておるんですが、約年間で600万円から700万円は、その債券の利息が付くような形が続きます。その中で、今後、今のところ、ふるさと納税も安定して入ってきておりますけれども、今後どうなるか分からぬ状況で、その基金やこの今後の運用の方法、ある程度、今のところで金額からすれば、現状のままの運用のほうが無難なのかなと思いますが、今後、有効なそういう債券等の話があった場合、どのあたりまで町として基金あたりの運用を考えておられるのか、そのあたりの確認をさせていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 河本税務課長。

○会計管理者（河本孝博君） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

会計室が基金の全体の運用というのを行っております。議員は議選の監査をされておりままでの、お詳しいのですが、ただいまの御質問の内容からいきますと、現在、定期預金、それから通常、普通預金、それから状況におきましては定期預金、それから令和5年度の途中から一部債券による運用を行っております。現在は、ふるさと納税基金、それから財政調整基金を債券運用で行っておりまして、財政調整基金が4本、それからふるさと納税基金が6本、合わせまして10本の債券を保有しております。その中には、以前、議員のほうに御説明申し上げました株式会社SMOの社債も一つ含まれております。それ以外につきましては、現在、本町におきましては東京電力ですか、九州電力の、俗にいう電力債といわれるもの、それから高速道路の独立行政法人の、高速道路を保有する債券、そういうもので債券を運用しております。

今回の補正の内容につきましては、各課の課長が御説明したとおり、当初予算を計上したときには、そのときの定期の利率、そういったもので計上しておりました。しかしながら、昨年の当初予算の計上時期と比べますと、また定期の利率も上がっております。そういうものを考慮したもの、それからただいま御説明しました財政調整基金とふるさと納税基金につきましては、債券の運用を新たに行いましたものですから、ちょっと金額が桁違いなんですが、190万円と220万円ということですで今回補正をさせていただいたものでございます。

それから、今後の運用につきましてですが、本町におきましては、南小国町公金管理運用基準というのを平成24年にも作っております。その中で、公金ですから、通常のこの予算に上がっている町の歳計現金、それからただいま御説明しました各種基金がございます。そういうものを含めまして、公金管理の運用基準を設けておりましたが、その中で債券運用につきましてが、債券運用ができるという文言しか、この公金管理運用基準の中には入っておりませんでした。他町村を参考にさせていただきまして、今回、南小国町債券運用基準というのを改めて設けさせていた

だきました。債券運用には、安全性、流動性、効率性、こういった3つの重要なポイントがございます。こういったものを明記するとともに、購入できる債券の種類、これを本町で限定をいたしました。国債や地方債、そして先ほど申し上げました電力債、そういったところまでが本町では購入できるということで基準を設けました。

また、債券運用の期間は、おおむね7年以内ということで、現状、令和5年に購入したものから現在まで、7年を少し超えておるものもありますが、おおむね7年以内でしたので、そういった基準を設けさせていただきました。

また、それぞれの基金の総額の30%以内とするということで基準を設けさせていただきました。これは全国的にちょっと問題になっていたんですけども、長期の債券を基金の70%とか80%とか、割合的に多い債券を運用したことによりまして、いざ現金化しようとしたときに、その運用差益で要は赤字、損をする。1億円で買ったものが8,000万円とか7,000万円とか、そういった現金化するときに赤字をうつといいますか、そういった状況になって、現金が不足するという事態に陥った自治体が問題になっておりました。そういったところから、本町におきましては、この30%というのがどれだけ基準として適正かどうかはちょっと分かりませんけれども、とりあえず今現在が20数%、それで保有するような形になっておりますので、とりあえずこの基準を30%ということで設けさせていただきました。

また、最後になりますが、公金管理運用基準の中で、今まで明記はされておりませんでしたが、実際のところ、運用上、運用する前には町長、それから財政担当の総務課長や財政係長と相談申し上げて、基金の運用、これから基金をどれだけ取り崩すとか、予定があるとか、そういったものを聞いた上で運用できる金額を債券に回しておりますので、今回そういった基準の中で公金管理運用の検討会議というのを改めて設置して、総務課長、財政係長、そして私、会計室長をもって組織するということで改めて明記をさせていただいたところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

本当に今、条件がいいといいながらも、やっぱり次から次に債券購入して、いざ必要になったときに現金がないというような状況に陥らないとも限りませんので、そういった連携が取られていけば心配ないかと思いますけれども、いずれ課局長もいろいろ異動がありますので、そんな中できちんとそういう引き継ぎあたりを十分にされて、有効な、年間これだけ1,500万円近い収益を得ているわけですから、うまく運用しながら、その分をまた町民に還元していくような事業を展開していく

ていただけたらと思いますので、これはもう監査を含めて、今後また注視はしていきますけれども、有効な運用をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 29ページ、保健衛生総務費の母子保健事業委託料で、医療相談アプリを導入というところでお話をあったかと思います。そのアプリを入手するのに費用負担が発生するのか、またその相談について利用した場合に費用発生がするのか、それをどこが負担するのか教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただ今の質問にお答えします。

費用につきましては、個人負担の発生はございません。町のほうで月々で契約する額度でのお支払いになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 個人負担がないということは非常にありがたいです。ただ、町で負担するというのが、月々発生するというのは、ランニングコストは93万5,000円以上にかかるくるということですかね。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） はい。詳細を申しますと、初期導入費用が25万円の消費税になります。月額の利用料は、1か月に10万円の消費税という形になります。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） ということは、この予算が通れば、10月から運用が開始されるということでよろしいですかね。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 予算計上的には、その予定にしておりますが、詳細はもし御承認いただきましたら、その後のお話になるかと思います。なるべく早くしたいと思うんですけど。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） そうですね。予算が通った後、早く周知していただきたいと思います。公立病院も柴三郎号、移動診療車を走らせています。なかなか診療を受けることと、相談すること、少しは違うかも知れませんけれども、そういうふうな相談窓口が24時間365日、アプリを使ってできるということは非常にいいことかと思いますので、ぜひ早期に案内をしていただいて、実用できるようにお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 28ページの児童福祉施設費で、町立保育園のあり方検討委員会の報奨金ということで上がっておりますが、この検討委員会は一つをゴールに、いつ頃を目途に、今後のあり方の答えを出すのか。また、それに従って、どういった委員の編成で、今後、検討委員会を開いていくのか、内容等の御説明をお願いいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） ただ今の御質問にお答えさせていただきます。

この検討委員会につきましては、今、私の方で考えているのが、町立保育園全体の課題に対して検討していく、そのときどきの課題を町長のほうに答申していく諮問機関として考えております。

今回、予算計上させていただいた部分に関しましては、先般から申し上げております中原保育園の今後のあり方、この問題に対する検討委員会のメンバーを揃えて、その方たちへの報奨金として、今回計上させていただいております。

メンバーとしましては、今考えているのは、地域の方であったり、もちろん保育園の保護者、あとは議員の方と、役場関係課局長とか、そういった部分での委員のメンバーを考えております。

今回のこの中原保育園の件に関しましては、早急に対応する必要があると思っておりますので、今年度末、3月いっぱいを目標にこの検討委員会の中で検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

説明の中で、町内の保育園のそのときどきのいろんな問題等でということだったんですが、今、後半の説明では一応中原保育園の今後のあり方を今年度中にある程度の道筋を出すということだったんですが、そのほかの市原、黒川の保育園の今後の維持であるとか、そういった問題点の検討会というのは、また別のメンバーで考えていかれるということでしょうか。また、同じメンバーで町内の3保育園のときどきの問題等の検討を重ねていくという考えでしょうか。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） 検討委員会の委員さんの任期自体を1年で考えております。

その年度で必要な課題に対して、必要なメンバーを募集させていただきまして、検討していきたいと考えております。今年度に関しては中原ですけれども、次年度以

降、市原若しくは黒川、中原もそうですけれども、そういった部分で全体的にちょっと町立保育園のあり方を考える必要も出てくると思います。直近では市原保育園の老朽化等の問題もございますので、その年度その年度できちんと課題の解決に向けたメンバーを集めて、委嘱させていただきながら対応していきたいと思っております。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。非常に有効なやり方かと思いますが、ただ、どなたか1人、代表ではないですけれども、やはりその都度その都度、委員を招集するよりも、ある程度、全体的な動き、流れがわかる方を中心に据えて、委員も選定していったほうがスムーズに流れるのではないかと思いますので、人選あたりはまた十分に検討しながら、効果のある検討委員会にもっていっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 佐藤保育課長。

○保育課長（佐藤 淳君） はい。御指摘、ありがとうございます。

委員の数も、これから要綱を、予算が通った後に要綱を作つてまいりますけれども、10名から15名の結構多い人数での枠を設けた上で、そのメンバーの中でもやはり議員がおっしゃったような変わらない方、そういった方も数名、多分出てくるかなとは思っておりますので、そういった部分も含めて、選任に関しましては検討を進めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 2点、あります。

まず1点が、先ほどの佐藤議員に関連しまして、母子保健事業、29ページの内容について、もう少しお知らせいただけたらと思います。こちらの事業は大変ありがたく、心強く感じた次第です。ただ、今、アプリも様々な種類があるかと思います。その中で、例えば相手がドクターなのか、医療従事者ということでしたけれども、ドクターなのか、看護師さんなのか、また画面を見ながら相談ができるのか、それとも文字だけなのか。また、回数制限があるのかなど、もしお分かりでしたら内容のほどをお願いいたします。

もう1点が、24ページの情報電算管理費の備品購入費に関してです。こちらはソフトの追加購入ということだったかと思います。こちらはパソコンを購入した後に、ソフトのほうが対応できていなかつたと、LG対応ができていなかつたということで、追加購入だったかと思いますが、パソコンの購入時にこれが分からなかつたのかなというところが1点あります。業者さんも、担当の方も含めて、購入時に

確認というのがなされなかつた理由というのを教えてください。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただ今の質問にお答えいたします。

現在、手元にある情報で分かる範囲でよろしいでしょうか。はい。

まず、100%実名表示で、医師からの回答があるものになります。リーバーさんのアプリは、医師しか登録されていないため、より専門的な回答が可能になるとということでした。また、お医者さんの詳細や実名、レビューも表示しているため、町民の皆様には安心して御利用いただけるでしょうというところでした。あと、内容が56診療科に対応できるという範囲の広さがあるということです。相談をしたときに、大体妊婦さんから中学生までではあるんですけど、子どもさんだけではなく、御家族の相談等もできるということでした。多言語のほうも対応は可能です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） 私のほうからは、情報電算管理費の備品購入費についてお答えいたします。

まず、当初予算にWindows 10のサポート終了に伴いますWindows 11に対応したパソコンの購入ということで、費用計上させていただいておりました。職員のほうで様々購入の手続を進めようと思っていたところ、マイクロソフトオフィスの仕様が変更となっており、これが変更になったというところがオープンに情報が流れて来ず、ちょっとどうもLGWAN環境でうまく動作しないというところが判明したのが、年度が変わって、新年度を迎えてからになりました。その中で、なぜこれがうまく動作しないのかというのをいろいろ調査を行っていたところ、どうもマイクロソフト側のオフィスの仕様が変更になっているというところで、LGWAN環境はセキュリティーを大幅に上げているところと、いわばクローズのネットワークでございますので、外部のインターネット環境とは切り離された環境となっております。その中で、ライセンス認証が1年間で更新されるという作業が発生しているようで、それが普通のインターネット環境でしたら問題なく対応が可能なんですかでも、LGWAN環境では非常にそこが困難であるというところがだんだん分かつてまいりました。他自治体の対応もいろいろ聞いたところ、他自治体もそういったところが問題が分かって、対応に苦慮しているというところで、結果的には近隣の自治体、若しくはそういったパソコンの入替えを検討していた自治体等にいろいろお話を聞いたところ、どうもマイクロソフト社から買取りといいますか、別途購入をした部分をすれば、このライセンス認証を必要とせず、利用が可能なソフトがあるというところが分かり、ほかの自治体もその更新をどうしようかといったときに、1年後にその更新が来たときに、全部のパソコンを担当者が更新して回るというの

は非常に効率的にも悪く、また対応もできないというところで、こういったソフトを購入することで対応しているという情報を聞き、今回、補正予算に計上したところでございます。何分、このマイクロソフトオフィスというのが表計算ソフトやワープロソフト、プレゼンソフト、いろんな部分が入っておりまして、これが業務に必要不可欠なものとなっておりますので、職員の利用環境等を整えるためにも、この費用をかけないと、ちょっとパソコンそのものの利用もできないというところで、今回計上させていただきました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） はい。エクセルやワード、パワポなどは、必須のアイテムかと思いますので、その購入自体にというところではなく、購入自体にはソフト自体に對してはもちろんぜひ必要というところですけれども、それが購入時に分からなかつたのかなというところのお尋ねでした。

実際こうしてなると、手間とかもかかるので、また購入時、今後も何かしら機器の更新などもあるかと思いますけれども、そのときにも確認というのを事前にお願いできたらなというところです。

あともう1点、パソコン関係で、これは1点、要望に近いところでもあります、役場関係の各種申請書類が現在、ワード、エクセル、PDFのみかと思いますが、可能でしたら、アップル製のものも対応いただけたらなというところです、アップルのナンバーズだったり。というのも、今確か10%ぐらいがパソコンの中ではアップルのマック製品かと思いますが、そこは互換ができないということもありますので、今後のところでマックへの対応というのも一つお願いできればと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えします。

確かに、住民サービスの向上という点では、そういったところも対応が必要になってくるかと思います。その際に必要なものは何かといいますか、こちらのほうで備えるべく必要なものというのも考えつつ、またそれがどういう対応ができるのかというのも含めて検討させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） すみません。先ほどの4番議員さんの質問の件で追加させていただいてよろしいでしょうか。はい。

実際のやり取りは、専用アプリを使った文字的なやり取りになります。それと、

相談回数のほうは制限はございません。

以上です。

○議長（井上則臣君） 休憩といたします。午後1時から再開します。

—————○—————

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を開きます。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ページ、36ページの災害対策費の中の節で備品購入費698万円についてお伺いしたいと思います。よろしくお願ひします。内訳等についてですね。内容は、今日、災害が多発しているということで、当町においても熊本地震から8年、9年経っているわけですが、その間においても大雨による災害等、様々な災害に見舞われておりますから、いつ災害がやってくるか分からないということは、能登半島の地震にも現れておりますが、私たちにおいて一番心配されるというのは、避難所に避難しても、トイレの問題が大きいかと思います。それで、今現在、どこの災害地におきましても、災害関連死といわれるのは健康問題の、トイレになかなか行けなかったとか、特に弱者の方たちがトイレに行けなかったという実態があるわけで、当町においても仮設トイレ、そういうのを現在のところ、設置ではなくて、購入予定とかはあるのか。その辺について、何台、台数があって、どういう場所に設置するか、そういうことをできたら詳細にお願いしたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 予算については、総務課のほうの管轄になるんですけれども、災害対策本部の中に産業対策部という形で、現状、組織しております。その中におきますトイレ問題、実際起きた際には、私たちだけで対応できるかどうかというところはちょっとあるんですけども、位置づけられておりますので、こちらのほうで予算のほうについては計画をしたところですので、答弁をさせていただきます。

まず、前提として、令和6年度におきまして、同様の基金財源を使いまして、簡易トイレを購入いたしました。先ほど質問の中にもあったとおり、やはりトイレ問題というのは、非常に災害が発生した後のアンケート集計結果とかも踏まえたところで、非常におおきな問題となっております。結果的に、人の目だったりとか、利

用の問題、トイレのきれいさ、汚さとか、そういうところも含めて、結果的にトイレに行きたくなく、結果、災害関連死につながったという事例というのが、非常に多いというのが現状です。

先ほど言いました令和6年度の簡易トイレにつきましては、根本的な考え方として、大きな災害が発生した際には、水道、下水道が使えなくなる可能性が非常に高いと思っております。被害がなくても、特に下水道についてなんですかけれども、やはり一時点検、緊急的な一時点検が必要だと感じています。そうなれば、点検を行う際ににおいて、汚水を流してもらっては困るような状況にも陥ります。ですので、それが一番当初のタイミングでの周知という部分にもつながってくるんですけれども、それは言いながら、できる限り短い期間に収めなければならぬというところも踏まえた上でなんですが、結果、令和6年度に購入したトイレにつきましては、流すものではなく、その場に設置されたトイレ、簡易トイレを利用して、袋の中に排出していただく。そして、脱水をして、最終的にはどこかに収集をして焼却処分にするようなものを購入しております。ただし、その予算を計上した際にも御指摘があったんですが、本当にそれで足るかどうかというのは、非常におおきな問題です。

とは言え、例えば、今度は避難所生活が長期間になった場合を考えますと、やはり簡易トイレのものになれば、処分の問題だったりとか、置き場所の問題、そういったところの衛生的な問題というのが非常に多く発生してきます。収集作業においても同様です。ですので、ある程度、一定期間が経てば、今度は逆に下水道を使っても大丈夫ですよという形になるかと思います。そこを踏まえた中では、マンホールトイレというものが利用できるのかなというふうに思っています。簡潔に言いますと、マンホールトイレは、例えば自宅の周りに公共枠といわれるものがあります。また、道路の中にもマンホールといわれるものがございますけれども、実際それらの上に直接便座を設置して、覆い隠すようなテントのようなものと水を、ある程度用意すれば、使用できるという状況のものです。ただそれは言いましても、道路の中にそれを造って、安全性は大丈夫かという話も当然あるかと思いますが、災害時にはもうどうなっているか分からないというところです。ですので、利用できる場所を探すしかないというふうに思っています。

そういった中でもあるんですけども、ではじやあ今回の28基なんですが、現実、今、過去の災害におきまして、他町村から寄附をいただいているマンホールトイレ2基があります。ですので、本来は15か所の各箇所に2基ずつ、男女用ということで購入を考えて、30基なんですかけれども、2基がありますから28基という形で280万円。残金のほうについては、発電機のほうを考えておりままでの、

そちらのほうを考えております。

じゃあマンホールトイレの設置場所といいますか、考へている場所になりますけれども、まず公共下水道区域、農業集落排水区域を対象としまして、役場、市原小学校、南小国中学校、社会福祉協議会、志津の公民館、公共施設避難所等になります。また、農集におきましては、中原小学校、中原保育園、元気プラザ中原、あと処理場のクリーンセンター中原ですね。あと、りんどうヶ丘小学校のほうになります。現実、ここはりんどうヶ丘小学校の場合は大型の合併浄化槽なんですけれども、避難所でありながら、合併浄化槽が使えなくなる可能性もちょっとあるのかなというところも踏まえて考えております。

そのほか、残り5か所については、これらだけで足るかどうかというのは、やはり今後の課題だと思っておりますし、1か所におきましても、その2か所で足るかどうかというのは、今後の大きな課題だと思います。現状としては、復興基金財源を利用してますので、その財源の範疇の中で予備として5か所分、10基になりますけれども、それを考慮したところで今回の予算計上を行っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 6番、後藤六男議員。

○6番（後藤六男君） ありがとうございます。

課長から、今、現状の30基のトイレの数で足りるのかというところですけれども、災害のときにおいては道路の寸断とか、いろいろな形のことが想定されるわけで、30基あっても場所的には15か所ということですよね。そうすると、15か所ということは、当町においては全部の自治体の数には行き渡らないわけですかね、確かね。だから、結局その交通が遮断されたりするということ、道路状況にもりますけど、被害状況にもよるわけですけれども、そうすると、どうしても当初としたら30基から始めるということでしょうけど、状態を見ながら増やしていくということも考えておられますかね。その辺はどうですか。今後です。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 先ほど、私が答弁した内容の中にも重なる部分があるんですけれども、御指摘のとおり、この数で足るかどうかというのは、非常に大きな課題だと思っています。ただ一方で、各世帯、若しくはその自治会の数の世帯数といいますか、そういうところを考えた場合に、全ての家屋が使えなくなるだろうかというところを考えた際に、そういうケースもあるかも知れません。ただ、そうなれば、逆にトイレとして使える場所がどこなのかという形で限定した部分にもなるかも知れません。結果、正直言いまして、じゃあ何個用意すれば事足りるのかというのは、公共下水道、若しくは農業集落排水の施設自体が使えるか使えないかにも

関係してくるものですから、はっきりした数を掴みたいんですけども、掴めないのが恐らくどの自治体でも同じではないかというふうに思っています。

その上で、当初予算におきましても、各対策部、各課において、いろんな災害備品の購入というのを予定されて予算計上がされています。先ほど申しましたとおり、県から来ています令和2年豪雨災害における復興基金財源を利用した形で、今回は予算計上していますので、今後さらなる協議を進めていく中で、緊急性、若しくは優先順位性、それと保有数、そういうところを考慮して今後さらなる強化といいますか、備品等の補充をやっていく必要があるのかなというふうには思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 関連です。このトイレのことですが、災害発生時、初期段階において、国の基準としては50人に1基という基準があって、県内で基準を満たしている自治体が44.4%あります。本町においてはその中に入っている自治体で、南小国は基準を満たしているということですが、これは9月1日の防災の日の熊日の情報です。また、それよりも新たに増やすということは、これは町独自の考えで仮設トイレを増やすことでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） ただ、あくまでもトイレに関してだけお答えさせていただきます。

まず、先ほどおっしゃいましたその国等の基準におきましては、昨年度の簡易トイレの購入の際にも、判断した基準として、それをベースにしているという形で説明を申し上げたところもございます。ですので、基準は満たしているという形で思っております。

しかしながら、それが長期化することによって、初期段階、中長期段階との考え方をいろいろと考えなければならないんじゃないかなというところが一つの思いです。先ほど言いましたとおり、袋の中に入れて、基準を満たすケース、そして中長期にわたって考えたときに、マンホールトイレなどの利用性、そういったところが必要かどうかという判断ですね。ただ、ここに関してはまだ答えが出ていない部分というのもありますので、基準は満たしているけれども、中長期化によって、避難者、町民のニーズが変わってきますので、その対応を財源も含めたところで、どこまで対応するかというのは、非常に大きな課題だと思っていますし、協議の場が必要だというふうに思っています。

○議長（井上則臣君） 8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君）　はい。トイレに関しては、いろんな条件が考えられると思いま  
すので、多いに越したことはないということだろうと思います。

それから、災害発生時においての所有スペースは、これは1人3.5平方メートルですか、これは南小国は満たしていない、また今後も満たす可能性もない。これはほとんどの自治体が、県内の自治体、大きい市とか、そういうところでないと非常に確保できないということだろうと思います。熊本地震において、非常に当初、このホール、それからまた廊下、各学校、そういうときに本当、ぎゅうぎゅう詰めの状態でした。でも、これは本当に致し方ない状況だろうと思います。こういうスペースを確保するために、施設を建てるというのも非常に難しいだろうし、それは今後も満たすことは非常に困難だろうということではないかなとは考えております。

トイレについては、一応基準は満たしているけど、いろんな状況を考えた上で増やしていくということだろうと思いますが、大体そういう考え方は正しいことだろうと考えています。いろんな状況で、いろんな状況に対応できるトイレとか、そういうことはまた今後とも考えていいってほしいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君）　ほかに質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君）　30ページの農業総務費の負担金補助及び交付金、世代交代・初期投資促進事業補助金の内容ということではございませんが、周知方法を先ほどの説明では全体に周知するものではなく、相談に見えた方に個人的に周知したというようなことを聞きましたが、それでよろしいですか。そうですかね。分かりました。

ただ、これは特に新規就農者に限るということじゃない事業かも知れませんが、今、就農して、いろんなことをやろうという人というのは非常に少ないといます。役場に直接相談に来られない方もいるのではないかと思うところでございますし、何かそういう方、役場のほうに相談にまずは来てくださいとか、そういう周知というものができないだろうかというふうに考えるところなんですね。右も左も分からぬ状態で、確かに役場に来られる方もいらっしゃると思いますが、もっとほかの周知方法、例えばうちの場合はテレビもありますし、広報紙もある状況ですよね。その辺りに大きな補助となりますので、相談に来た方だけに周知するというのは、何かちょっと不公平じゃないですかけれども、そういうものが生じることもございますので、何かもう少し皆さんに分かる方法を取っていただけないかということで御返答いただけたらと思います。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ありがとうございます。

そうですね、議員がおっしゃるように、相談しやすい環境、そういうものを少し考えていくべきだと思います。今ぱつと思いつくので、ホームページもそうなんですが、メールとかでも相談しやすいとか、電話直通は一応掲載をさせていただいているんですが、新規就農、今あったような世代交代とか、そういう部分の相談を受けやすい環境を少し早めに検討して対応できるようにしたいと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。ありがとうございます。

特に農業に関しては、就農者自体が今後も少なくなると考えられますので、なるべく良い条件で、皆さんのが就農できますように、よろしくお願いいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 32ページの、先ほどから観光基本計画のところの予算なんですが、それにちょっと関連するような形で、3月にデジタル田園都市構想の基本計画が出たと思います。これの4つの目標、7つの戦略と、21の施策、30の重点事業を挙げておられましたけれども、執行状況等があれば、先ほどの観光基本計画においては、今年度から始めていって、令和9年度計画を実行するというような形のものがありましたけど、全体的なもので、今、集落支援員等が新商品開発等、あいだの形で進めておられます。何か具体的にこの半年ぐらいで進んでおることがあればお願いしたいのですが、まずは全体的なことを聞いておりまして、分かりませんが、まちづくり課からでも何か具体的に進めておられるることは、多分ライドシェアの問題と、先ほど言われた観光基本計画は進んでおられると思うが、そちらのほうからでもお教えいただけますでしょうかね。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

ちょっとこの予算とは関連することかどうかは分かりませんけれども、実際、基本構想といいますか、町の基本計画を後期5年分を今年度からというところで、計画を立てておりますが、まだ年度途中、半ばというところでもありますし、我々は計画を取りまとめた段階ではありますけれども、それぞれの計画を全て把握して、それぞれの課が取り組んでいる部分もありますので、全体的な部分で今の段階でお答えできるところがまだございませんが、まずは前期、最終年度の令和6年度の計画の進捗状況並びに町民へのアンケートを取って、今、それを取りまとめて、また

役場内で協議・検討をするところに向けて、今、作業を進めているところでございます。また、前期の最終年度の状況と、また今、実際それぞれの課で取り組んでいただいている総合戦略、総合計画の後期分の1年目が実際どうであったのかというのを、年度末、また検証するというところに入っていく段階かなというふうに思っております。

それぞれの課、いろいろ最初に初年度から取り組むべきもの、また5年間の間で取り組んでいくものと様々でございますので、そういった部分でまた議員さん方にも前期、最終年度の結果等につきましては、また説明会等を開かせていただきますので、その際にまた詳細はお伝えできればと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございます。

なかなか前に進んでおられないということで、いろんな計画を、なら前期の令和6年度分までの継続計画の中で、実際、何かが行われたのかどうかも若干知りたかったんですが、農林課長、今度の新商品の開発事業が若干進んでいっとるような形なんですが、その経過をちょっとお教えいただけますでしょうかね。新商品、ジュニパーべリーとかじやなくて、黒川で何か試験的に今、営業をされておられますけれども、ああいったことをどういった取組でやっておられるのか、分かったらちょっとお教えいただけますでしょうかね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。御質問、ありがとうございます。

今お話をいただいたのが、黒川のほうの実証店舗という形で出させていただいております。こちらのほうは、二本立てでやりました米のほうの、既存の特産品の推奨ということの部分で行っている部分というか、実験になっております。あそこで加工を含めたところで展開というか、販売をしているところです。ただ、7月15日オープンだったかと思います。まだちょっと今、情報収集しているところでございます。この経過としましては、少し見えてきた部分だけで申し上げますと、また黒川の集客というか、宿泊客、こちらのほうの回復ができていないなというのがまず1つ見えた部分です。旅館の方々とかにも少しお話を聞いたところで、前年比6割程度ということでした。また、インバウンド関係のほうも、思ったほどの人数にはなっていないと、そういったところの情報が入って来たところです。ちょっとまた、売上等に関しましては、すみません、詳細が私の手元になくて、お答えはできないんですが、私が今聞いているところは以上のところです。

○議長（井上則臣君） 2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） はい。ありがとうございました。

ぜひとも、今言われたように、6割減というので、観光客、それとインバウンドのお客様が、この10月まで香港就航便が停止したというような状態で、非常に減ってはきているんですが、あと今後また増えることも加味しながら、今のうちにそういったことに取り組んでいただければと思います。環境保全と第一産業の強化というのには、何もまだ取組等は行われてはおらんということですかね。

○議長（井上則臣君） すみません。広く質疑はありがたいんですけど、基本的には予算の中でなるべく絞っていただきたいと思います。予算書の中での質疑に絞っていただきたいと思いますけど。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） なら、ぜひとも早めに何か取り組んで、早めに実行して、少しずつでも、1つでも進んでいただくことをお願いして終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 災害対策のところのマンホールトイレに関連して、28台購入予定ということで、昨年度から簡易トイレも含めてですけど、設置箇所15か所ということなんんですけど、購入した後、それぞれのところに配置をするのか、それとも役場で一括管理をするのか、管理方法について教えていただければと思います。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、最終的な答えは、現状としては購入をするにあたって、各施設の管理者等とも協議をしなければなりませんので、現時点で考えていることを申し上げます。

まず、簡易トイレ、昨年度購入しました物件に関しましては、正直なかなか置くところがございません、現状的にですね。現状としては、今、星和小学校の体育館に保管をしている状況です。ただ、そうは言いながら、やはり特に地震関係については、いつ発生するか分からぬものですから、極力、各施設に置きたい気持ちもありながら、一方で限られた個数をいかに有効的に活用するかというのも一つの大変な課題です。簡易トイレ、その前年度に購入した簡易トイレにつきましては、持ち運びが結構自由にできますので、道路の通行が可能であれば、その際にいろいろと動かしができるかなというところもありながらも、やはりその施設に置いておくことが必要不可欠かなと思っています。

一方で、今回のマンホールトイレに関しましては、単純に便座があり、手すりが

あり、テントがあり、そしてまた水道設備まで仮設的に必要になってくるという形になります。その利用を考えたときに、当然、職員の講習といいますか、設置に関しては可能だと思っていますし、例えば自治会等単位で行われている防災訓練といいますか、そういう中での周知というのも可能だと思っていますので、極力、可能な範囲において、その施設に置きたいというふうに思っています。しかしながら、災害の状況に応じては、例えば特定した地域が使えなくなる可能性もありますので、先ほどの個数を増やすかどうかという話にもつながるんですけども、相互の利用もちょっと考えていきながら、対応せざるを得ないのかなというふうに思っています。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。使うときに、あるのに使えないというのが一番困ると思います。準備はしたけど使えない。やはり各避難所にあるべきものですし、今度買うマンホールトイレ、組み立てだとか、設置が必要ならば、やっぱりそこに慣れも必要になってくるだろうと思いますので、訓練をする必要があるかなと。当然限られた数ですから、災害の大きさに応じて、必要なところに移動させる、周知をさせる、そういうのはもう当然のことだろうと思いますので、その辺を含めて設置場所等は検討していただきて、購入後の話、購入前からでも、この予算が通ったならば、どういうふうに管理していくかというのを決めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

もう1つ、違う案件で、23ページの企画費で需用費のところで質問をさせてください。消耗品費20万円が協力隊員の採用のための消耗品というふうに説明があったかと思います。もう少し細かく、その採用のためにどういうものが必要なのか教えていただきたい。同じく、修繕費で520万円、暮らし体験住宅の窓の工事ということですが、今もう入居されている方もおられるかとは思いますけれども、その窓がどういう不具合で、この修繕することによって、例えば今までシングルだったのがペアガラスになって、なおかつ内窓が付いて断熱がよくなるとか、そういうことが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） ただ今の質問にお答えいたします。

ちょっと私の説明がまずかった部分がありますので、誠に申し訳ございません。この地域おこし協力隊を採用するにあたって、この地域おこし協力隊が活動するのに関して必要になる消耗品費の計上でございます。採用するための消耗品ではなくて、活動に向けた消耗品費を確保したいということの予算でございます。申し訳ございません。

移住者向け暮らし体験住宅の窓の部分ですけれども、老朽化のために動きが渋くなったり、また網戸がなかつたりという不具合が見られて、入居者の方からちょっとお話をありました。何とか部品交換等でできないかというところで相談を申し上げていたところだったんですが、もう規格が古い、もう躯体そのものも古く、また躯体設置時に設置された窓、サッシでございますので、もう部品等もないし、もう全交換する必要があると。ただ、昔の規格ですので、一旦枠等をまた施工等も必要になってくるというところがありました。今回、国庫補助の歳入でも計上しておりましたが、先進的窓リノベ事業というのが、国のほうで進められておりますが、この補助金が市町村でも利用できるというところがありましたので、それを活用しまして、断熱性の高いガラスといいますか、ペアガラスのような、ああいうサッシに交換することによって、この補助金が利用できるということが分かりましたので、そういった形でそれぞれもう暮らし体験住宅4棟、もう入居者がすでに入居しておりますが、入居者の方からもそういった、ちょっと不具合があるということでお話をありましたので、御理解いただきながら、ちょっと修繕をさせていただきたいというところで、今回、4棟分の修繕を計上したところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） 住宅の修繕の話ですけど、枠のところから全部取り換えるということで、工事的には入居している状態でも工事が可能なのか、一時的に退去する必要はないのか、1日で終わる作業であれば、そんなにないとは思いますけれども、その辺はいかがですか。

○議長（井上則臣君） 宮崎まちづくり課長。

○まちづくり課長（宮崎智博君） はい。一応こちらのほうとしては、業者さんと打ち合わせをする中では、入居している状況の中でそのまま進めさせていただく这样一个で、なるべく手前の準備はきっちとした上で、その取替えの作業等は、ある程度、目中で終わらせられるような形で、また本人不在の際には、町の担当者が立会いの下、工事をさせていただく等の、一応いろいろな打合せをさせていただいた上で施工に入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかにございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 30ページの農業総務費で、初期投資促進事業の補助金なんですが、これは親元就農の場合はすでにベースがあるので、この分、補助金を受けられて事業展開されるのは、そう厳しいことではないかと思いますが、移住をされた

りして新規に農業を始められる方も、この事業の補助対象になるかと思いますが、例えばこの補助事業を受けて新規に農業を始められて、どうしてもやはり継続が困難になつたりした場合の、その補助金の返還等の必要が出てくるのか。例えば、補助事業を受けて何年以上、就農を継続されれば、その返還対象等にならないのか、その辺りの内容的な部分が分かれば教えていただきたいのと、県の補助金でえづけSTOP！の鳥獣対策事業補助金40万円がカットされて、当初のこのセミナーを農林課としては予定通り行えるのかなと思っていたんですが、振興費を見ると一般財源で140万円、財源の内訳で上がっていますので、多分、100万円は水不足解消の部分でその数字的な100万円追加ということだったんですが、この一般財源の140万円で、予定通りもうセミナーのほうは今年度は行うという形でよろしいんでしょうか。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） はい。ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まずは、先ほどの国の補助金の返還につきましては、申し訳ありません、詳細を確認させていただいた上で御回答させていただければと思います。

それから、えづけSTOP！のほう、こちらのほうは実際もう中山間の説明会、これにあわせまして開催のほうを行っております。実際、本来であれば、県のほうにも事前に、もう令和6年度の要望段階、それから4月に入ってからの申請というか、打合せの段階では6月、7月のほうに開催したいといった旨を説明はしておりました。ただ、県からの内報、それから交付決定のほうが、なかなか来なかつた状況で、数回確認はさせていただきました。ただ、どうしても県としては全市町村が揃つてからの交付決定ということの通達がありまして、ただ私たちとしては、早めに説明会、講習会を行いたいといったところで県とも協議したんですが、交付決定前に開催をせざるを得なかつたところもありまして、結果的に町の単独の費用での開催となつております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） では、その県の補助金は、各町村の申請が揃つた時点で、新たに40万円の希望額は入つてくる可能性はあるということですかね。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） その可能性はございません。交付決定前の着手、こちらのほうも県のほうには相談して、それをさせてほしいといった要望等もしたんですが、できませんという回答があつたところで、ですので、もう交付金のほうは今回、歳入のほうを落とさせていただいたところでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

4番、森永一美議員。

○4番（森永一美君） 1点、内容についての御確認だけさせてください。

27ページのりんどう荘のエアコン修繕料についてです。昨日、りんどう荘さんに伺って、見させてもらったんですけど、確か事務所は20畳ぐらいでしょうか、のところに天井にエアコンが付いているタイプが、天井に3機、確か付いていたかと思います。実際に動いてなくて、特に気温が上がる日なんかは、今あそこは扇風機が4台体制で動いているけど、やっぱり暑いというところであったので、ぜひ早めに修繕ができたらというふうに思うんですけれども、同じタイプで修繕をされるのか、それとも家庭用の少し大きめのやつを付けられるのかというでお尋ねをいたします。家庭用のタイプだと、私がインターネットとかで調べてみると、24畳タイプでも1台が20万円から40万円台ぐらいで購入ができたかと思いますので、今回のタイプのことについてお尋ねをいたします。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） 4番議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回修繕するクーラーとしましては、天井備え付けの大型の空調機になります。今3台付いておりますけれど、それを2台に集約いたしまして、そのときには問題ないということでしたので、そちらを設置させていただきます。

家庭用でもう少し価格の安いものもありますけれど、あそこの事務所が天井も少し高くて、業務用が性能としては十分だということで、こちらを選定させていただきました。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんですね。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） すみません、最後に。私は最後です。

31ページのペレットストーブの購入補助が60万円上がっております。新年度当初から180万円で、6台もう購入された補助実績が出たということで、非常に木質バイオマス産業都市構想に認定されている町としては、良いことかなと思っております。前もお話をしましたけど、実際この燃料となるペレットの補助というのは、今、農林課のほうでは考えておりませんか。かなり私は要望させていただいて、こういう町の循環というか、経済循環においては、非常に効果があるものだと思います。せっかくペレットストーブを購入していただいた方たちに、そのペレットの一部でも補助がある。また、生産者にもそこに補助がある。どちらかで構わない

思いますけど、そういうことを検討されたかどうか返事をお願いします。

○議長（井上則臣君） 穴井農林課長。

○農林課長（穴井康治君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

現在のところ、協議を始めた段階というところになります。以前からのお話もありまして、補助のまづ私たちとしては財源のほうを考えながら、あとは補助の申請の仕方、どこに補助金交付をしていくべきかといったところに、まだ取り掛かつたばかりではあるんですが、今ちょっと検討を進めて、できれば来年当初までには案として提案できればといったところを考えております。

また併せて、以前からも言っていただいておりますが、発熱のシステムというか、計画のほうですが、敷地とか場所の問題もありますが、現在のところは町所有の温泉施設、湯夢プラザのほうに設置できないかといったところも計画のほうを進めながら、その他計画を検討・協議しているところです。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。ぜひやっていただきたいところです。国がやっているガソリン減税みたいな形で、元売各社に補助金を出して、値段を下げてもらうということであれば、ペレットを製造している製材所等に補助金を出して、販売価格を下げる。若しくは、直接販売されている方に、販売店で補助申請をするだとか、やり方はいくらでもあると思いますので、ぜひ検討していただきたいと思います。来年度当初を楽しみにしております。お願いしておきます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 29ページの保健衛生総務費の中で、委託料でフッ化物の設置業務委託ということで上がっておりますが、フッ化物の塗布の事業というのは、ほかの郡市に比べて、南小国町は早くから取り組んでおられまして、取り組む前から現在に至るまで、子どもたちの虫歯の保有率とか、そういった部分でどのような変化があったのか、どのような効果があったのか、分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただ今の質問にお答えします。

今、手元に詳しくお話しできる書類はないんですが、この検討に際しまして、再度状況を確認したところ、南小国は結構12歳の方の虫歯保有率が高かったんですけど、多少ではありますが、フッ化物洗口を始めてから昨年度まで、減少傾向にあるのは確かでございます。

あと、1歳半健診や3歳児健診等でも、虫歯の保有率は確認して、毎年減少しているかどうかは見てはきているんですけど、その年によりまして、ちょっと上がり下がりはあるんですが、全体的には下がってきております。このフッ化物洗口に関しましても、保育園の先生方や小中学校の先生方にとても協力していただいて、みんなで大事な子どもさんの歯を守っていこうというところで、毎年話し合いを行なながら、事業として進めさせていただいている現状にあります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） はい。ありがとうございます。

この歳になると、本当に歯の大切さというのは痛いほど感じておりますけれども、今、町内の子どもたち、非常に学力的には県内のみならず、全国でもかなり高いレベルで、良い教育をしていただいているけれども、やはり子どもたちの心身の成長という部分で、今年、各学校に監査でお伺いした際に、やはり視力の低下がここ数年、非常に顕著に現れているということで、やはりタブレットの導入もあるかと思いますが、やはりスマホやゲームなどで目を酷使する機会が増えて、今後やはり視力の低下というのは非常に心配される部分ではないかと思いますが、今のところ、予算化等はされておりませんが、教育委員会として、今後、視力の低下の対策として何かお考えがあるのか、今後の取組があればお伺いいたします。

○議長（井上則臣君） 志賀教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（志賀美彩代君） 5番議員さんの質問にお答えしたいと思います。

教育委員会におきましては、毎年、各学校に教育委員さんと教育委員会事務局のほうで学校訪問を行っているところです。この学校訪問の際に、学校の健診結果を確認いたしまして、指導を行っているところです。また、町内には各小学校の養護教諭、養護助教諭によります養護部会というのがございまして、こちらのほうで各学校の情報ですか、状況につきまして共有しながら保健指導の徹底を行っているところであります。

健診結果につきましては、必ず各御家庭のほうにお返しをして、受診勧奨ですか、治療のほうにつなげている状況にはあります。ただ、議員御指摘のとおり、視力の低下については、教育委員会としても危惧しているところでありますし、課題になっているのではないかと思っているところです。

しかしながら、先ほどお話をありましたタブレット等の使用についてなんですが、学校教育におきましては、学校のICT化ですか、教育DXを進めいかなければならないというところもございますので、タブレットの使用等につきま

しては、教育を進める都合上、欠かせないものになっておりますし、今後さらにそのタブレットの活用については進んでいくものと思っております。

こういった中で、使わなければならないけれども、その予防対策もしていかなければならぬというところのバランスをどう取っていくかについては、今後、今現在、具体的な対策はございませんので、養護部会ですとか、町の保健部局とも共有・連携しながら、今後の対策を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） ゼひ早急に対策を練っていただきたいと思います。本当に学力の向上は、ここ数年、目を見張るものがありますので、やはり心身の成長も南小国の子どもたちはすばらしいなと思われるような対策を今後練っていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ありませんですね。

1番、下城孔志郎議員。

○1番（下城孔志郎君） この議会で、最初で最後の質問をさせていただきます。

各課長にこういう町民から要望があるばってんが、何とかならんかね？なんつて話をしますと、大体返ってくる言葉が、予算がですねという、財源がですねという、そういう話がほとんど返ってくる。一町民が来たとしても、なかなかそうですねというような答えしか、各課長、若しくは課の職員さん方もそういう言葉しか、今、それはもう要望がいっぱいあるから、そしてもう一つは、国とか県とかから、あれせえ、これせえというのがいっぱい来て、それに対してどう予算付けるかとか、こういうふうな話に必ずなっていく。何も、町長が緊縮財政をしとるというような、そういうような方向ではないんでしょうけれども、しかしそういう要望とか補助金とかいうことに関しては、なかなか首を縊に振ることが、うんうんというようなことになっているのが、今の現状であろうというふうに思います。

そこで、町長にお伺いをしたいと思います。財調が15億円、ふるさと納税が23億円、合計38億円、いろんなものを造らにやいかん、農協跡地もあるし、給食センターの話もあったし、いろいろ将来にわたって造らにやいかんものがあるということはもう重々承知しながら、あえて聞きたいと思います。

38億円のうち、例えばこの部分については出そうじゃないかとか、ちょっともう少し町民寄りの立場にたって出してやろうじゃないかとか、そういうふうな方向付けというのがあっていいんじゃないかなと。昨日ちょっと話をしようとしたときに、そういう将来にわたって、いっぱい造らにやいかんのがいっぱいあるけんが、その財源は多ければ多いほうがいいというのは、これは当たり前の話なんです。その辺

り、どのように今後考えているのかというのを、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（井上則臣君） 高橋町長。

○町長（高橋周二君） はい。ありがとうございます。

今、議員のほうもおっしゃったとおり、以前に比べれば、財政調整基金のほうも、私たちが議員の頃は多分7億円とか、6億円、7億円、8億円とか、庁舎建設のときに10何億円とかまでいったかというふうに思いますし、そういった意味においては、財政調整基金もある程度上積みできましたし、ふるさと納税基金のほうもあるというところで、そういった中では、議員もおっしゃいましたし、昨日お話をさせていただきましたけれども、積み上げはあるものの、やはりどうしても大きな事業が控えているということは、やっぱり考えなくてはいけないというふうに思いますし、全てのインフラとか、道路とか、そういったところの施設の老朽化、公共施設の老朽化というところもございますので、そういったところをしっかりと見据えながらの、どうしても財政運営をしなければならない。以前よりか、ある程度ゆとりはあるのかも知れないんですけども、あまり楽観視はできないんじゃないかなというふうに思っております。

そういった中でも、皆様方から、そして町民の方々からもいろいろな要望をいただいております。そういったところはしっかりと担当課だったりとか、議会もそうなんですけれども、議員の皆様方等だったりとか、そういったところとお話をしながら、そういった優先順位をどうしても付けざるを得ないというふうに思いますので、そういったところは本当いろいろと協議をさせていただきながら、優先順位を付けて、生きたお金として使えればというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんですね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第5

6号、令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。  
休憩に入ります。2時15分から再開します。

-----○-----

休憩 午後2時00分

再開 午後2時15分

-----○-----

○議長（井上則臣君） 休憩前に引き続き、議会を再開します。

-----○-----

日程第3 議案第57号 令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）

日程第4 議案第58号 令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第57号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）を議題といたしますが、議案第57号と議案第58号は、議会運営委員会で一括議題とすることになっておりますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） それでは、異議なしと認めます。

議案第57号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）、議案第58号、令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）は、一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第57号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）、続まして、議案第58号、令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）については、町民課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） 議案第57号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）。

1ページをお願いします。

令和7年度南小国町の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は次に定めると

ころによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ172万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億5,951万9,000円とする。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

繰入金、基金繰入金、療養給付費支払基金繰入金です。今回、31万4,000円を増額して、1,156万9,000円とするものです。

次のページをお願いします。

繰越金、繰越金、繰越金です。今回、440万4,000円を減額して、559万6,000円とするものです。前年度の実績に伴う減額になります。

8ページをお願いします。

諸収入、雑入、雑入です。今回、236万5,000円を増額し、241万7,000円とするものです。内容としましては、一般被保険者第三者納付金として5万2,000円の増額、診療報酬返還金31万1,000円の増額、診療報酬費用等概算払いの精算金200万2,000円の増額になります。いずれも実績に伴うものになります。

次のページをお願いします。

歳出になります。

基金積立金、基金積立金、準備基金積立金です。今回、220万1,000円を減額し、287万8,000円となります。これにより、予算ベースの基金残高は1,862万2,629円になります。

10ページをお願いします。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回、47万6,000円を増額するものです。内容としましては、令和6年度国民健康保険特定健康審査保健指導負担金の実績によるものになります。

以上になります。

続きまして、後期高齢のほうに移ります。

議案第58号、令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）。

1ページをお願いします。

令和7年度南小国町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ25万5,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9,100万1,000円とする。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入です。

繰入金、一般会計繰入金、事務費繰入金です。今回、17万5,000円を増額し、419万7,000円とするものです。内容としましては、通信運搬費の増額に伴うものになります。

7ページをお願いします。

繰越金、繰越金、繰越金です。今回、8万円を増額し、8万1,000円とするものです。前年度の実績に伴うものになります。

8ページをお願いします。

歳出です。

総務費、総務管理費、一般管理費です。今回、17万5,000円を増額し、389万8,000円とするものです。内容としましては、資格確認証を全被保険者へ郵送することが、今年度になりまして決定したことによります通信運搬費の増額になります。

次のページをお願いします。

諸支出金、繰出金、他会計繰出金、今回、8万円を増額し、8万1,000円とするものです。内容としましては、前年度の実績に伴う一般会計繰出金になります。

以上になります。

○議長（井上則臣君） 本案の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

8番、穴井則之議員。

○8番（穴井則之君） 後期高齢の8ページです、歳出は。

ただ今、資格確認証の通信運搬費ということでしたが、何人ほどの送付になりますか。

○議長（井上則臣君） 河津町民課長。

○町民課長（河津頼子君） ただ今の質問にお答えします。

後期高齢者の被保険者数が、7月を例に挙げますと、854人になります。そのうちに、マイナンバー保険証につながっている方が。申し訳ありません。ちょっと月は違うんですけど、5月現在でマイナンバー保険証に後期高齢でつながっている方がもう5月でおよそ74.67%になります。本来、資格確認証はマイナンバー保険証とつながっている方には必要ないんですが、後期高齢者に関しましては、今年度の後期高齢者連合の総会等によりまして、被保険者であります全員の方に資格

確認証を送付することが決まりましたので、当初考えておりました郵送代よりは費用が高くなつたことによりまして、今回補正をさせていただいておるものになります。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求める。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第57号、令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第58号、令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第5 議案第59号 令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）

○議長（井上則臣君） 日程第5、議案第59号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求める。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第59号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）については、福祉課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 室原福祉課長。

○福祉課長（室原孝平君） それでは、御説明させていただきます。

議案第59号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）。

次のページをお願いします。

令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,648万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億3,007万円とする。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

6ページをお願いします。

歳入でございます。

財産収入、財産運用収入、利子及び配当金です。今回、6万円を増額し、15万1,000円とするものです。内容としましては、介護給付費準備基金の預金利子の引上げに伴う利子の増額でございます。

次のページをお願いします。

繰越金、繰越金、繰越金です。今回、2,642万4,000円を増額し、2,642万5,000円とするものです。内容としましては、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いします。

歳出でございます。

基金積立金、基金積立金、介護給付費準備基金積立金です。今回、1,735万8,000円を増額し、1,744万9,000円とするものです。内容といたしましては、前年度収支残の積立てとして、前年度実質収支額から介護給付費負担等返還金を差し引いた残りを積み立てるものでございます。

次のページをお願いします。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金です。今回、912万6,000円を増額し、932万6,000円とするものです。内容としましては、前年度実績に伴う介護給付費等の負担金及び補助金の国・県への返還金でございます。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようでありますので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、

御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第5号、令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

—————○—————

#### 日程第6 議案第60号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）

○議長（井上則臣君） 日程第6、議案第60号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第60号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第60号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）。

2ページをお願いいたします。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款水道事業収益、今回、193万円を増額し、1億6,057万2,000円とし、その内訳として第2項の営業外収益を同額増額し、6,995万8,000円とするものです。

続きまして、支出です、

第1款水道事業費用、今回、85万5,000円を増額し、1億6,554万2,000円とするものです。内訳として、第1項営業費用、同額増額し、1億5,283万1,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款資本的収入、今回、4,400万円を増額し、3億302万7,000円とし、内訳として第4項出資金を同額増額し、6,100万円とするものです。

支出です。

第1款資本的支出、今回、7,527万9,000円を増額し、3億8,768万7,000円とし、内訳として第1項建設改良費7,516万3,000円を増額し、3億4,026万6,000円とし、第2項企業債償還金を11万6,000円増額し、4,742万1,000円とするものです。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

次のページ以降、説明書が付いておりますけれども、別口にお配りしております説明書資料のほうにて説明をさせていただきます。

収益的収入及び支出の内訳になります。

収入です。

営業外収益、他会計補助金として、一般会計からの繰入金193万円を増額するものです。収益的収支の最終的な赤字補填、かつ本年度の当初予算におきます損益計算書の利益金の額にだいたい合わせたような額で補正を行っております。

次のページです。

支出です。

営業費用の配水費、配水及び給水費になります。42万1,000円を増額するものですけれども、賃借料として緊急給水対応機器使用料という形で、現状に至るまでも含めてなんですけれども、応急断水等が発生した際に3トントラックでの運搬等を行う前提で動いております。そういった中で、訓練等も含めて3トンユニックをお借りしておりますけれども、その使用料が不足することから増額をするものです。

また、総係費43万4,000円の増額になりますが、資格取得手当という形で予算を計上しております。これは今申しました3トントラックの資格運転がある程度の世代になりますと、自動的に普通免許のほうの取得で付いておりますが、若い世代になりますと、この取得がもうできておりません。また、3トントラックを利用する際に、応急給水タンクが1トンございます。それを積み荷としてトラックに積んだり、現場に下ろしたりする際のユニックの使用に際して、玉掛け資格取得というが必要になってきます。それらの取得2名分を合わせて予算計上を行っているものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の収入になります。出資金、他会計出資金4,400万円の増額になりますけれども、支出のほうに出てきます各事業に対する出

資金というところで、節税も含めたところの出資金という勘定科目としております。続きまして、支出です。

建設改良費の委託料7,516万3,000円の内訳といたしまして、黒川第1配水池更新工事に伴う測量設計調査業務委託ということで5,165万6,000円を計上しております。かねてより水道事業の基本計画等を行いまして、現在、日々進めておりますけれども、来年度に予定しておりました黒川地区の第1配水池、先だっての専決の部分の中で、電動弁が壊れたというところの場所になります。その配水池におきます黒川地区、田ノ原地区、小田地区、最終的には波居原地区まで行くんですけども、連休中も含めまして使用水量がもう特段多くなりまして、配水池の低水警報がもう発しているという状況が続いております。そういう関係から、事業を前倒しをしまして、来年度工事着手に向けた形の中で測量設計を進めていきたいという形の中で、今回補正を行ったところです。

なお、補助金が簡易水道の場合、約0.2%の国庫補助金が付く予定なんですが、なかなか20何%と低い率で、ほかの財源としてはほぼ簡易水道事業債を使っております。財源を考えると来年度以降の実施のほうがより良いんですけども、黒川地区等の給水への影響等がありますので、前倒しをして起債事業による実施という形に考えていきたいというふうに思っております。

また、志童子水源水槽設計業務委託ということで、以前、議会の中でもお話をしているところでもありますが、志童子水源の今後の在り方について、現状では志童子水源の利用を取りやめることにいたしました。気候の変動によって、ある時期から濁り等が発生して、その使用をすることによって市原水源と同様の事象が起こる可能性があるということから、志童子水源の取りやめは止めましたけれども、今現在整備しています市原水源からの送水を並行して行うという形で考え直した上で、志童子水源が水源としての槽が設置してあるんですけども、配水池としての利用に切り替えるという形の中で、管についてはもともと導水管として利用されていたものを逆走して送水をするという形に取り換えたいというふうに思っております。その中で、水源池の槽の配水池としての老朽化等もございますので、バルブの設置等も含めた形の中で測量設計を早急に整備して、来年度の工事にもっていきたいというふうに思っております。ここについても、本来でいけば補助事業の適用がなされるところではあるんですが、非常に志童子地区と志津地区の水源の濁りが多発しているという現況も踏まえ、市原地区と同様に前倒しをして行いたいというところで思ったところです。

また、水道更新計画等策定業務委託ということで2,050万4,000円としております。昨日でしたでしょうか、ちょっと話をしたところで、アセットマネジメ

ントという言葉を話をさせていただきました。現在、先の予算におきまして経営戦略という部分で、基礎となる部分をつくっております。それに対して、今後の事業計画、それと財源と水道料金等も踏まえた中で、中長期的なビジョンの作成や具体的な手法等について業務委託を発注し、完了後、各審議会、若しくは議会、町民への周知、そういったところへの策定を、計画的な資料を策定するために今回の業務委託を発注したいというふうに考えております。

続いて、企業債償還金になりますけれども、11万6,000円ということで、令和6年度事業を踏まえまして、実績額に応じた企業債の借入れを本年の3月末から4月に行ったわけなんですけれども、結果的に金融機関等の入札結果を踏まえて、かつ償還開始時期が結果的に早まったことにより、企業債の償還金が、元金になりますけれども、増額したことによって今回補正をさせていただきました。

説明は、以上になります。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 資料のほうでよろしいですかね。最後のページになりますが、支出の建設改良費の志童子水源集水槽設計業務委託ですが、これをしてことで志童子の志津地区の水も立岩からの水はもう使わないということになるものでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今までの議会におきましても、立岩地区の水源については、今後、予備水源として使うという形で御説明をしてきたかと思います。そういった中で、前回の6月議会だったかと思うんですけども、志童子水源の濁り等が発生することから、ちょっと再検討をし直すという形で御説明をしたかと思います。御指摘のとおり、繰り返しになりますけれども、立岩の水源につきましては、予備水源として切り替えたところで、新規の市原水源を市原地区、志童子地区、志津地区に持っていくということに考えをしております。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。その考え方でいいかとは思いますが、予備水源として残しておくということになると、大変いろんな意味で良いところもあるわけでございますが、この施設の維持費というものは、今までの水源と同じ費用等がかかると思います。これからだんだんとそういう維持費にお金のかかる時代でございますが、いつ使うか分からぬ、市原水源がどのくらいの能力があるかは、まだ始まっていないからはつきり分からぬかと思いますけれども、ある程度の時期が来たら、立岩水源というのはもうこれは外していかないと、二重にお金がかかるものになる

かと考えますが、その辺りはどう考えますでしょうか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 確か先日の質問だったかと思いますが、民地の水源という部分も含めて質問があったかと思います。そういう中で、確かに市原水源に関しましては、計画的なその居住している人口に対する給水量というのは、もう十分賄える量でございます。しかしながら、機械、ボーリング施設、制御盤、そういったものを踏まえた中で、いつ何時であれ、給水のサービスをやらなければならないという環境の中で、予備水源が必要であるかないかというのは、今までの中でもこの場においても議論があったかと思います。

そういった中で、もともとあった給水、立岩水源なんですけれども、御指摘のとおり、賃借料と水源監視委託料が予備水源としたとしても必要になってくると思います。額は、すみません、ちょっと今覚えていないんですけれども、ここ10年ぐらい、ほぼほぼ変わっていない金額だったかと思います。私たちとしては、仮に今整備をしている水源が何らかの事象が発生して断水が生じるよりは、予備水源も含めて確保したところで何らかの形で提供できる。当然、そこには切替の作業だったりとか、そういうところはあるかと思いますけれども、災害時等も含めたところでの予備水源等の必要性というのは必要ではないかというふうに思っているところです。

ただ、そう言いながらも、黒川地区等も含めてなんですが、なかなか予備水源を今度は逆に確保することというのも非常に難しい問題もございます。できる限り、あるところは予備水源をそといった形で利用したいというふうには考えておきます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。確かに予備水源があるに越したことはないというふうに思います。私は維持管理料、それから使用料とか、その水源の管理料とかも、ある程度必要になってくる。それと同時に、今も林道ですかね、立岩線の中を通っている配管、この維持管理費用というのが、これからまたこれ以上に増してくるのではないかなどと。これからいろいろそういう老朽化した施設の維持費を外していくかなければしょうがない時代が来るときになってくるかと考えますが、どちらを選ぶかということではあると思うんですが、ある程度はそういうことも考えて、予備水源の意味合いというのを考える時期ではないかなとは思います。そういう町の考えであれば、それはそれで仕方ないと思いますが、そういう気持ちを伝えておきます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 確かに、維持管理費のコスト削減といいますか、結果的

には水道料金にまで関わってくる問題ですので、削減できるものは削減すべきというところもありながら、必要な部分は必要として考えていきながら、今後の経済建設も含め、昨日申しました水道料金の審議会を、今後設立する必要もあるかと思いますので、その中でいろいろな議論ができればというふうに思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。今のところは、また審議会ができるということで、その中で検討すればいいかと思います。

それから、続きまして、水道更新計画等の策定業務委託でございますが、これはあえて補正としてする必要というのをお聞かせください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、今回の業務を補正をせずにしなかった場合なんですが、来年度当初予算に計上することになります。来年度当初計上して、通常的な一般的なほかの自治体等の実績も鑑みますと、審議会で最終的に料金を上げるか上げないか、また上げた場合の手段、方法が回答が出るまでに約1年以上、ほとんどの自治体でかかっているような現状が見受けられます。だからといって、今回補正を上げたからといって、その期末が明確に見えているわけではないですから、いつ答えが出るのかと思うところはあるんですが、結果的に水道料金を上げることが公営企業会計の独立採算、そういったところにつながっていき、仮に水道料金を上げるとしたときに、一気に最終的な額まで上げるのかどうか、そういう時期まで、スケジュール的には反映、結果として反映してくることになります。そういう点から、極力早めに動いて、できる限り早く水道料金の改定の有無、それと実質的な水道料金の収入といいますか、そこを独立採算も含めたところで決めていきたい。早め早めの対応が他会計補助金への出資、繰入れ、報償金ですね、そういうところに反映してくるものですから、できる限り早く動きたいという思いから、今回の補正予算をさせていただきました。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 水道事業、下水道事業ともに、特別会計から抜けて、一本化していくというのが目標でございますでしょうから、それはそれでよいかとは思いますが、あえて言わせていただくと、一般会計の中で補正事業は少しでも減らすと。当初に上げるものは、小さなものでも、例えば20万円ぐらいの品物でも、農林課さんの予算あたりでは当初に上げてくれというようなことで、総務課の査定が入るというようなことでございましたので、これは2,000万円超えの大きな予算でございます。その辺りを確認したところでございます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） もう御指摘のとおりだと思っております。ただ一方で、なかなかやっていく中でいろんな不具合、当初の計画と異なった部分とかいうのも発生しますので、今後はできる限り、当初予算のほうに計上しながらも、場合によってはいろいろと議論等もさせていただきながら、補正等も踏まえた形で、できる限り安定した給水サービスができるような形で努めていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 営業費用の総係費で、資格取得手当、今回、職員2名分の3トントラックの資格取得と、玉掛けということで上がってますが、今後、定期異動でまた若手の職員等が異動してきた場合は、またこのような形で資格取得の部分の予算が計上されてくる形になりますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、今回のこの予算、資格取得に関する予算を考えたときに、建設課だけで考えることは無理なのかなと、将来的な職員体制を考えたときに思いました。ただ、ある程度の年代を考えてみると、ほぼ係長以上が3トンユニック等の運転資格は持っているのかなという形で思っています。係長以上がそういう業務についていただきたいという気持ちがある一方で、恐らくそれぞれの災害対策部において、災害発生時にはいろいろな業務が混じってきます。先ほどのトイレとも一緒なんですかけれども、災害発生当初と中長期的なところというか、避難生活が長くなってくればという意味においては、いろんなニーズが変わってきます。またそこでもう1つ考えられるのが、例えば建設業協会だったりとか、そういった方の力を借りるというところも、裏側にはございます。しかしながら、ライフラインがどういう状況下で見えていない中で、見えてないといいますか、大きな災害が発生したときには、どうなっているのかなと想像してみると、一刻も早くライフラインを何とか対応してくれ、当然、ライフラインも、水道もライフラインの一つではありますけれども、通行の確保だったりとか、そういうところも考えております。正直言いまして、今後のことが明確にこの場で言えるわけではないんですけども、必要な資格、そういったものは町民サービスにとって必要なものというふうに考えているところではあります。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今ほとんど、若い世代はオートマ限定免許が大半だと思います。

それから、また限定解除あたりの資格を取得に行くにも、やはり時間がかかりますし、今言われたように40代後半、50代の世代であれば、今持っている免許で3トンあたりのトラックは乗車可能かと思いますが、正確に言えば、小型移動式クレーンの資格も必要になってくるのかなというふうに思います。

先ほど、今、建設課長が言われたように、例えば町内の建設業者の方々と連携を取りながら、対応できる方を運転手、オペレーターというような形でお願いすれば、この辺りの経費の部分は抑えられるのではないかなと思います。

また、これはちょっと余談ですが、私のように、以前そういう仕事に携わっていた者としては、そのトラックの資格であるとか、小型移動の資格を持った者も町内にいると思いますので、例えばもう大型の災害の場合は、役場の職員だけではなくて、そういった対応できる町内のボランティアあたりと、その登録をしていただいて、ちょっと適當かどうか分かりませんが、仕事ボランティアのような形で、そういう手伝いができるような方を登録しておいて、陣頭指揮は役場の職員がとられると思いますけれども、対応できる、そういう町民の方々に協力をしてもらいながら対応というのも今後考えられることかなと思いますので、いろんな方法を模索しながら、本当に有効な形で行っていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） その資格取得に関連してですけれども、これは公費で資格手当ということですけど、試験なり講習を受けに行くというのは、勤務時間内に行くという考え方でよろしいですかね。どれぐらい運転資格を取るのに、時間がかかるのか、あわせて教えてください。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず、資格取得に関しましては、建設課業務として必要な業務という判断をまずしております。総務課におきましても、資格取得に対する補助というのも行っておりますが、部分的な補助という形になっております。そこを考えたときに、どうしても先ほどの話の繰り返しになりますが、業務として必要な資格という形になっておりますので、例えばこの3トンユニックの免許取得に関しましては、昼間の業務時間中を想定をしております。しかしながら、行かせるその職員においても、他の業務もございますので、場合によっては時間外とか、そういうところもあるかも知れませんが、そこはちょっと自己負担という形も考えになるかどうかというところもちょっと思っているところです。そこは基本的には、1回分も、例えば途中の段階で試験に落ちたというところもあるかも知れないんです

が、そういう部分はもう自己負担としていきながら、1回分、ストレートでいった場合の予算を計上しているところです。時間外については、極力費用は抑えたいなという思いでございます。意見があれば、ちょっといろいろと教えていただければと思っております。

あと、玉掛けのほうについては、これはちょっと非常に日数がかかるものです。確かに1週間を超えるかというふうに思っております。しかしながら、必要なものですから、業務として行かせたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（井上則臣君） 3番、佐藤毅議員。

○3番（佐藤 毅君） はい。運転免許は、阿蘇自動車学校に1回講習を受けて、免許センターに行って試験を受けるとか、そんな感じですかね。それと、玉掛けはじゃあどこに、大津とか、あの辺のところに毎日通うという感覚でいいですかね。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 基本的には、まず運転免許のほうになりますけれども、普通自動車しかほとんど運転したことがない、かつオートマしか運転したことがない職員ですから、従来でいう一発免許取得とか、そういうところは考えていません。自動車学校による免許取得、普通免許を所有した者が行く免許取得を考えています。

玉掛けについては、ちょっと最終的にはいろいろと選択を考えなければならないんですけれども、もっとも近い場所でやるのは大津町だと思います。そこでの取得というのを考えているところです。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求める。意見がある場合は、反対の方からお願いをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第60号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。本  
田課長、大変お疲れになっていると思いますので、今日はこれにて延会したいと  
思います。

延会いたします。

お疲れさまでした。

-----○-----

延会 午後3時04分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 4 番

会議録署名議員 5 番

会議録調製者 松岡 洋

# 第 3 回 定 例 会 会 議 錄

令和 7 年 9 月 1 2 日 (金) 開会

( 第 4 号 )

南 小 国 町 議 会

## 令和7年第3回南小国町議会定例会会議録（第4号）

令和7年9月12日  
於 議 場

### 1. 議事日程

#### 開会宣言

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 議案第61号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）  
日程第3 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第4 議案第63号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）  
日程第5 委員長報告 付託議案陳情第2号 経済建設常任委員会 令和7年付託  
中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書  
日程第6 陳情第4号 「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼  
日程第7 陳情第5号 飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書  
日程第8 議員派遣報告について  
日程第9 議員派遣の件について  
日程第10 閉会中の継続審査について  
(総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査  
対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会)

### 2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1番	下城孔志郎	2番	北里桂一
3番	佐藤毅	4番	森永一美
5番	井野和哉	6番	後藤六男
7番	穴井秀房	8番	穴井則之
9番	井上則臣		

### 3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

### 4. 職務のため本会議に出席した事務局職員の職氏名。（2名）

議会事務局長 松岡洋 会計年度任用職員 室原明子

### 5. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名。

町長 高橋周二 教育長 岩切昭宏

総務課長	朝日康博	建設課長	本田圭一郎
まちづくり課長	宮崎智博	税務課長 (会計管理者兼務)	河本孝博
町民課長	河津頼子	農林課長	穴井康治
教育委員会事務局長	志賀美彩代	保育課長	佐藤淳
福祉課長	室原孝平		

開議 午前10時00分

—————○—————

○議長（井上則臣君） おはようございます。

本日の出席議員は9名です。定足数に達していますので、これより令和7年第3回南小国町議会定例会の第4回目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元にお配りしたとおりでございます。

—————○—————

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（井上則臣君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、6番、後藤六男議員、7番、穴井秀房議員を指名します。

日程第2に入る前に、昨日、農林課のほうに補助金の御質問がございました。穴井農林課長より補足説明がございますので、穴井農林課長、お願ひいたします。

○農林課長（穴井康治君） はい。先日、5番議員から御質問いただいた補助金の返還要件についての御回答をさせていただきたいと思います。

要綱上の規定によりますと、虚偽の申請等があった場合、返還の可能性が出るという記載となっていました。少し県のほうにも確認させていただいたところで、青年等就農計画というものを認定をさせてもらって、それが5年計画となっております。そういう中身の部分で虚偽があった場合とかには返還の可能性ということがうたわれております。例えば、計画に対して過大な投資が行われてしまっていたとか、そういうことの事例がありますということでした。できれば、問題というか、計画変更がある場合とかは、事前に御相談くださいという回答をいただいております。

以上になります。

それから、9月10日の日に、4番、森永議員からも御質問いただいた分の回答をさせていただきたいと思います。きのこセンターのエアコンの耐用年数ですね。こちらのほうは6年となっております。

それから、周知方法につきまして、課内のほうで少し検討いたしまして、町のホームページ及び文字放送での周知のほうを少し準備したいと思います。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） はい。農林課長の補足説明を終了します。

—————○—————

### 日程第2 議案第61号 令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）

○議長（井上則臣君） 日程第2、議案第61号、令和7年度南小国町下水道事業会計

補正予算書（第3号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第61号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）については、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 議案第61号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）。

次のページをお願いいたします。

令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算（第3号）。

第1条、令和7年度南小国町下水道事業会計の補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入です。

第1款下水道事業収益、今回、670万円を増額し2億3,473万3,000円とし、その内訳として、第2項営業外収益を同額増額し1億8,936万5,000円とするものです。

続きまして、支出です。

第1款下水道事業費用、今回、221万3,000円を増額し2億4,106万円とし、その内訳として第1項営業費用を219万円増額し2億2,539万9,000円、続く第2項営業外費用を2万3,000円増額し1,566万1,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の補正是ございません。

支出です。

第1款資本的支出、今回、63万円を増額し1億1,644万6,000円とし、その内訳として、第1項建設改良費55万6,000円を増額し782万6,000円、続く第2項企業債償還金7万4,000円を増額し1億862万円とするものです。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

別にお配りしております説明書、資料のほうになりますが、そちらのほうで内訳を説明させていただきます。

説明書の1ページから3ページまでは各事業の合計となっておりますので、4ペ

ページから説明をさせていただきます。

特定環境保全公共下水道の部分になります。収益的収入及び支出です。

収入です。営業外収益の他会計補助金ということで補正及び専決を含めたところにおきます赤字補填というところで540万円の他会計補助金を増額するとしております。

続く支出です。営業費用、汚水管渠費、処理場費、それぞれを増額しておりますが、マンホールポンプと処理場におきます、例えばマンホールでいきますと、通信装置のバッテリーや真空コントロール弁、そういった故障が発生したときの予備の材料費、また処理場費につきましては、原水ポンプというものがありますけれども、それが一部、すでに本年度壊れまして、予備を付け替えております。在庫がなくなりましたので、それらを購入するとしております。

営業外費用です。企業債利息2万3,000円の増額です。昨日、水道のほうでもお話した部分の増額となります。

続きまして、6ページになります。

資本的収入及び支出の支出になります。固定資産購入費ということで55万6,000円を増額しております。当初予算におきまして、みなみ浄化センター乗用草刈機購入費ということで予算を計上しておりました。実際の試乗等も踏まえ、また販売価格等が高騰したことにより、55万6,000円を新たに増額をさせていただきたいと思っております。

企業債償還金ですけれども、その他企業債で7万4,000円ということで、これも先ほどの利息と同様になります。

続きまして、7ページ、農業集落排水事業の部分になります。収益的収入及び支出、収入におきます営業外収益、他会計補助金で、これも赤字補填という部分の他会計補助金の増になります。

また、8ページ、営業費用、汚水管渠費、賃借料の15万4,000円になりますけれども、予備対応等も含めまして停電時におきます発動発電機というものを、7月、いろいろ報道等で7月5日問題とかといろいろありましたけれども、そういった部分も含めて、予備対応として発電機等を賃借をいたしております。それらの部分の賃借料が不足することから、今後の対策も含めたところで15万4,000円の増額を行っております。

続きまして、9ページ、特定地域生活排水処理事業になります。収益的収入及び支出の収入、営業外収益、他会計補助金80万円を増額するものです。理由につきましては、先ほどと同様となります。

10ページです。

営業費用、処理場費、修繕料になりますけれども、42万6,000円ということで、すでに設置されています市町村、町管理の浄化槽につきまして、躯体本体の一部破損が見られましたので、その修繕費ということで42万6,000円を増額するものでございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） 6ページでございますが、車両運搬具購入費でございますが、これは最初に今まで付いた予算の高騰による増額ということでございますか。当初買うのは、どのくらいの予算だったんですかね。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 6ページの補正前に書いてあります94万4,000円が当初の計上額です。実際、資材の高騰等もございますけれども、現実的にこのみなみ浄化センターのみの使用ということはちょっと考えていませんでして、当初から役場の庁舎の周りだったりとか、各公共施設の草刈りにも利用したいというところで考えておりました。

当初の機械を実際に見たときに、馬力の問題だったりとか、ほかの使用実績等も踏まえたところで、ちょっとワンランクアップの機器の部分も考えておりますが、一番大きいものとしては、やはり販売価格の高騰のほうが大きいような状況ではございます。

以上です。

○議長（井上則臣君） 7番、穴井秀房議員。

○7番（穴井秀房君） はい。当初の94万4,000円から55万6,000円も値上げというのは、どういうものだろうなと思ったからお聞きしたところでございます。車両本体がランクアップということですね。最初の説明のとき、それも付け加えていただくとよかったです。すみません。最初の説明のときに、ワンランク上のものが良かったから要るということを言っていただければ分かりました。すみません。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

2番、北里桂一議員。

○2番（北里桂一君） 今の乗用の草刈機のことなんてですが、浄化槽に限らずやるということで、他のいろんな公共施設の自治体とかに貸し出すとかいうのも考えておられますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） さっきの質問とダブる部分もあるんですけれども、あくまでも役場管理が行われているところでの施設での使用を考えています。そのため、例えばなんですかけれども、公共施設以外だったりとか、指定管理の部分も含めてという話にもなるかと思いますが、その貸出しまでは現状のところは考えておりません。恐らく、そういう貸出しをしてくれという話も今後出てくるとは思われますが、先般からお話している部分に重複する部分があるんですけれども、他の自治体ではそういう草刈機だったりを購入して貸出しをしていて、結果、自治体の維持管理が非常に重荷になっていると。その原因については、やはり使い方の問題だったりとか、購入をしたときの気持ちの問題といいますか、そういうところが大きくあるのかなと思います。しかしながら、今後、いろんな要望だったりとか出てくる可能性はあるかと思いますが、現時点におきましては、そこまでは考えてはいなさいどころです。

以上です。

○議長（井上則臣君） ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第61号、令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

### 日程第3 議案第62号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（井上則臣君） 日程第3、議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第62号、固定資産評価審査委員会委員の選任について。

次の者を固定資産評価審査委員会委員に選任したいので同意を求める。

令和7年9月9日提出。南小国町長、高橋周二。

1、住 所 熊本県阿蘇郡南小国町大字中原

2、氏 名 佐藤亨

3、年 齢 満70歳

提案理由。

固定資産評価審査委員会委員を選任するにあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を得る必要がある。これがこの議案を提出する理由である。

現在、固定資産評価審査委員会の委員に関しましては、3名の方がいらっしゃいます。そして、任期のほうが3年ということになっております。

今回、選任をしていただきたい佐藤亨氏におかれましては、現在2期目でございまして、6年間、固定資産評価審査委員会の委員として務めていただいております。そのようなこれまでの経験、また元消防団長でもございました、そういった中での信頼、そういった意味で公平・公正な判断ができる方であるというふうに認識しております、ここに上程をさせていただくものでございます。

御審議のほど、よろしくお願いをいたします。

○議長（井上則臣君） 提案理由の説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、これより討論に入ります。

本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願いします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論はないようですので終了いたします。

人事案件の選任方法につきましては、申し合わせ事項において無記名による投票となっておりますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、それでは投票といたします。

議場の出入口を閉鎖します。

[議場閉鎖]

○議長（井上則臣君） 開票立会人を指名します。

会議規則第32条第1項及び第2項の規定により、4番、森永一美議員、5番、井野和哉議員を指名します。

事務局より投票用紙を配付します。

[投票用紙配付]

○議長（井上則臣君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（井上則臣君） 投票箱異状なしと認めます。

固定資産評価審査委員会委員の選任に同意される方は「〇」、されない方は「×」をお願いいたします。また、会議規則第84条の規定により、白票は否とみなします。

ただ今から投票を行います。

1番議員から順番に投票してください。

[投票]

○議長（井上則臣君） 投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 投票漏れなしと認め、投票を終わります。

これより開票を行います。開票立会人は前にお願いいたします。

[開票]

○議長（井上則臣君） 投票の結果を事務局長に報告させます。

事務局長、お願ひします。

○議会事務局長（松岡 洋君） 報告します。

投票総数8票、有効票8票、無効票0票です。

有効投票中、〇が8票、×が0票。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） それでは、開票の結果、原案のとおり同意することに決定いたしました。

議場の出入口を開放します。

[議場開放]

—————〇—————

日程第4 議案第63号 令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）

○議長（井上則臣君） 日程第4、議案第63号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

○町長（高橋周二君） 議案第63号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）は、建設課長より説明させます。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） 今回、議案第63号につきましては、追加議案として提出をさせていただきました。御審議をよろしくお願ひいたします。

議案第63号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）。

令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算（第5号）。

第1条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計の補正予算（第5号）は次に定めるところによる。

第2条、令和7年度南小国町簡易水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入支出の補正是ございません。

第3条です。予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入の補正是ございません。支出のみです。

第1款資本的支出、今回967万6,000円を増額し、3億9,736万3,000円とするものです。その内訳として、第1項建設改良費を同額増額しまして、3億4,994万2,000円とするものです。

令和7年9月10日提出。南小国町長、高橋周二。

今回の追加補正につきましては、建設改良費における工事請負費になります。

令和7年8月30日土曜日になりますけれども、時間的に18時頃なんですが、波居原水源におきまして、激しい雷雨等がありました。その結果、波居原地区におきます水源のテレメーターといわれる電気施設が落雷に遭いまして、商用電源も含めたところで落ちたという状況に至りました。

そこから、被害の確認をしました結果、非常用発電機におきまして、ポンプ等の稼働は行えたものですから、断水等の影響は出なかつたんですけども、その後、九州電力側の電力復旧は行われておりますけれども、現在、仮復旧という形で給水サービスのほうを行っております。本復旧に向けた形の中で、警報等の発生、そういったものと、あと機器の本復旧という形が必要なものになりますから、今回追加議案として提案をさせていただきました。

以上です。

○議長（井上則臣君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑ございませんか。

5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 今回は、落雷による被害ということですけれども、町内のそ

いう水源池または配水池あたり、その落雷に対する、例えば避雷針であるとか、そういう対策はされておりますか。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君） まず結論から言いますと、雷に対する避雷器だったりとかいう部分も含めてなんですかけれども、この波居原水源にして言えば、5段階で避雷器が設置されています、機器の中にですね。今お話をあったとおり、避雷針が立っている施設もあります。よくもう皆さん御存じかと思いますけれども、避雷針を立てることによって、当然、雷を地中のほうに逃すというアースの設置とかというのがあります、逆に言いますと、雷を呼び寄せる施設にもなるというのが現実だと思います。

今回の、どこの施設でも一緒なんですかけれども、機械内部につきまして、避雷器というもの、ちょっと小さめの機械ではあるんですけど、それを各段階に応じて設置をいたしております。しかしながら、先般からの専決処分でも示すとおり、ここもう数年間、雷の被害が続いているという状況です。

一方で、今回も歳入には計上していませんけれども、公有建物保険のほうで補填があるという状況の中で対応されているんですが、一方で新技術としていろんなものがあるのは事実です。しかしながら、一施設に対して、新技術でそれの対応をするとした場合には、1基当たりが500万円とかかかる経費もございます。それに對する助成制度等もございません。ですので、結果的に現状としては事後処理として保険を利用した対応を行っているというのが現状です。

恐らく、これは水道施設のみに関わらず、公共施設においてはもうほぼこういう形で対応しているというのが現状ではないかと思います。

以上です。

○議長（井上則臣君） 5番、井野和哉議員。

○5番（井野和哉君） 昨今の雷雨というのは、本当に連日、非常に今までにないような雨の降り方であるとか、雷、非常に厳しい状況が続いております。説明があったとおり、非常用電源で稼働は可能であったと、今回はですね。それは不幸中の幸いであったかと思いますが、もし本体が稼働できずに、落雷からもう2週間近く経ちますので、その間に町民の生活に支障を来すような状況も今後は出てこないとも限りませんので、できるだけその辺り、非常に自然のことですから、予測できない部分もあるかと思いますけれども、可能な限り、町民の方々に支障を来さないような対応を、今後また考えていくべきだと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（井上則臣君） 本田建設課長。

○建設課長（本田圭一郎君）　　はい。ありがとうございます。

　もうまさしく給水を行う上においては、もうおっしゃるとおりだと思っております。

　ただ一方で、本当に技術的に厳しいというところがあるものですから、どこまでお金をかけて、24時間安定した給水サービスをやるのかというのは、一つの議論でもあるかと思いますので、あわせてこちら側としてもお願ひをしたいと思います。  
以上です。

○議長（井上則臣君）　　ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君）　　質疑ないようですので、これより討論に入ります。

　本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。意見がある場合は、反対の方からお願ひをいたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君）　　討論ないようですので、これより採決に移りたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君）　　異議なしと認め、本案の採決に移ります。

　これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。議案第63号、令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）の原案に賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君）　　起立全員です。よって、本案は原案どおり可決されました。

-----○-----

#### 日程第5　委員長報告　付託議案陳情第2号　経済建設常任委員会　令和7年付託 中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書

○議長（井上則臣君）　　日程第5、委員長報告を議題といたします。

　経済建設常任委員長より、付託議案陳情第2号、中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書の審議結果の報告を求めます。

　穴井秀房委員長。

○経済建設常任委員長（穴井秀房君）　　委員会審査報告書。

　本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

　1、事件名、令和7年付託議案、陳情第2号、中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書。

2、付託年月日、令和7年6月12日。

3、審査の結果、本委員会に付託された件につきましては、去る7月10日に経済建設常任委員会にて、申請人の中島智明氏の案内を受け、現地を視察いたしました。

終了後、帰庁し、委員にて協議しました結果、本陳情箇所は河川道路ではあります、陳情箇所を除き、前後ともにアスファルトで舗装されており、なぜ今まで舗装されていないのかという意見も出されました。何か特殊な事情があるのかということで、申請人や近隣の住民の方にお尋ねしてみたところでございますが、何もそういう思い当たることもないというような回答でございました。

また、道路周辺に民家が接しているということや、住民の散歩や児童の通行もあるというような箇所でございますので、本委員会では陳情を採択すべきと決定いたしましたので、報告いたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） ありがとうございます。

これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 質疑ないようですので、以上で委員長報告を終わります。

これより討論に入ります。本案に反対の方または賛成の方の意見を求めます。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 討論ないようですので、これより採決に移りたいと思います、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、本案の採決に移ります。

これから行う起立採決について、起立されない場合は否とみなします。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（井上則臣君） 起立全員です。よって、付託議案陳情第2号、中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定をいたしました。

-----○-----

日程第6 陳情第4号 「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼

○議長（井上則臣君） 日程第6、陳情第4号、「南小国公民館満願寺分館」空調設備

(エアコン) 設置依頼を議題といたします。

事務局長に陳情書を朗読させます。

松岡事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 陳情第4号。

陳情書。南小国町議会議長、井上則臣様。

令和7年9月吉日。

南小国町満願寺志津地内、志津自治会会长、兒玉博昭。

1、陳情書内容、「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼。

①使用者状況、各種団体（志津婦人会・百歳体操）、志津敬老会会合、志津自治会役員会及び総会、山林原野管理組合、慈門坊山林組合役員会及び総会、志津自治会避難訓練、その他。

②夏季環境、この数年、異常気象により、南小国町内でも酷暑が恒常化している中で、南小国公民館満願寺分館室内では、時間帯によりますが、室温が30℃から33℃と高温になります。現状の冷却手段は、天井大型扇風機、網戸による通気のみです。

2、陳情要望理由、各種イベントでは暑さに対応した内容、時間で調整していますが、満願寺分館は志津地区の唯一の避難場所となっており、志津エリアでは満願寺川氾濫、急傾斜危険区域が多く、災害発生時は多くの人が避難すると思われます。夏季での避難は、高齢者、病弱な人に限らず、熱中症になる可能性も高くなります。避難所としての機能改善のためにも、空調設備（エアコン）設置が必要不可欠です。

多額な費用が必要と思われますが、上記内容を検討の上、よろしくお願ひいたします。

エアコン設置箇所、小会議室1基、大会議室、大型1基。

以上でございます。

○議長（井上則臣君） 陳情書の朗読が終わりました。

本件の質疑を行います。何か質問がある方、いらっしゃいますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） ないようであれば、この陳情につきましては、議会運営委員会において総務文教常任委員会に付託し審議することに決定しておりますが、異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、陳情第4号、「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼につきましては、総務文教常任委員会に付託し審議することに決定されました。

よろしくお願ひいたします。

-----○-----

### 日程第7 陳情第5号 飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書

○議長（井上則臣君） 日程第7、陳情第5号、飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書を議題といたします。

事務局長に陳情書を朗読させます。

松岡事務局長。

○議会事務局長（松岡 洋君） 陳情第5号。

令和7年9月8日。

南小国町議会議長殿。

陳情者、南小国町大字中原5132、武田裕泉。南小国町大字満願寺3029、佐藤清光。南小国町大字満願寺3311、株式会社星の和牛、佐藤幸春。南小国町大字中原301、石橋孝幸。

飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書。

陳情事項。

飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰による経営圧迫のため、何らかの助成をしていただけるよう陳情する。

陳情理由。

1、枝肉価格の低迷による経営圧迫。

2、飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰による経営圧迫。

以上、陳情いたします。

以上です。

○議長（井上則臣君） 本件の質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） ないようであれば、この陳情につきましては、議会運営委員会において経済建設常任委員会に付託し審議することに決定しておりますが、これに異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、陳情第5号、飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書につきましては、経済建設常任委員会に付託し審議することに決定をされました。

両委員長、よろしくお願ひいたします。

ここで資料をお配りしますので、しばらくお待ちください。

[資料配付]



### 日程第8 議員派遣報告について

○議長（井上則臣君） 日程第8、議員派遣報告についてを議題といたします。

閉会中に許可いたしました議員派遣につきましては、別紙のとおりでございます。  
御報告をいたします。



### 日程第9 議員派遣の件について

○議長（井上則臣君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題といたします。

閉会中に議員派遣の必要がありますので、別紙のとおり許可をしたいと思います  
が、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認め、議員派遣につきましては、許可することに決定をいたしました。



### 日程第10 閉会中の継続審査について

○議長（井上則臣君） 日程第10、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

ただいまお手元に配付のように、総務文教、経済建設の両常任委員会、また議会  
広報調査対策、環境問題調査の2特別委員会及び議会運営委員会から継続審査の申  
出書が提出されておりますので、閉会中の継続審査を許可することにしたいと思  
いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続審査を許可す  
ることに決定をいたしました。

お諮りいたします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決され  
た事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに御異議ございま  
せんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。したがって、この事案につきましては、  
議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りいたします。本定例会に付託された事件は全て終了いたしました。したが  
って、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思いますが、御異議ござ  
いませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（井上則臣君） 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日で閉会すること

に決定しました。

これで、令和7年第3回南小国町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

ありがとうございました。

—————○—————

閉会 午前10時48分

本会議の顛末に相違なきことを認め、ここに署名します。

南小国町議会議長

会議録署名議員 6 番

会議録署名議員 7 番

会議録調製者 松 岡 洋

## 会議顛末

議案番号	件 名	議決年月日	審議結果
議案第47号	専決処分の報告について（令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第4号））	9月10日	承認
議案第48号	専決処分の報告について（令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第3号））	9月10日	承認
議案第49号	専決処分の報告について（令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第2号））	9月10日	承認
議案第50号	令和6年度南小国町一般会計歳入歳出決算書	9月10日	認定
議案第51号	令和6年度南小国町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書	9月10日	認定
議案第52号	令和6年度南小国町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書	9月10日	認定
議案第53号	令和6年度南小国町介護保険特別会計歳入歳出決算書	9月10日	認定
議案第54号	令和6年度南小国町簡易水道事業会計決算書	9月10日	認定
議案第55号	令和6年度南小国町下水道事業会計決算書	9月10日	認定
報告第2号	健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	9月10日	報告済み
議案第56号	令和7年度南小国町一般会計補正予算書（第5号）	9月11日	原案可決
議案第57号	令和7年度南小国町国民健康保険特別会計補正予算書（第2号）	9月11日	原案可決
議案第58号	令和7年度南小国町後期高齢者医療特別会計補正予算書（第1号）	9月11日	原案可決
議案第59号	令和7年度南小国町介護保険特別会計補正予算書（第1号）	9月11日	原案可決
議案第60号	令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第4号）	9月11日	原案可決
議案第61号	令和7年度南小国町下水道事業会計補正予算書（第3号）	9月12日	原案可決

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第62号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月12日	同意
議案第63号	令和7年度南小国町簡易水道事業会計補正予算書（第5号）	9月12日	原案可決
付託議案 陳情第2号	委員長報告 建設経済常任委員会 令和7年付託 中原川堤防道路の整備（舗装）に関する陳情書	9月12日	採択
陳情第4号	「南小国公民館満願寺分館」空調設備（エアコン）設置依頼	9月12日	総務文教常任委員会付託
陳情第5号	飼料・燃料・資材・肥料等の価格高騰に関する陳情書	9月12日	経済建設常任委員会付託
	議員派遣報告について	9月12日	原案可決
	議員派遣の件について	9月12日	原案可決
	閉会中の継続審査について（総務文教常任委員会／経済建設常任委員会／議会広報調査対策特別委員会／環境問題調査特別委員会／議会運営委員会）	9月12日	同意

南小国町議会会議録  
令和7年第3回定例会

令和7年9月発行

発行人 南小国町議会議長 井上 則臣  
編集人 南小国町議会事務局長 松岡 洋  
作成株式会社 アクセス  
電話(096)372-1010

南小国町議会事務局

〒869-2492 阿蘇郡南小国町大字赤馬場  
143番地  
電話(0967)42-1125